

平成26年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 3 月 3 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|------|---------------------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 請願・陳情の委員会付託 | |
| 第 6 | 議案第 1 号～議案第 16 号
案～審議 | 提 |
| 第 7 | 議案第 17 号～議案第 22 号
案～付託 | 提 |
| 第 8 | 議案第 23 号～議案第 28 号
案～審議 | 提 |
| 第 9 | 議案第 11 号
論～採決 | 討 |
| 第 10 | 議案第 13 号
論～採決 | 討 |
| 第 11 | 議案第 15 号
論～採決 | 討 |
| 第 12 | 議案第 16 号
論～採決 | 討 |
| 第 13 | 議案第 23 号
論～採決 | 討 |

出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年 3月 3日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

2月も2週連続の大雪がありました。幸いにも若干の農業施設の被害でおさまり、安堵したところであります。

3月に入り、これから三寒四温を繰り返す、春に向かっていくものと思います。

本日より3月定例議会でありますが、今議会は、26年度予算をはじめ、重要案件がございます。内容等十分審査されることをお願いし、ただいまから、平成26年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、9番、唐澤由江議員、1番、百瀬輝和議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成26年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案28件であります。請願・陳情は、請願2件、陳情1件が提出されております。

会期は、本日3月3日から3月14日までの12日間とし、この間で4日から11日までを休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案第11号、議案第13号、議案第15号、議案第16号及び議案第23号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

今議会は、平成26年の第1回の定例会であります。予算編成方針を含め、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成26年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

平成25年度1年間を総括しながら、平成26年度の予算の概要等を含め、御挨拶を申し上げます。

ことは、穏やかな年明けで始まり、1月下旬には4月を思わせる暖かい日に包まれた暮らしやすい日々が続いておりましたが、前線を伴った低気圧の影響により、2月7日から、また14日から週末にかけて、2週連続で記録的な大雪に見舞われました。中でも、14日からの大雪は、東日本の各地で観測史上初めてとなる積雪量となり、伊那消防署でも63.5センチを記録したと報道をされております。本村でも同様に、50センチから60センチの積雪があったものを見込んでおりますが、この大雪は、広範囲で交通機関や主要道路のマヒ状態が続き、大変心配されたところであります。

村内の被害であります、農業用のパイプハウスの全壊等が11棟ございました。被害として740万円余となっております。しかし、おかげさまで、最小限にとどまりました。

また、村民の皆様方には、連日の除雪に追われ、体力的にも大変だったと痛感しておりますが、互いに助け合う共助の精神が生かされていることも感じたところであります。村では、区と協力し、除雪に全力を挙げながら、職員による通学路の歩道の除雪、高齢者・障害者のひとり暮らし世帯等の除雪も実施し、安全安心な村民生活を優先したところであります。

また、昨年、除雪ボランティアの組織を立ち上げました。北原区を除く各区に組織されました除雪ボランティアには、86名の方から登録をいただきました。近年まれに見る大雪であったため、村で委託しております業者だけでは除雪が追いつかず、大変御不便をおかけいたしました。除雪ボランティアの皆様が、各区内の生活道路、通学道路や歩道など、精力的に除雪をしていただき、その機動力には大変感謝をしているところあります。

また、2月18日を南箕輪村の日と制定する記念事業の一環として、15日には県民コンサート in 南箕輪、また16日にも記念式典等を計画しておりましたが、村民が一丸となって除雪をしていただいているときでもございましたので、中止とさせていただきます。また、改めて実施してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いするものであります。

3月に入りまして、大分暖かくもなつてまいりました。また、春が待ち遠しい時期であります。先ほど申し上げましたとおり、年々異常気象がふえてきており、また規模も強くなってきております。ぜひ、穏やかな1年であつてほしいと願うものであります。

さて、先日、南箕輪村議会が全国町村議会特別表彰を受賞されたと報告をいただきました。まことにおめでとうございます。この表彰は、議会活動を通じ、地方自治の進展に大きな役割を果たしている議会として、全国から2団体が表彰を受けられたとお聞きいたしました。このことは、本村が自立の道を選択して以降の、これまでの村議会の改革の動きや、最近の議会活性化の活動が大きく評価されたことによるものと敬意を表するところであります。

本村は、転入人口が多くなり、住民の意見をどう村政に反映させるかも大きな課題であります。議会が取り組まれております情報発信、また議会と語る会や各種団体との意見交換などを通して、ぜひ、多くの御意見をお聞きいただき、これからの村政運営に対し、建設的な御意見をいただくことをお願いするものであります。

さて、内閣府が公表しております2月の景気動向は、景気は緩やかに回復しているとしておりますが、先行きにつきましては海外景気の下振れや、消費税引き上げに伴う駆け込み需要から、その反動が見込まれますので、注意が必要となります。また、地元金融機関の伊那谷・経済動向でも、上伊那地区内の状況を総合的に判断し、好転企業から悪化した企業の割合を差し引きした数値では、悪化している企業が多い中で、前期より5ポイント改善しております。円安、株高の中で、住宅などの消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要などが影響しているものと理解しております。しかし、地方では、一部の企業の業績回復は見られるものの、依然として厳しい状況には変わりなく、逆に、今後の消費税率の上昇により、景気の後退を危惧しているところであります。

月日のたつのは早いもので、平成25年度も1カ月を切つてまいりました。今年度は村長選もございましたので、骨格予算でスタートしたところでありますが、5月に肉づけ予算をお認めいただき、事業の推進をしてまいりました。今年度は、村民生活に優しく、また地域を元気にする予算に心がけ、取り組んでまいりました。主な主要建設事業は、田畑公民館の建設事業、南原保育園増・改築工事、役場庁舎増築工事、中野原橋修繕事業など、大型事業が山積し、7億円を超える予算を計上してまいりましたが、1月末の支出負担行為の執行率では、89.4%となり、計画どおりに竣工できるものと判断しているところであります。また、主なソフト事業でも、扶助費といった申請に応じた支出もございますが、同じく1月末の支出負担行為の執行率では、72%となっており、平成25年度もあとわずかとなりましたので、最後の確認を怠らないよう指示をしたところであります。

初めに、平成25年度の村税の状況につきまして報告を申し上げます。

一部の大手企業では、業績も回復され、ベースアップも計画している企業もござ

いますが、住民税への波及には27年度以降となりますので、まだまだ厳しさが続くものと判断しております。

25年度の村税であります。全体といたしまして19億9,400万円余りの収入を見込み、前年度の決算額に対しまして、約1,300万円の減収となるものと算出しております。しかし、この数値につきましては、若干厳しく見込んだところでありますので、最終的には前年度と同様に20億円を超えることも予測しております。

その主な内容でございますが、個人村民税につきましては、景気低迷による給与所得の減収により、前年度決算額より約1,600万円の減の6億7,600万円を見込んでおります。また、法人村民税であります。村内の主要企業の一部で業績の回復が見られますので、昨年と同様の決算規模が見込まれるため、1億9,000万円と見込んだところであります。しかし、固定資産税では、地価の下落、また企業の設備投資等が進んでいないため、前年度より約700万円減の9億1,200万円と見込んでおります。軽自動車税及び村たばこ税、入湯税につきましては、前年度の決算より微増になるものと見込んだところであります。

次に、昨年1年間の人口動態であります。県全体では1万2,067人の減となり、12年連続して減少しております。しかし、本村を含む8市町村が人口増となり、本村は、軽井沢町の195人、御代田町の141人に次ぐ、3番目の121人の増となったところであります。中でも特筆すべきものは、出生数から死亡数を引いた自然増減で増加となった市町村は、南箕輪村64人、宮田村1人の2村だけとなったところであります。本村では、未満児のお子さんもふえており、生活優先の住みやすい点を高く評価していただいているものと感じておりますし、また大変ありがたいことでもあります。

したがって、新年度の保育園の園児数につきましても、年度当初では614名を予定しておりますが、例年、転入等により増加してまいりますので、最終的には670名を超えるものと予測しております。特に、母親の就労による3歳未満児の入園希望者が増加しており、定員を上回っている保育園もございますので、本議会でも南原保育園、中部保育園の定数改正をお願いしたところであります。また、平成27年度には、中部保育園と西部保育園の増改築も計画しておりますので、26年度には基本設計を実施してまいりたいと考えております。

一方で、共働き等により、長時間保育を御利用していただく世帯も多くなってきております。保護者の負担軽減や不公平感の解消を図るため、来年度から長時間の保育料を見直し、保護者が利用しやすい料金体系に変更してまいります。

また、平成27年4月から本格的に施行されることとなっております、子ども・子育て新制度につきましては、26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定する予定でございます。現在、調査結果の取りまとめを行っておりますので、今後、審議会で検討していただき、次世代を担う子供たちの行く末を行政、家庭、地域が連携

しながら、支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、社会福祉の現状でございます。

高齢者の介護や子育て、障害者サービスなど、社会福祉に対するニーズが多様化してきており、本村でも徐々に高齢化が進み、村民の健康や福祉に対する意識がますます高まっております。このため、高齢者や障害者の皆様が安心して暮らせる福祉、介護体制の充実、安心して子供を産み、育てられる環境の整備、村民の健康と安全な暮らしを支えるための医療体制の充実などを推進してきておるところであります。

平成24年度から始まりました第5期介護保険事業計画につきましては、今のところ順調に推移しております。しかし、今年度に入り、介護サービス費が急激に増加しておりますので、1月末現在の介護給付費では、昨年同期と比較しまして、約10.7%の高い伸びを示しております。この要因につきましては、高齢化の進展により、要介護認定者の増加に伴うサービス給付費の増によるものであります。

また、国民健康保険につきましては、医療費の増加が続いておりましたが、1月末現在の医療給付費は、昨年同期と比較しまして、ほぼ同額となったところであります。医療費を抑えるためには、まず特定健診、循環器健診、各種がん検診の受診者数の増加が重要となってまいりますので、受診料の引き下げや受診料が無料となる節目年齢をふやし、受診しやすい体制や保健師による保健指導の強化に努めております。なお、国保被保険者数は、若干ではあります但し減少傾向にあります。このことは、若干、景気の動向等によるものと推測しておるところであります。また、低所得者層が増加している状況を見ますと、今後も保険税の伸びは期待することはできず、厳しい財政運営が強いられますが、29年度に予定されております市町村国保運営の広域化までは維持をしてみたいと考えておるところであります。

障害者対策といたしまして、自立支援法に基づいた障害福祉サービスに係る介護給付、訓練給付や地域生活支援事業の提供を図りながら、サービス利用の円滑な推進に努めております。また、障害者の方の中には、今後の生活に不安を抱えている方が多くおります。特に、グループホーム等への入所希望者が多くおられますので、昨年、グループホームを検討する組織を立ち上げており、27年度中には御提言をいただく予定となっております。

戦後、米の生産技術の向上と食事の欧米化などによる過剰米を調整するため、昭和45年から米の生産調整が始まっております。しかし、現在、交渉しております環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPP交渉を見据え、農業の自由競争と体力強化を図るべく、5年後をめどとしまして減反政策を廃止する方針としております。この転換によりまして、米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額されますが、新たに日本型直接支払制度が創設されることとなります。今までの農地水保全管理支払交付金が多面的機能支払いに変更され、また農地中間管理機構による農地の集積化の推進など、農業政策の大きな転換期を迎えます

が、詳細につきましては、現段階でも明らかになっていない部分があります。T P Pの交渉とあわせまして、注視をしていく必要があるものと考えております。

また、6次産業化につきましては、若い子育て世代が多いという村の特徴を生かし、忙しい母親がどのような加工品を望んでいるかを把握するため、アンケートを実施しました。対象者を保育園、小中学校の保護者と限定し、約900人から回答を得ることができました。この結果を分析し、今後、方向性を絞ってまいります。

平成26年4月に、長野朝日放送株式会社と村が森林の里親協定を締結する予定でございます。この協定は、平成26年4月29日から平成28年3月31日までの約2年間にわたり、長野朝日放送株式会社が、森林の里親制度を活用し、地球を守ろうプロジェクトの一環としまして、大芝高原村有林をフィールドとし、森林づくりの交流活動を行うものであります。村は支援金を活用し、イベント、除伐、枝打ち作業等を年に3回程度実施する予定でございますが、この活動につきましては、地球を守ろうプロジェクトの番組で放送される予定であります。

また、平成26年は、名古屋長野県人会と村が連携してイベントを行っていく予定であります。先月の2月8日には、名古屋長野県人会の新春懇親パーティーに参加し、勇壮な本村の太鼓を披露するとともに、村のPRを行ってまいりました。また、9月には、名古屋県人会の全国祭りが開かれるため、さらに村のPRに努めてまいりたいと考えております。

このように、新たな地域連携が始まる年となりますので、多くの皆様の御協力をお願いするものであります。

続きまして、平成6年から稼働しておりました農業集落排水施設いずみ苑は、昨年度、公共下水道処理場への接続も完了いたしました。今年度、郷土資料保管庫、防火水槽、防災備蓄倉庫等に改築し、新たな施設として生まれ変わりましたので、今議会で南箕輪村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止し、また、新たに南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例の制定をお願いするものであります。この下水道関係につきましては、公共下水道一本で運営をすることができるようになりました。南箕輪村は、本当にそういった点では効率のよい村であります。そんな特徴も生かしていかなければならないと考えておるところであります。

また、長年の懸案事項でありました県道吹上北殿線の道路改良につきましては、計画より1年早く、ことし3月末で国道から北殿公民館東までの拡幅改良工事が完了する見込みとなったところであります。同時に、県より、県道伊那北殿線の下河原橋の改良工事につきましても、天竜川の河川区域を避ける形で橋を拡幅し、クランク形状の道路を緩やかなS字状のカーブに改良する工事計画が示され、来年度から事業の着手ができる見込みとなりました。長年、通行に不便をおかけしておりましたが、もうしばらく御理解と御協力をお願いするものであります。

今年度末で指定管理期間が終わります28施設につきましては、南箕輪村公の施設指定管理者選定審議会で審議をしていただき、答申をいただいたところであります。

村でも答申を尊重し、今議会に社会福祉施設等の指定管理者、並びに大芝高原等関連施設の指定管理者、村民体育館の指定管理者の指定につきまして審議をお願いするものであります。

さて、今議会は、新年度予算の審議をお願いいたしますので、予算編成の概要につきまして申し上げます。

基本方針といたしましては、人口増加対策を基本とする積極的な予算を編成したところであります。当初予算といたしましては、昨年度肉づけ予算より、8.1%増の過去最大規模の57億8,000万円といたしました。特に、重点課題といたしまして、保育園、小中学校の増改築等など大型事業を計上し、あわせて住民の声を反映するため、これまで抑え込んでおりました地区計画事業も1,000万円程度を増額し、住民生活に密着した道路の整備の強化を図ったところであります。また、一方では、子育て、福祉、教育面のソフト事業の充実も図り、ソフト、ハード事業の両面で人口増加に向けた予算としたところであります。

初めに歳入であります。

村税につきましては、一部企業の業績回復も見られることから、法人村民税は、前年度より3,526万円の増額を見込みました。個人住民税では、給与の収入の伸びが期待できないことから、1,131万円の減としました。村民税全体では2,395万円の増としたところであります。また、固定資産税、軽自動車税、入湯税につきましては、前年度とほぼ同額を見込んでおりますが、村たばこ税につきましては、売上本数の減少見込みにより、前年度より1,470万円の減額を見込んでおります。したがって、村税では、1,021万円増の19億9,300万円余りとしたところであります。

地方消費税交付金でございますが、消費税率の増加に伴い、地方へと配分もふえるものと理解しておりますが、不明な点もございますので、増加分につきましては県の試算を参考にいたしまして、2,770万円の増としたところであります。

そのほかでは、分担金及び負担金では3,421万円の増、また国庫補助金では1億5,760万円の増、県補助金につきましては5,015万円の減となったところであります。事業に伴う増減となっております。また、今年度は大型事業が重なりましたので、財政調整基金から2億円を取り崩し、村債では、伊那消防署の建設等に伴い、1億9,210万円の増となったところであります。

次に歳出であります。

初めに、ハード事業であります。子育て、教育に関する事業では、人口増加対策、また各施設の安全対策の整備を実施するものであります。平成27年度には、南部小学校の児童数の増加が見込まれ、あわせて教員数も増加してまいりますので、二つの教室と職員室の増改築工事としまして、1億900万円余りを計上しております。また、中部、西部保育園につきましても、園児数の増加が見込まれることから、増改築に向けた基本設計を委託するものであります。

各施設の安全対策では、小学校体育館の耐震補強工事とサッシガラスの修繕工事、

南部小学校のトイレの改修工事、中学校プールのろ過器の取りかえ工事、また村公民館の耐震改修工事の実施設計や村民センターの冷暖房装置の改修工事などを計上しております。

時事共同に関する事業といたしましては、伊那消防署建設関連で2億1,500万円余りと、久保の消防屯所建設工事では2,500万円、第1分団第2部の小型可搬ポンプ積載車の購入などを計上しております。

また、生活環境に関する事業といたしましては、南原住宅団地焼却灰処理関連では1億3,400万円を、道路関係では、今年度から塩ノ井区から久保区の旧道の舗装修繕工事を実施し、そのほかには、荒井坂橋の修繕工事といたしまして4,800万円を、南原区の農道整備として3,400万円を計上したところであります。

次に、主なソフト事業でございますが、障害児のサービス等の利用計画を担う相談支援事業所の開設や、南信交通災害事業では、未就学児の共済掛金を村が負担してまいりたいと考えております。

また、昨年実施しました1泊による避難訓練の検証から、少しでも快適な避難生活を送るために、仕切り板を補充し、新たにバルーン型の投光器と発電機、またAEDなどの配備などを計上しております。

産業面では、ブランド米の開発及び販路の拡大、奥地林の森林整備、調査研究なども盛り込んだところであります。

教育面では、特別支援が必要とする児童や生徒の支援や介助につきまして小中学校の特別支援教育支援員の増員や、小学校1、2年生を対象として学習習慣形成支援員の増員を行い、教育環境の整備、充実を図るものであります。

また、扶助費につきましても1,133万円を増額し、市には障害者自立支援給付費の増となったところであります。

また、大芝高原の利便性向上に向けた補助事業に採択されるよう事業計画を策定する費用といたしまして、1,100万円も計上いたしました。大芝高原の利便性活用、今の施設につきましては、補助事業に持ち込み、計画的に整備をさせていただくと、こんな予定でおるところであります。

以上が一般会計の新年度予算の概要であります。

平成26年度の当初予算では、緊急的な課題の取り組みのため、近年にない財政調整基金の取り崩しや起債の借り入れも実施しましたが、一過性のものであり、村の財政状況に影響するものではないと判断しております。しかし、過去最大規模の当初予算を編成しましたので、今まで以上に経常経費の節減はもとより、効率的な行財政運営をしていくように努めていくものであります。

人口が増加していくということは大変ありがたいことでもあります。昨年も、人口増加対応につきまして視察もいただいたところではありますが、本村では、人口増加定住化対策につきまして、具体的な施策というのは何ひとつ実施をしていないところでもあります。そんな点は驚いておられるところでもあります。しかし、県下でもト

ップクラスの一つ一つの事業の積み重ねと事業の厚みが、子供から高齢者までバランスよく実施していることが、住みよい、また安心して暮らせる村を育てているものと理解しておるところであります。こんな点を評価していただき、人口が増加する力となっているものと判断しております。

3期目の村長に就任し、1年が経過しますが、前2期は、どちらかといえば、子育てをはじめ、住民生活を支えることを優先させながら、健全な財政運営と持続可能な村づくりの礎を築くため、起債残高の減少、また基金の増額も図りながら、将来に向けての力をためていた時期でもありました。しかし、これからは、推進力のあるときに、人口増加の受け皿づくりといたしまして、積極的な行政を打ち出したところでもあります。あわせまして、住民生活を守る、このことは基本としながら、今後は積極的なそんな対応もしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、村の発展の推進力として御理解と御協力をお願いするものであります。

本定例会でお願いいたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算等28議案、報告が4件であります。いずれも原案どおりお認めいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） それでは、ここで諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年11月分から平成26年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告いたします。

細部につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

報告第2号は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定しましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、議会に報告するものであります。

細部につきましては行動計画書をごらんいただきたいと思います。

報告第3号及び第4号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社、並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成26年度予算が、それぞれの自治会、評議委員会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

細部につきましてはそれぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は請願2件、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本議会において報告をお願いいたします。

それでは、これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関連政令等が平成25年3月及び6月公布されたことに伴い、南箕輪村税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、細部説明をさせていただきますが、議案第1号を見ていただきたいと思えます。

最初に、今回の改正につきましては、大まかに言いますと、公的年金からの特別徴収制度の見直しと、それと金融証券税制関係、これらの改正が主なものになります。

新旧対照表により細部説明をさせていただきますが、4枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。14分の1ページになりますが、それぞれアンダーラインの部分が改正箇所ということになります。改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収の第47条の2の改正であります。

これにつきましては、今までは個人村民税を公的年金から特別徴収されていた方が、徴収額決定後に金額が変更された場合、あるいは賦課期日後に他の市町村に転出した場合等につきましては、特別徴収から普通徴収に切りかえられるということになっていました。このことになっていたわけでありましたが、特に切りかえる理由がないことなどから、特別徴収を継続できるというように改正するものであります。それらに伴う規程の改正ということになります。このことによって、納税者の納付の手間が省けますし、また事務の効率化が図られるということになるかというよう

に思います。

この改正条例につきましては、平成28年10月1日から施行ということになります。

それから、次に、その下になりますが、年金所得に係る仮特別徴収税額等の第47条の5の改正であります。

これにつきましては、現在、個人住民税の公的年金からの特別徴収につきましては、その年の前半の4月、6月、9月を仮徴収といたしまして、後半の10月、12月、2月を本徴収という形で調整されて、徴収をされておるわけですが、この本徴収の最後である2月の税額が、次年度の仮徴収の4月、6月、9月の徴収額と同じ額になるというように現在のところはなっているわけですが。ですが、ある年度の特別徴収額が大きく変動したような場合につきましては、この仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまうということがあります。それで、翌年度以降もこれが継続されてしまうということで、大分差が出てしまうということでもあります。そこで、納税者の理解を得やすいようにするという、それが納税額を平準化するという見直しを行っていくものであります。前年度徴収の年額を基礎として、仮徴収額を決定するというように改めるものであります。

この条例改正については、同じく平成28年10月1日から施行ということになります。

次に、14分の2ページになります。

1ページめくっていただきますと、中ほどの附則になります。寄附金税額控除における特別控除額の特例の第7条の4の改正であります。

これにつきましては、今回の改正により追加された条項がありますが、この条項に係る村の条例のところに追加になりますので、それをつけ加えるものであります。

これについては、平成29年1月1日から施行ということになります。

次に、16条の3のところ、下の方になりますが、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例の第16条3の改正であります。

14分の2ページから14分の4ページにかけてということになりますが、この条項につきましては、今回の改正により、幅広い金融商品から生じる所得を一体として課税するという、金融所得課税の一体化を進める改正が行われたわけですが、平成28年1月1日以降に支払いを受ける利子等や譲渡損益について、現在のところ、上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められていた損益通算範囲を公社債等の利子や譲渡損益まで拡大するという改正であります。ちょっと難しいですが、そういう改正になります。

また、損益通算範囲の拡大にあわせて、現在非課税とされております公社債等の譲渡益について、申告分離課税の対象となるということに改正され、また公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税ともに見直されたということによる既定の整備を行うものであります。

この条例につきましては、29年1月1日から施行ということになります。

次に、14分の4ページの中ほどになりますが、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例第19条と、14分の5ページ、その下のページの上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例第19条の2の改正であります。

これはあわせて同じものでありますが、同じものといえますか、改正内容は同様であります。

株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、いわゆる一般株式等に係る譲渡所得の分離課税と、それから上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税というように区分をされたことによる規定の整備を行うものであります。二つに分かれたということでもあります。

この条例につきましては、28年1月1日から施行ということになります。

それから、5ページの右側の改正前の条項になりますが、1番下の段になります。19条の2から13ページまでずっとありますが、削除の項目になりますが、13ページまでの4まで。それから、最終ページの14分の14ページです。その19条の10です。これが、みんな削除になるわけですが、この理由につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めてある規定であるということ、総務省からの通知によりまして、条例から削除することが望ましいとされたものでありますので削除するものであります。

この改正条例は、29年1月1日から施行ということになります。

次に、13ページから14ページを見ていただきたいと思います、13ページの条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例19条の9第5項になります。

先ほど、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例で説明を申し上げましたが、公社債等に係る課税制度が、所得税及び地方税ともに見直されたことに伴いまして、規定の整備を行うものであります。

これにつきましては、平成29年1月1日から施行ということになります。

なお、説明は省略させていただきますが、本文の3ページのところに、附則において経過措置も設けられておりますので、御了承願いたいと思います。

以上が、今回改正の細部説明とさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、保育園の定員を増加するための改正であります。

園児数は依然として増加傾向にあります。平成26年4月からの受け入れ園児数がほぼ固まりましたので、定員を上回る二つの保育園の定員をふやし、受け入れ園児数の対応を図るための条例改正であります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） それでは、議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」の細部説明をさせていただきます。

保育園の入園数は、人口の増加や3歳未満児の入園増により、毎年増加しています。中部保育園の入園児数は、ここ何年か定員を超えておりまして、また南原保育園につきましては、定員を大幅に超えております。中部保育園、南原保育園とも、今後とも園児が増加することが見込まれるため、条例の定員の改正を行うものです。

議案の最後のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

中部保育園を170名から10名増員し、180名とし、南原保育園を110名から40名増員し、150名とするものです。したがって、5園の定員合計は、現在の610名から50名増員し、660名となります。

なお、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、村の常勤の特別職の職員に対する給与及び報酬について、村特別職報酬等審議会よりの答申を受け、所要の改正を行う必要が生じたため提案するものであります。

この答申を尊重し、村長、副村長、教育長の報酬について、答申どおり、4月から支給される給料月額を本則の月額から3%減ずる条例改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第3号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま提案説明で申し上げたとおりでございます。平成26年度、村の常勤の特別職の給料額等につきまして、村特別職報酬等審議会より答申をいただいたところでございます。今回の改正につきましては、この答申の内容を尊重し、内容に沿った所要の条例改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明を申し上げます。

附則条項につきまして、1項を追加し、23項を設けております。第1条に規定する常勤の職員の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間におきまして、条例の規定にかかわらず、規定による給料月額から100分の3に相当する額を減じて得た額とするものでございます。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となります給料月額につきましては、減額前の給料月額を適応するものでございます。

2枚目のお戻りをいただきまして、附則でございますけれども、この条例は平成26年4月

1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関連政令等が平成25年3月及び6月に公布されたことに伴い、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、お手元の議案に基づきまして説明させていただきますが、最初に、4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

これも、それぞれアンダーラインの部分が改正箇所になるわけですが、左側の改正後の条項に沿って説明させていただきます。

最初に、一番上であります。

端数処理の特例の第12条の2の追加になりますが、現在、国民健康保険税の納期分割につきましては、年税額を年10回に分割して納付していただいております。1期目で端数処理を行いまして、2期目から10期目までを同じ額となるように分割されております。現在は、分割による端数処理が1,000円単位となっているということで、1期目と2期目以降の分割金額に大きな差が生じてしまうということで、納税者の負担が大きくなってしまうという現象があります。そこで、端数処理を100円単位として、年間の分割額を平準化することにより、負担の軽減を図るという特例を追加するものであります。このことによって、納税者の負担割合が平準化されて、負担も少なくなるということでもあります。

それで、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行ということになります。

それから、次に4ページから最終ページになります9ページまでの附則第3項から第11項までの改正であります。これは、先ほど村税条例の一部改正について説明をさせていただきましたように、地方税法の改正によりまして、上場株式等に係る配当所得等の分離課税や条約適用配当等に係る分離課税について、公社債の利子が対象に追加されたこと、それから、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等と上場株式等に区分されたことに伴う規定の整備を行うものであります。

この改正条例については、29年1月1日から施行ということになります。

次に、6ページの右側の改正前の条項になりますが、附則8項及び9項、それから7ページの11項、それから最終ページ、9ページの15項につきましては、これが

削除になります。

これにつきましては、先ほども村税条例の一部改正でも説明申し上げましたけれど、単に課税標準の計算の細目を定めた項目であるということから、総務省に通知によって削除が望ましいとされたために削除をするものであります。

この改正条例につきましては、29年1月1日から施行ということであります。

なお、附則では、規定において執行期日を交付の日からとさせていただいたものもありますので、また見ていただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、上伊那広域連合管内にある伊那市飯島町及び宮田村に設置してあります証明書自動交付機について、平成26年3月末をもって全て廃止することになりましたので、廃止に伴う関係条例の整備を行うための改正であります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第5号について説明を申し上げます。

今の提案理由にありまして、伊那市飯島町、宮田村にある各種証明書を発行する自動交付機につきまして、3月31日をもって廃止することになりました。このことによりまして、上伊那広域連合管内の自動交付機は全てなくなりますので、自動交付機に関する印鑑登録及び証明に関する条例、手数料徴収条例、住民カード条例の三つの条例を整備する必要が生じたので、一括改正をするものでございます。

議案書をおめくりいただきまして、第1条関係の印鑑登録及び証明に関する条例、新旧対照表の1ページ、3分の1ページをごらんください。

対照表右側の改正前、第9条第3項中、自動交付機と自動交付機の定義の文言を

削除するものであります。左側の改正後では、9条第3項の第1行目の第2条第2号の箇所にアンダーラインがありますが、これは後ほど説明する住民カード条例の改正についても同様に自動交付機を削除するため、多機能端末機の定義が3号から2号にずれるために改正をするものでございます。

次に、新旧対照表の2ページの手数料徴収条例新旧対照表をごらんください。

別表8と22の欄の自動交付機を削除する改正であります。8は住民票の写しの交付、22は印鑑登録証明書の交付に関する自動交付機を削除いたしまして、窓口のみでの交付手数料に改正するものでございます。

次のページをごらんください。

第3条関係、南箕輪村住民カード条例新旧対照表であります。

第2条には、用語の意義を規定してありまして、改正前の第2条第2号の自動交付機に関する規定を削除いたします。したがって、第3号及び第4号は1号ずつ繰り上がり、改正後では第2号、第3号になります。

第3条では、利用目的を規定してあります。改正前は、自動交付機と多機能端末機による利用を規定してありましたが、自動交付機を削除し、多機能端末機の利用といたします。したがって、1号のウ、課税証明書等とエの戸籍に関する証明は、多機能端末機では現在利用できませんので、削除をするものであります。

第3条第2項は、1項エに関連した規定でありますので、削除をいたします。

第9条では、住民カードの交付を規定してある条項で、第3条第1号の関連項目を削除したことにより、改正前アからエまで及び同上第2号をア及びイに改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

私の質問はちょっと条例の改正に関することではないんですけど、住民カードそのものについて質問いたします。

今後は、多機能端末機、いわゆる住民カードを役場の外で利用するのは多機能端末機で利用できるものなんですけれども、実際に私は住民カードを持っていて、当時、住基カードができたころ新しく申請したせいか、持っているカードのICが古いと、それで実際にコンビニでその機械に当てますと、読み取りができなくて、結局その多機能端末機そのものを利用できないというような実情がありまして、役場の担当者にお聞きしましたところ、ちょっと古いものとか、ICが読み取れない場合があるというようなことも聞きましたので、実際そういう実情が、ほかの村民

も困っていることがあるのか、またそういった場合に、再発行をする必要があるのかと思うんですけど、そういった案内とかをされているか、そういった実情をお尋ねします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 確かに、古いカードでは、小坂議員が言ったとおり、中には使えないものもあるということで、たまにそういった問い合わせがございます。そういった場合には、無料で新しいカードに更新をさせていただいて、お配りをしているところでございます。なお、広報については、その都度、広報をさせていただいております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議長、今の質問で結構です。

議長（原 悟郎） よろしいです。

ほかに質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 昔、こういった自動交付機をどんどん普及しておいて、今また、なぜ廃止するのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 自動交付機、何年もたちまして、自動交付機を設置していなかったのは、南箕輪村と中川村の2村だけでありました。あとの6市町村は自動交付機を設置してありましたけれども、これが経年いたしますと、修繕をしなければいけないということで、かわりの部品がなくなってきてしまっているということと、あとコンビニ交付が定着をしてきたものですから、維持管理費が非常に安くなってきたということで、上伊那管内全て自動交付機を撤去するという事になった次第でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第6号「南箕輪村研修センター設置条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村研修センター設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

南箕輪村研修センターの資料室は、資料室として使われておらず、倉庫としての使用となっております。そのため、資料室としての使用料を徴収することが適当でないため、別表から資料室の部分を削除するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） それでは、議案第6号「南箕輪村研修センター設置条例の一部を改正する条例」について細部説明を申し上げます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

研修センターの使用につきましては、実情に合わせるために、別表の改正前の資料室の欄を削除するとともに、使用料及び特別使用料についても削除するものであります。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第7号「南箕輪村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年度に公共下水道事業への統合を決定して以来、公共処理場への接続がえ工事などを行い、今年度はいずみ苑の改築工事を実施しました。これにより、農業集落排水事業が公共下水道事業へ統合が完了しましたので、条例を廃止し、また関係する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま説明がありましたとおり、農業集落排水事業につきましては、公共下水道事業に統合されました。よって、南箕輪村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

附則としまして、この条例を平成26年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、従前、農業集落排水事業の使用料等につきましては、まだ未収の部分がございまして、農業集落排水施設の使用料及び分担金に関する事務の取り扱いについては継続して行うものであります。

また、関係する条例の一部改正でございまして、附則の第3項、第4項につきましては、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうで説明をしたいと思います。

まず、南箕輪村上下水道事業運営審議委員会設置条例の一部改正についてでございます。改正部分につきまして、アンダーラインでお示しをしておりますが、第1条の設置の中に農業集落排水事業の規定がございます。この農業集落排水事業を削除しまして、あわせて文言の整備を行うものであります。

次に、南箕輪村環境保全に関する条例の一部改正についてでございます。第41条の排水処理施設に農業集落排水事業が含まれてございます。村の近接する伊那市等について、農業集落排水施設がございませんので、排水をそちらに接続する例はございません。したがって、これを削除し、あわせて文言の整備を行うものであります。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、今年度、水道事業で進めておりました水道事業計画の見直しによる変更と農業集落排水事業の廃止に伴いまして、水道事業及び公共下水道事業の経営の基本を変更するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正する箇所につきましてアンダーラインを引いてございますが、まず、一つ目としまして、水道事業計画を今年度見直しておりまして、その変更によりまして、上水区域の一部を変更するものであります。二つとしましては、給水人口につきまして、1万3,500人に拡大するものでございます。三つ目としまして、1日の最大給水量を6,300立方メートルまで減少いたします。以上は事業計画の変更によるものでございまして、この内容を条例に反映させるものでございます。

第1条第1項におきまして、村民をという項目につきましては、水道使用者に改めます。また、水道事業名につきましては、南箕輪村村営水道に改めるものでございます。第2条第2項第1号におきましては、給水区域を従前の久保、中込、塩ノ井、北殿、南殿、田畑、神子柴の一部区域、沢尻の一部区域、南原、大芝、大泉、北原、伊那市中の原の一部区域に加えまして、伊那市の西箕輪の一部区域改めるものでございます。また、同条第2項第2号におきまして、給水事項を1万3,500人に改めるものであります。また、同条同項第3号におきまして、1日の最大給水量を6,300立方メートルに改めるものでございます。

続きまして、農業集落排水事業の廃止に伴う改正でございます。

第1条第2項から農業集落排水事業を削除し、文言の整備を行います。また、第2条第4項を削除するものでございます。

お戻りいただきまして、附則といたしまして、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第9号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村水道事業及び南箕輪村下水道事業の設置等に関する条例と水道事業について、内容が重複する部分がありますので、文言等について整備を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

議案書の3枚目をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表によりまして御説明いたします。アンダーラインの部分が改正の部分になります。

まず、この条例の第3条、第4条の内容につきましては、村営水道の設置、それから給水区域等についての規定でございます。先ほどの議案第8号の「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置に関する条例」の第1条第1項と第2条第2項の内容と重複する部分であります。したがって、この条文を削除するものであります。第1条におきましては、この削除にあわせて、文言も整備も一部行います。

第5条以降につきましては、条名が二つずつ繰り上がりますので、引用等も含めまして、文言の整備を行うものであります。

附則といたしまして、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 今回の提案の村営水道の給水というふうになっていますが、前議案で、片方では上水道というふうな扱いになっていますが、ちょっとこの村の、要は村営水道の扱いなんです、ちょっとこの文言がどうなのかということをお聞きしたいと思います。どのように、それぞれ上水道ということと、片方では村営水道、上水道とまでは書いていないですが、こちら辺の扱いについてお聞きします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） ここの文言の扱いの関係ですけれども、上水事業につきましては、市町村で一つということではなく、複数で運用されているところもございまして、この村の場合につきましては、上水事業につきましては村営水道一本でございますので、そういった意味合いで文言をちょっと使い分けております。

以上、よろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第10号「南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業を公共下水事業へ統合したことにより、農業集落排水処理施設いずみ苑を文化財資料保管倉庫等として利用するため、設置条例を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、議案第10号「南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例」について細部説明を申し上げます。

先ほど提案理由でありましたとおり、農業集落排水処理施設いずみ苑の跡利用で、文化財資料保管倉庫として利用するため、設置条例を制定し、施設の維持管理をしていくものであります。

第1条の趣旨では、この条例で規定しようとする事項の内容を要約して掲げています。

第2条では、保管倉庫を設置する目的について掲げております。

第3条では、保管倉庫の名称及び位置について掲げております。

第4条では管理、第5条では委任について掲げております。

附則の施行期日ですが、平成26年4月1日から施行をいたします。

以上、「南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例」について細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） この施設については、今までの施設から、目的外の保管倉庫というような形でなされているわけですが、あの施設について結露、もしくは湿度の調整、その点については十分配慮したものであるか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） いずみ苑の施設につきましては、今年度工事をして、改修したわけではありますが、既存の施設をベースにしてやっておりますので、湿度等

の整備については、特に新たに除湿機を設けたりとか、そういうのはしておりませんので、今後は必要に応じて、除湿機等の設置も考えていきたいと思っております。以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それじゃあ、まだ、そういうものがされない、考慮をされたりしない中で物は搬入したりするというふうに、それからあと除湿とか、そういうものを考えていくというようなことですか。そうすることにより、搬入されたものが変化するというようなことは考えられませんか。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 現在、資料の搬入を考えているのは、現在の郷土館の地下にあるものとか、村体の地下にあるということで、上のいずみ苑よりも条件的には悪いところでありますので、今のところよりも条件は整っておると思います。

それで、各部屋の湿度計などをつけたりして様子を見まして、先ほども言いましたように、必要ならば除湿機等も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込み額の調整と、歳出では事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,902万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億3,102万7,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろし

く御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第11号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」の細部説明を申し上げます。

予算書案をおめくりいただきまして、まず第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書によりまして歳出から申し上げますが、各科目にわたりまして人件費の関係が出てまいります。裏表紙の1枚前になりますが、66ページ、67ページに、給与費明細書がございます。お目通しをお願いいたしたいと思っておりますけれども、いずれも職員の人事異動等に伴うものでございます。67ページの下に職員手当の内訳の表がございますが、この表中、時間外手当の増額につきましては、さきの大雪での除雪等の対応による不足が主なものでございます。

なお、各歳出科目の説明におきましては、2節、給料から4節、共済費まで、詳細を省かせていただきますので御了解いただきたいと思います。

予算書案の24ページをごらんいただきたいと思います。

1款、議会費でございます。

1項1目、0101議会事務で564万円の減額であります。委員会室の録音設備改修工事の内容変更によるものでございます。

次に、25ページの2款、総務費でございます。

1項1目、0201一般管理事務で334万1,000円の減額であります。9節、旅費の不足額4万円及び11節、需用費で、本年4月採用職員の対応被服の購入費29万円を増額させていただくほかは、実績見込み、入札差金等による不足額の減額でございます。

次に、0202庁舎管理事務では、196万3,000円の増額をお願いいたします。燃油、ガス等の値上がりによりまして、11節、需用費で97万4,000円の増額。おめくりいただきまして、工事請負費ですが、役場庁舎増築等工事費で、工事により床の段差が生じます村長室につきましても、あわせてOAフロア化するための経費等352万円の増額をお願いいたします。そのほかは不用額でございます。

次の2目、0210文書広報事務では、世帯増に伴う広報誌ほかの配布委託料3,000円を増額させていただくほか不用額で、目の計では72万5,000円の減額でございます。

次の3目、0220財政管理事務は、全て不用額で、46万9,000円の減額でございます。

続きまして、5目、28ページの0241財産管理事務で、不用額2万2,000円の減でございます。

次の7目、0251防犯対策事務では、19節で防犯灯電気料補助金32万円の増額をお願いいたします。いわゆる、すずらん灯等も含めました設置数の増に伴うものでござ

ございます。そのほかは不用額で、差し引き17万6,000円の増額をお願いいたします。

続いて、0252防犯灯施設整備事業では、防犯灯の修繕を必要とする箇所が増加しております。20基分50万円の増額をお願いいたします。新たな設置となります工事請負費につきましては減額いたしまして、差し引き46万7,000円の減額でございます。

次の8目、0255交通安全対策事務は17万円の減額であります。

29ページにわたりますが、全て不用額でございます。

次の9目、基金費では、利子の見込みによりまして、0257財政調整基金積立金で22万9,000円の増、0222減債基金積立金で20万3,000円の減でございます。

次に、10目、0258南信交通災害共済事務では、本年度から加入事務の手続を改めました。当初見込みより経費がかかりませんでしたので、27万3,000円を不用額とするものでございます。

次の12目、地域づくり推進事業で68万4,000円の減額でございます。いずれも実績見込みによる不用額でございます。

次の13目、企画調整管理事務では114万6,000円の増額でございます。上伊那広域連合負担金の確定によります121万7,000円が主なものでございます。

次の17目、0208情報管理事業は全て不用額で、合わせて660万6,000円の減でございます。主なものといたしまして、31ページになりますが、18節のネットワーク機器更新の入札差金等による不用額385万円などとなっております。

次に、2項1目、0260税務総務事務は17万9,000円の減額で、11節、燃料費12万円ほかの不用額ということでございます。

次に、2目、0261賦課徴収事務も286万5,000円の減額で、19節、情報センター負担金175万8,000円ほかの不用額でございます。

次の3項1目、0265戸籍住民基本台帳事務も同様に、19節の情報センター負担金等の不用額で、目の計で204万7,000円の減額でございます。

次の4項1目、0270選挙管理委員会事務も同様に、4万8,000円の減でございます。

続きまして、3目、0272参議院議員選挙事務では21万2,000円の減額、おめくりをいただきまして、5項、統計調査費につきましては、合わせて7,000円の減額でございますが、それぞれ国政選挙及び指定統計の委託金が確定したことによるものでございます。

34ページにまいりまして、6項1目、0299監査委員事務でございますが、旅費の不用額4,000円の減額でございます。

おめくりをいただきまして35ページ、3款、民生費でございます。

1項1目、0301社会福祉総務事務で314万3,000円の減額でございます。いずれも不用額で、大きなものは20節、扶助費の寝たきり老人介護者手当給付金でございます。

次の0302福祉医療費給付金事業は1,075万5,000円の減額でございます。12節で、

医療機関申請手数料等の増加により247万2,000円を追加いたしますが、20節、扶助費につきましては、各事業の給付が当初予算額を下回る見込みとなりましたので、合わせて1,309万4,000円を減額するものでございます。

次の0306障がい者福祉事業では、23節で前年度の補助金が確定しましたことによりまして返還金が生じたので、38万8,000円を追加させていただき、そのほかは不用額の減額でございます。

次の0310在宅障がい者等タクシー利用料金助成事業は、補助金の不用額16万円の減額でございます。

おめくりいただきまして、37ページ、0360未熟児養育医療費給付事業では、対象事案の増加によりまして、19節の負担金で21万5,000円の増額をお願いいたします。

続きまして、2目、0315国民年金事務では全て不用額で、19万6,000円の減額でございます。

次の3目、0311介護予防・地域支え合い事業で50万7,000円、次の0312家族介護支援対策事業で20万円、いずれも不用額の減額でございます。

続きまして、0316高齢者福祉総務事務では、介護給付費分の増加に伴いまして、28節の介護保険事業特別会計繰出金を68万9,000円増額するほかは不用額で、差し引きでは9万5,000円の増額でございます。

次の0317社会福祉協議会委託事業では、13節、委託料で、法人運営事業に係る増加分として94万9,000円、19節の補助金で26万9,000円、合わせて121万8,000円の増額をお願いいたします。

おめくりいただきまして、0318老人クラブ活動助成事業で6万2,000円、次の0324高齢者日常生活用具貸出事業で6万9,000円の減額でございます。全て不用額でございます。

次の0327老人保護措置事業では、養護老人ホーム入所措置費を実績見込みによりまして350万円減額をいたします。

次の0328高齢者の生きがい対策推進事業は全て不用額でございまして、70万6,000円の減額でございます。

40ページに移りまして、0329後期高齢者医療事業では、医療費の増加に伴いまして、19節で広域連合療養給付費負担金を312万円、28節で保険基盤安定繰出金を43万4,000円増額し、その他不用額との差し引きでは322万5,000円の増額でございます。

次に、2項1目、0330児童福祉総務事務では、11節の需用費ですくすくハウスの電気料1万円と13節で病児・病後児保育の利用者数の増加に伴う委託料136万円の増額、これ以外は不用額でございまして、差し引き108万円ということでございます。

次の0331児童手当給付事務は、給付見込みによります減額等で252万9,000円の減でございます。

続きまして、2目、おめくりをいただきまして、0340保育園運営事業は、補正額が531万円の増額でございます。内訳では、7節の賃金で、全ての園児数、あるいは加配等が必要な園児数、それぞれの増加等に伴いまして、臨時保育士等の賃金が1,120万円増額をお願いするものでございます。18節で、転入等により、今春の入園見込み実数が伸びておりますので、これに対応するための机、椅子等の備品の購入費179万3,000円の増、19節では、情報センターの負担金167万7,000円の増、そのほかは不用額でございます。そのうち、13節、15節の南原保育園増築工事関係の委託料、工事費が主なものということになっております。

次の0342児童発達支援事業は583万6,000円の減でございます。7節の賃金で、たけのこ園の上半期の利用者が少なかったことによりまして、臨時職員賃金の減額等でございます。

続きまして、4項1目、0350災害救助事務で4万8,000円の減額、いずれも不用額でございます。

おめくりをいただきまして、4款、衛生費でございます。

1項1目、0400保健衛生総務事務ですが、11節で保健センターのガス代6万円、公用車の修繕費3万円の増のほかは不用額の減額でございます。大きなものでは、19節の伊那中央行政組合病院費負担金の減額939万3,000円でございます。これは、伊那中央病院の黒字化に伴う減でございます。

次のページにまいりまして、0401予防事業は全て不用額で、387万8,000円の減額でございます。大きなものは、13節で子宮頸がんワクチン接種の減による予防接種委託料242万円の減でございます。

次の0402保健指導事業は、8節、報償費の不用額18万円でございます。

次の0403健康増進事業はいずれも不用額で、主なものは7節の保健師の臨時職員賃金137万円の減、13節の各種健診委託料184万4,000円などとなっており、合わせて462万3,000円の減額でございます。

おめくりいただきまして、0405食生活改善事業は、不用額7万7,000円の減額でございます。

次の0406市町村母子保健事業も不用額として192万7,000円の減額でございますが、大きなものは13節の妊婦健診委託料の減額142万7,000円で、これは実績見込みによるものでございます。

次に、2目、0407環境衛生事業で337万6,000円の減額でございます。19節の住宅用新エネルギー施設設置補助金の申請数が、ここにまいりまして急激ににぶっております。200万円を減額するのが主なものでございます。

次の0408墓地公園事業では、墓地公園維持管理委託料の不用額30万円の減額、次の0409排水処理対策事業では、合併浄化槽の補助金等の不用額41万8,000円の減額でございます。

続きまして、2項1目、0410清掃総務事務で108万7,000円の減額でございます。

19節の伊那中央行政組合し尿処理施設運営負担金確定によります不用額107万1,000円ほかでございます。

次に、2目、おめくりをいただきまして、0411塵芥処理事業は、13節のごみ収集委託料の不用額230万円、19節で伊北環境行政組合、上伊那広域連合、それぞれの負担金が確定したことによります減額663万4,000円など、合わせて929万6,000円の減額でございます。

48ページ、6款、農林水産業費でございます。

1項1目、0601農業委員会事務は、7節で農地制度事務臨時職員の勤務時間の増がございまして、7万6,000円の増加等で、合わせて3万9,000円の増額をお願いいたします。

次の2目、0604農業総務事務は人件費関係のみでございます。

次の3目、0605農業振興事業では169万2,000円の減額でございます。おめくりいただきまして、23節の中山間地域直接支払事業交付金の返還金1万1,000円のほかは不用額でございます。

次の0606経営所得安定対策推進事業は、国の制度による事業でございますが、推進事業費補助金の増38万1,000円、青年就農給付金で給付決定にならなかった2名分300万円の減など、事業の確定によりまして、合わせて276万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、5目、0630農地総務事務は給与費関係のみでございます。

次の0631村単独土地改良事業は19万4,000円の増額でございます。農村公園関係の不用額を減額いたしますが、19節で西天竜土地改良区の水路改修事業費の増加に伴いまして、補助金47万4,000円を増額させていただくものでございます。

次の0641農道保全対策事業は広域農道改修の関係でございますが、本年度事業費の確定によりまして、県及び長野県土地改良事業団体連合会特別賦課金、合わせて53万円を増額するものでございます。

次の0642農業体質強化基盤整備促進事業は桁ヶ洞の水路改修の関係でございますが、これも本年度事業の確定によりまして、長野県土地改良事業団体連合会特別賦課金16万6,000円を計上するものでございます。

次の0643農地・水保全管理事業は、不用額33万円の減額でございます。

次の6項、0635西部開発振興事業ですが、県営基幹水利ストックマネジメント事業の本年度事業費確定による減額112万3,000円でございます。

続きまして、2項1目、0650林業総務事務は給与費関係のみでございます。

次の2目、おめくりをいただきまして、0651林業振興事業で291万5,000円の減額でございます。大芝村有林整備作業委託で、間伐区域の設定の都合上、事業量が減少したことによるものでございます。

次に、0652森林病虫害等防除対策事業では、大芝のアカマツ樹幹注入の薬剤購入費、業務委託料の入札差金等で110万円の減額でございます。

次に、0653森林セラピー推進事業では、森の交流施設のエアロバイクの修繕費7万5,000円を増額いたします。

次の0654間伐対策事業は、間伐対策事業補助金の申請が少なかったことによりまして、30万円を不用額として減額をいたします。

続きまして、7款商工費でございます。

1項1目、0701商工総務事務は給与費関係のみでございます。

次に、2目の0702商工振興事業は295万7,000円の減額でございます。19節で、企業振興事業補助金157万7,000円、住宅リフォーム補助50万円、空き工場等活用事業補助金85万円の減額等でございます。

次に、3目、0703観光振興事業は、観光PRイベント会場使用料20万円の減額でございます。

おめくりをいただきまして、8款、土木費でございます。

1項1目、0801土木総務事務は給与費関係のみでございます。

次の2項1目、0803道路維持事業では791万5,000円の追加をお願いいたします。この冬、2回の大雪に見舞われました関係で、道路除雪委託料800万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、2目、0806国庫補助道路改良事業は、中野原橋の修繕が当初見込みより少ない金額で完了をいたしましたので、不用となる1,100万円を減額いたします。

次の0808村単道路改良事業では988万円の増額でございます。主なものは、17節の南原雨水排水調整地土地購入費1,200万円の増で、これは設計を進める中で、容量及びのり面の強度を確保するため、用地の増が必要になったことによるものでございます。

続きまして、4項1目、0820都市計画総務事務では、8節の景観計画策定委員会報償費を2回分6万7,000円増額し、不用額との差し引きで3万円の増でございます。

2目、0823村単公園整備事業は515万円の減額でございます。平成26年度以降、国庫補助事業として実施が見込める工事につきまして、本年度の実施を見合わせ、不用額として減額させていただくもの等でございます。

次の5項1目、0830住宅管理事務は72万3,000円の減額でございます。13節に議案第28号で提案をさせていただきます村営住宅に係る訴訟提起に要する弁護士委託料16万円を追加させていただき、ほかは不用額でございます。

次に、56ページ、9款、消防費でございます。

1項1目、0901常備消防事務で、伊那消防組合ほかの負担金確定によりまして、不用額104万9,000円の減額でございます。

次の2目、0902非常備消防事務は106万1,000円の減額、次の3目、0910消防施設整備事業は34万1,000円の減額、おめくりいただきまして、次の4目、0920水防事

務は5,000円の減額でございますが、いずれも不用額でございます。

続きまして、5目、0930防災対策事業も全て不用額で、293万6,000円の減でございますが、主なものは13節の防災無線個別受信機アンテナ設置委託料77万円、15節のいずみ苑改築工事費の106万3,000円となっております。

次に、教育費でございます。

1項2目、1002教育委員会事務局事務は、給与費等の不用額13万円の減額でございます。

次の4目、1005教育振興事務は364万8,000円の減額でございます。7節で、学童クラブ、中間教室の指導員賃金の減140万円、13節で、学校施設非構造部材耐震調査委託料の入札差金等219万8,000円でございます。

次の1006学校改築基金積立金は運用利子分8,000円の追加でございます。

続きまして、2項1目、おめくりいただきまして、1010南箕輪小学校管理事務で115万7,000円の減額ですが、18節で、26年度1学級増となりますので、不足する机、オルガンを購入する費用13万2,000円を増額させていただくほかは不用額でございます。

次の1017南部小学校管理事務は334万3,000円の減額であります。灯油の値上がりにより、11節で、燃料費を7万5,000円増額させていただくほかは不用額でございます。

次の2目、1009小学校教育振興事務は、補助事業の財源組み替えを行うものでございます。予算額の増減はございません。

次の3目、1013給食センター事業では、7節で、アレルギー対応等のため、雇用時間が増加をしております。これの不足分ということで、臨時職員賃金23万7,000円、また11節で、値上がりにより灯油代7万2,000円、ガス代26万7,000円を増額させていただき、他の不用額との差し引きで19万8,000円の増額でございます。

次の1019南部小学校給食事業は221万7,000円の減額でございます。おめくりをいただきまして、15節で、別の処理方法をとったことによりまして見送った生ごみ処理機設置の不用額197万3,000円が主なものでございます。

次の4目、1015小学校改築事業は152万5,000円の増額でございます。現在、南校舎2階の女子便所の改修を行っておりますが、隣接をしております男子便所の壁の傷みがここに来て激しくなっておりますので、あわせて施行するための工事費の追加でございます。

続きまして、3項1目、1020中学校管理事務で85万1,000円の減額でございます。11節で、上下水道量が不足する見込みとなり、50万5,000円を増額させていただくほかは不用額でございます。

次の1022中学校教育振興事務は消耗品の不用額1万6,000円の減額、次の6項1目、1030社会教育総務事務は燃料費の不用額2万円の減額でございます。

続きまして、2目、1040公民館総務事務は991万4,000円の減額でございます。15

節で、田畑公民館建設工事の不用額963万3,000円が主なものでございます。

次の3目、おめくりをいただきまして、1050青少年健全育成推進総合対策事業は不用額49万2,000円の減額でございます。

次の6目、1058社会教育施設事業は127万円の減額でございますが、村民センターの屋根に修繕を要する箇所が生じたので、11節の修繕料に26万円を追加させていただきます。

次の7目、1059図書館管理事業は財源組み替えのみで、予算額の増減はございません。

続きまして、7項1目、1060保健体育総務管理事務は全て不用額で、38万7,000円の減、次の2目、1061体育施設管理事業は財源組み替えのみで、予算額の増減はございません。

次の1063大芝高原管理総務事務は85万円の減で、不用額でございます。

おめくりいただきまして、14款、予備費でございますが、今回補正の財源調整額1億3,288万7,000円の追加をお願いし、2億9,115万3,000円とさせていただきますのでございます。

次に、歳入でございますが、9ページをお開きください。

1款、村税でございますが、1項、村民税では、個人村民税で思ったほどの回復が見られず、1,343万円の減額といたしますのが、法人村民税では、予想以上に法人税割が伸び、3,568万円を増額し、合計では2,225万円の増でございます。

3項、軽自動車税は18万円の減額、4項、村たばこ税は、税率改正による増を見込んでおりましたが、消費の減少により1,130万円の減額でございます。

続きまして、10ページの2款、地方譲与税では、1項、地方揮発油譲与税が170万円の減額、2項、自動車重量譲与税が430万円の減額でございます。

おめくりいただきまして、11ページの3款、利子割交付金は20万円の減額でございます。

12ページの6款、地方消費税交付金は、確定によります微増で、234万1,000円の増額でございます。

おめくりいただきまして、12款、地方交付税であります。普通交付税の調整額分200万1,000円の増額でございます。

続いて、14ページの14款、2項、負担金でございます。全体で898万9,000円の減額でございますが、いずれも事業費の確定、あるいは見込みによる増減でございます。大きなものは、3目2節の保育園児童措置費負担金が200万円の増、10目の田畑公民館の建設負担金が631万円の減でございます。

おめくりいただきまして15ページ、使用料及び手数料が住宅使用料ほか51万1,000円の増額でございます。

続きまして、16ページの16款、国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金が6,379万円の増額、2項、国庫補助金が1,296万6,000円の減額、3項、委託金が1

万5,000円の増額、また、おめくりをいただきまして、17ページからの17款、県支出金につきましては、1項、県負担金が2,594万1,000円の減額、2項、県補助金が1,019万1,000円の減額、3項、委託金が15万9,000円の減額でございます。主に事業費の確定、あるいは見込みによるものでございます。

大きなものとして、16ページにお戻りをいただきまして、国庫支出金では2項6目、農林水産業費国庫補助金で、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金が362万1,000円の減、大芝の森林整備にかかわる分でございます。

次の8目、土木費国庫補助金で、中野原橋改修に係る社会資本整備総合交付金が665万5,000円の減、また17ページの県支出金では、2項3目1節の福祉医療費給付事業補助金が351万5,000円の減、3節の安心こども基金事業補助金が291万6,000円の減、さらに6目2節の南部保育園増築に係る木の香る環境づくり総合推進事業交付金が599万1,000円の減などとなっております。

それから、何度も前後して恐縮ですが、16ページの1番上、国の児童手当負担金6,376万4,000円の増と、17ページの一上、県の児童手当負担金2,644万9,000円の減につきましては、当初予算に誤りがございまして、ここで補正をお願いするものでございます。結果的には、合計で3,731万5,000円の収入増となりますが、おわびを申し上げます。

おめくりをいただきまして、19ページ、18款、財産収入でございますが、1項1目、財産貸付収入で、大芝荘賃借料の支払い猶予額の減によります増加額等790万円、2目で、各基金の運用収入見込みにより、合わせて3万5,000円、2項2目の物品売払収入で15万7,000円、それぞれ増額をするものでございます。

20ページの19款、寄附金は、ふるさと納税の増加によりまして80万円を増額させていただきます。

おめくりいただきまして、21ページ、20款、繰入金は、人材育成派遣事業費の確定によりまして、人づくり基金繰入金を33万9,000円減額するものでございます。

次の22款、諸収入では、1項の延滞金が120万円の増額、5項、雑入では、実績見込みによる増減で、合わせて1万4,000円の増額でございます。

おめくりいただきまして、23款、村債でございます。

3目、民生債で、南原保育園増築工事に施設整備事業債640万円ということで当初予定をしておりましたが、この事業に地域の元気臨時交付金を充当いたしましたため、皆減とするものでございます。

また、9目、消防債は、事業費確定により70万1,000円を増額するものでございます。

歳入歳出予算については以上でございます。

続きまして、第2条の地方債の補正でございますが、6ページの第2表、地方債補正をごらんください。

ただいま申し上げました村債の変更にかかわります地方債補正でございます。詳

細につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

30ページの総務費の0221企画調整管理事務の中に、広域連合の負担金が121万7,000円、負担金がふえてきているということで、最終補正に近づいている中で、いろんなところで減額がふえてますが、広域連合の中で、例えば、大きな事業があつての負担金の増額なのかというのがおわかりになりますか、どうかということがあります。

その件でいいです。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 広域連合の負担金でございますけれども、今、議員から話がありましたけれども、年度末になりまして、それぞれの事業が精査を行いまして、今回補正をお願いするということになります。広域連合としましては、今回、増となるのが、たかずやの里の整備事業だとか、またはごみ処理の広域化事業、こういったものに対しては大幅な増となります。一方で、例えば情報センターの管理負担金だとか、クリーンセンターたつの管理というようなことではマイナスという形で、合計で2,466万9,000円の増となったところでありまして、したがいまして、こういった事業、それぞれの事業の中で、均等割、人口割の中で負担された部分として、総務費としては121万7,000円の増というような形になりまして、また各項目に情報センターの負担金というような形で出てきておりますけれども、これはそれぞれの今度は細かい事業に対応した事業コードのに対応しておりますので、増減が発生するというような形でありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

続いて、2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 53ページです。国庫補助道路改良事業の中で、中野原橋の修繕ということで1,100万円の減額になっていますが、この工事内容、それと長寿命化を目指したわけですが、この工事により、どの程度これから先を手を入れなくていけるのかという、この想定をお聞きいたします。

それから、54ページで、南原雨水排水調整池ですが、どの程度の流入、何立米ぐらいはこの調整池で受けとめることができるのか、そこについてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、中野原橋の橋梁の修繕工事の関係でございますが、修繕内容としましては橋全体にかかわるものでございます。一番目につくと

ころは、道路面、橋梁上部、それからあと側面の保護安全策、それから構造的な部分での修繕というふうになっております。今回の修繕でどのぐらい手を入れなくていいのかということになりますと、これは何年ということとはございません。ただ、通常の点検は行いつつ、この工事によりまして悪いところは直しましたので、その部分での修繕にかかわる工事が軽減されると、先送りになるというものでございます。したがって、点検等につきましては今後も継続して行いますが、大規模な修繕は当分の間ないということで理解をしております。

それから、もう一つ、南原の調整池の関係ですけれども、済みませんが、これはまた後ほど、どれぐらいの流量かは御説明をしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 1 番、百瀬です。

済みません。63ページのところの村民センター図書館の修繕費26万円ほど持っているんですが、これは、今回の雪で、南側のピロティーの部分はかなり雨漏りをしている、天井が抜けている部分が見受けられたり、縦といが凍ってしまった部分が見受けられていたんですが、その部分なのかどうなのかと、あとは冬場雪が降ると、あの構造だと、図書館に通う通路が通行どめに毎年されているみたいなんですが、その部分の抜本的な見直しをされるのかどうなのかと、あと今回、雪が多かったために、軒といがかなり垂れている部分が見受けられるんですが、その修理についてはどうするか、また保険が適応になるのかどうなのかというのを伺いたいと思います。

それと、除雪ボランティア、今回、豪雪でかなり尽力をされたと思うんですが、取り決めの中では、時間1,500円と1,000円というようなたわれ方がしていたんですが、その部分について、豪雪対応のときに、少しボランティアの方たちに聞くと、あの値段じゃ、ちょっと無理なんじゃないのなんていうお話も聞いたりしていたんですが、その点についての見直しがされるのかどうなのか、ちょっと伺えたらと思いますが。

議長（原 悟郎） 先に、田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 村民センターの修繕の関係ですけれども、これは2階の廊下の部分の陸屋根の部分の天井から雨漏りがするというので修理するということですが、これについては防水シートを上にかぶせる改修をするということで、計画をしております。

それと、図書館の通路の除雪の関係ですけれども、1回目ときは、除雪ができて通れましたが、2回目については量が多かったため、しばらくの間は通行どめにして、歩道というか、東側の通路のほうから入ってきてもらうようにいたしました。量が今年度は多かったものですから、このようになりましたが、通常でいくと除雪

して、通れないという状態はないと思います。

あと、軒といの関係ですけど、やはりどうしても凍結等もしてしまい、凍ってしまう部分がありますので、この辺のところはまた改善を図っていきたいと思います。

あと、保険の適応については、ちょっと確認をして、また検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 除雪ボランティアの単価の見直しという御質問であります。

当初設定して、ことしが初めてであります。いろんな状況を加味しながら設定をさせていただきましたけれども、あくまでもこれは除雪ボランティアということでございますので、その辺は御理解をいただくようお願いをしております。したがって、見直しということは考えておりません。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 村民センターの部分は、じゃあ、1階のピロティーの部分の天井が抜けちゃった部分のこれは修繕じゃないということですか。

議 長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） これは、2階の照明室とかから、下のステージのほうに下っていける通路があるんですが、その通路のところの天井から雨漏りがした部分の修繕であります。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 丸山です。

ちょっと、5点ほどお願いいたします。

35ページ、医療機関申請手数料220万ほど計上されております。この原因が何かというところを教えてくださいたいと思います。

そして、41ページ、委託料として、南原保育園の工事監理の委託料不用額51万5,000円が上がっています。この51万5,000円の減額というのは、その下の段にある工事請負費が550万減額になっているものですから、その関係で工事監理の委託料が51万5,000円減額になっているかどうかというのを少し確認させてください。

それから、53ページ、今もちょっとお話にありました道路除雪の委託料なんですが、この業者委託料とボランティア委託料、これは多分一緒になっているんじゃないかと思われませんが、この内訳を、業者のほうで幾らで、除雪ボランティアのほうで幾らだったのかというのがわかったら教えてください。

それから、58ページ、委託料219万8,000円、学校施設非構造部材耐震調査委託料

不用額、これが219万8,000円ですけれど、この原因が何なのか、お尋ねいたします。
以上です。

議長（原 悟郎） それでは、先に清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） まず、35ページの福祉医療費の委託料247万2,000円の増であります。これは医療機関の申請の手数料でありまして、これは当初年間で3万500件ほど見込んでおりましたけれども、25年度については件数が非常に多くなっておりまして、4万1,800件ほどになる見込みであります。1件195円の手数料を支払うものですから、この分の差し引きで手数料が多くなってしまったと。

6 番（丸山 豊） 件数がふえたということ。

住民福祉課長（清水 麻男） そうです。ただ、ここの20の扶助費を見ていただければ、1,300万ほど医療費は減になっています。申請件数はたくさんふえているんですけれども、それに伴って普通は医療費がふえるんですけれども、医療費が減ってきたということは、1人当たりの医療費というのはかなり減ってきたというふうに見受けられます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 今お尋ねの13の委託料の南原保育園の監理委託料の減額でございますけれども、15の工事費のほうも減額になっておりますけれども、その関係で契約が減額になっております。委託料、これは設計のほうは前年度に行いまして、監理のほうは平成25年度に行っております。その不用額ということでございます。

議長（原 悟郎） 続いて、建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 53ページ、除雪委託料の関係ですけれども、除雪ボランティアと業者に支払う割合、金額等でございますけれども、今のところ正確には把握しておりません。除雪ボランティアにつきましては、一応3月31日をもって報告をしていただくようになっております。ただ、活動状況をお聞きする中で、夜間、大分活動していただいたということ、それは業者もボランティアの皆さんも皆同じでございましたので、その中で増額とさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、教育次長。

教育次長（田中 聡） 58ページの学校施設の非構造部材の調査委託の関係の不用額です。これは、入札による差金によります不用額ということでありまして。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。

今の南原の保育園の工事費に対する監理の減です。これは、実はもう一つ、62ページに田畑公民館があるわけなんですけど、ここで963万円減額になってきておりま

す。これに伴っても、やっぱり監督工事の監理という面では減額になってくる可能性というのはあるわけですか。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 設計監理の段階で、パーセントで契約しているわけではないので、例えば入札で請負金額が減っても、設計監理は減らないということで考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） ちょっと、何かわからんな。

丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） そうしますと、南原保育園のほうは、工事の費の減額になって、委託料が減ってきたということに、何か、今、先ほどの説明だとそうなんですけれど、違いますか。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 工事の金額のほうなんですけれども、平成25年度の第1回の補正のときに600万ほど増額しております。管理費のほうは、予算がもともと乗ってあったんですけれども、そのバランスの関係ですけれども、実績がこうなったということなんですけれども、よろしいでしょうか。

6 番（丸山 豊） はい、わかりました。

議長（原 悟郎） まだ、納得できないかね。違う質問。

6 番（丸山 豊） いや、今の質問です。

議長（原 悟郎） それじゃあ、もう一回。

丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 済みません。

そうしますと、工事監理の委託料というのは何%とかいう、そういう決め方じゃなくて、じゃあ、この金額で受けていただけますかという、そういうので決まっているから、そう決まったというか。だから、減額の理由がちょっとわからなかったものですから。

後でお聞きしますので、結構です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。ちょっと、また後でいってください。

ほかに質疑。

9 番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 44ページの保健師の臨時職員の賃金137万円の減額ということなんですけれども、これは健診のときに保健師をやとってやるのではないかなと思うんですが、新年度予算も139万円にしてあるので、多分、これはほとんどまた同じように減額になるんだろうなということですので、その具体的な内容をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） この0403の健康増進事業の賃金でありますけれども、これは1名、正規の保健師が現在休んでいまして、その代替の臨時保育士の賃金ということでありまして、丸々見ていたんですけれども、旦那さんの扶養の関係で、これ以下に抑えたいということで、かなり大幅な減額になってしまったということで137万円の減額をさせていただいたところであります。また、新年度につきましては、また新たな保健師が必要になるかもしれないということで計上をさせていただいております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） それでは、これで質疑を終わります。

議案第12号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、介護保険料の増額と介護保険給付費の増額に伴う国県支出金支払基金交付金の増額が主なものであり、歳出では、保険給付費の増額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額に1,593万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,194万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第12号「介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入から説明をいたしますので、6ページをごらんいただきたいと思っております。

介護保険料を539万3,000円増額するものでありまして、これは確定見込み金額に近づけるものであります。被保険者数の増加によるものということであります。

次に、7ページの国庫支出金でありますけれども、1年間の介護サービス給付額がほぼ固まり、当初予定額より増額になる見込みとなりましたので、国県支払基金、村、それぞれの負担割合に基づき、増額補正をするものであります。

まず、国庫負担の介護給付費、介護給付負担金であります。352万2,000円増額します。その下の国庫補助金は、消費税引き上げに伴う介護報酬のシステム改修費補助金として22万1,000円増額いたします。

8ページの支払基金交付金ですが、503万3,000円増額するものです。

めくっていただきまして、9ページの県支出金ですが、介護給付費にかかわる負担金を366万5,000円増額します。その下の県補助金については、包括的支援事業費の減額に伴い、11万9,000円減額するものであります。

10ページの繰入金の一般会計繰入金であります。01目の介護給付費分は350万2,000円増額し、地域支援事業の包括分を11万9,000円減額、事業費に繰り入れるその他分を269万4,000円減額し、一般会計繰入全体については68万9,000円の増額とさせていただきます。

基金繰入金につきましては、介護給付費は増額になりましたが、これは予備費で、予備費は若干多く持っておりましたので、予備費で調整できることから、基金の取り崩しはせずに、予算額を271万8,000円全額減額するものであります。

11ページの諸収入であります。交通事故による第三者納付金が発生いたしましたので、24万9,000円増額し、25万円とするものであります。

12ページの歳出の1301一般管理費ですが、役務費の手数料を3万8,000円増額し、19負担金を224万3,000円減額します。内訳といたしまして、情報センター負担金を7万4,000円増額し、社協からの職員派遣負担を231万7,000円減額をいたします。25年度から、社協の職員が入れかえになりましたので、それに伴う減額になります。

1315認定調査費であります。賃金10万円の不用額と役務費の不用額7万円の計17万円減額し、一番下の1318認定審査会共同設置負担金の広域連合負担金の不用額9万8,000円を減額するものであります。

次に、13ページの保険給付費であります。全体の保険給付費は当初予算は7億4,800万円を見込んでおりましたけれども、2,800万円ほど伸びる見込みとなりましたので、介護サービス以下、それぞれの確定見込みに近づける補正を行うものであります。

13ページの1番上の1321介護サービス等諸費であります。これは要介護1から5の方の介護サービス費を3,615万2,000円増額し、その下の要支援の方の1322介護予防サービス等諸費を737万8,000円減額し、国保連に支払う1342審査支払手数料を1万8,000円増額し、1347高額介護サービス等費を112万6,000円増額し、14ページの施設入所者への軽減措置であります1351特定入所者介護サービス費を165万1,000円減額させていただきます。

おめくりいただきまして、15ページの地域支援事業費の1361介護予防事業費は、賃金を20万円増額し、1362包括的支援事業は包括支援センターの事業の確定によりまして、需用費と扶助費の不用額59万8,000円を減額するものであります。

最後に、16ページの予備費でありますけれども、歳入歳出の調整を行いまして、

946万1,000円減額し、950万2,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 15ページの介護予防事業の中で、この時期に賃金の20万の増額ですが、これからまた何かするという、事業をするということの内容でしょうか。ちょっと、その辺の中身を教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 包括支援センターには、それぞれ保健師とか、ケアマネとかおまして、現在、1名、正規の職員が長期休業という形でございまして、そのかわりに臨時職員の保健師を新たに加えた増額補正であります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第13号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる国庫支出金と共同事業交付金の減額が主なものであり、歳出では、保険給付費のうち、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と高額療養費の増額及び共同事業拠出金の減額が主な補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額から2,406万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,263万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第13号「国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

使用料及び手数料の督促手数料を確定見込み数字に近づけるため、5万円減額いたします。

次に、7ページをおめぐりいただきまして、国庫支出金の01項、国庫負担金は、02目、療養給付費等負担金を3,100万円減額し、04目、高額医療費共同事業負担金を34万5,000円減額するものであります。25年度分の療養給付費負担分と高額療養費共同事業負担分の額がほぼ確定したことによるものであります。

次に、02項、国庫補助金の02目、財政調整交付金を2,000万円増額し、その下の高齢者医療制度円滑運営事業補助金を3万6,000円減額いたします。財政調整交付金は市町村間国保の財政力の不均衡を調整する補助金でありまして、当初予算に比べ、大幅な伸びになっております。

8ページの県支出金であります。高額医療費共同事業負担金の額が確定したことにより34万5,000円減額するものであります。

続いて、9ページの療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者の療養給付費にかかわる交付金でありまして、確定見込みにより929万6,000円増額し、1億788万6,000円とするものであります。

10ページの共同事業負担金は、30万円以上の医療費に対し、国保連から一定割合が交付されるものですが、25年度の確定見込みによりまして、2,311万8,000円減額するものであります。

続いて、11ページの諸収入の一般被保険者延滞金に80万円を増額し、雑入では、交通事故による第三者納付金34万2,000円と一般被保険者返納金31万円と66万6,000円を増額するものであります。

続いて、12ページの歳出になります。

1501一般管理事務の負担金、これは情報センター負担金であります。14万3,000円減額をします。運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬不用額7万円を減額します。

13ページの保険給付費の01項、療養諸費を3,083万円増額します。内訳として、1504一般被保険者療養給付費2,000万円と1505退職被保険者等療養給付費1,100万円の医療給付費不足見込み額を増額計上させていただきました。また、1507退職被保険者等療養事業、これは針、きゅう、マッサージ等に要する費用であります。3万円増額し、国保連支払う1508審査支払手数料事務を20万円減額するものであります。

次に、02項高額療養費に高額医療給付費不足見込み額423万円増額いたします。内訳として、14ページの1509一般費保険者に330万円、1510退職被保険者に93万円を増額させていただきます。

おめぐりいただきまして、15ページの1543後期高齢者支援金は、額に変更はありませんが、財源組み替えのみ行うものであります。

その下の16ページの介護納付金につきましても財源組み替えのみを行うものであ

ります。

次に、めくっていただきまして、17ページの共同事業交付金ですが、80万円と30万円を超える医療費の一定割合を拠出金として国保連へ納付するものでありますが、額が確定したことによりまして、1516高額医療費拠出事業と1540保険財政共同安定化事業を合わせまして、1,393万1,000円減額します。

18ページの1517保健衛生普及事業の役務の不用額20万円減額するものであります。

その下の1547特定健診診査事業は、特定健診の業者委託料が確定したことにより、70万円を減額するものであります。

最後に、19ページの予備費であります。歳入歳出調整を行い、4,407万6,000円減額し、2,933万円とするものであります。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 15ページ、16ページ、さらに17ページに、それぞれ財源組み替えがあります。当然、財源が組み替えられるそれぞれの性格、事業の性格があると思うんですが、これについて、3ページについて説明をお願いします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 財源組み替えですけれども、後期高齢者支援金と介護納付金については、これは一般財源から支払うものが多くなっておるのが、性格上多くなっております。いろいろな計算をする中で、ここに影響が出てしまって財源組み替えをするというもので、どうしてこうなったかというのは、ちょっと計算式でいろいろやるものですから、もし必要でしたら、また改めて御報告をさせていただきますと思います。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） それでは、これで質疑を終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、午前中の質問で答えができなかった部分につきまして、追加の説明をさせていただきますと思います。

まず、有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 済みません。

一般会計の補正予算41ページでございます。

0340保育園運営事業の13委託料ですけれども、先ほどの御質問のこの委託料の不用額ですけれども、減額は工事費が減ると連動して減額になるものかという御質問をいただいたんですけれども、私のほうで曖昧に答えてしまって申しわけなかったんですけれども、工事の監理委託料につきましては、増築工事の当初設計費から計算して、管理委託料を算出して契約してあるものです。工事費に率を掛けて算出しているものではございません。したがって、今回の委託料の減額は、監理費の契約額の差金ということになりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 続いて、出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 11号議案の補正予算の54ページになりますが、久保村議員のほうから、南原の雨水排水調整池の流入容量ということで御質問をいただきました。

現在計画しているこの池につきましては、南原の広域農道から東の部分の、面積にしまして26.1ヘクタールの雨水を調整して、戸谷川に流す計画のものであります。したがって、池の規模としましては2,700立方メートルを予定しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 議案第13号の国民健康保険特別会計補正予算の15ページ、16ページ、1543の後期高齢者支援金と次のページの1537介護納付金の財源内訳の理由ということでございます。

ごらんとおり、補正額については変更はない、支出額については変更はありません。それで、国庫支出金が、後期高齢者支援金では74万1,000円の減、それから介護納付金では16万9,000円の増ということで、この国庫支出金につきましては、国庫の負担金の療養給付費の負担金の中の算定に、療養給付費と、それから後期高齢者支援金と介護納付金の三つの枠がございまして、今回の国庫負担金の療養給付費の負担金3,100万円減額するわけでありまして、その中で、後期高齢者支援金については74万1,000円の減、介護納付金については16万9,000円の増という計算になりました。したがって、後期高齢者支援金では国庫を減額するものですから、一般財源を同額増額すると、それから、介護納付金については16万9,000円の増でありますので、一般財源を同額減額すると、こういうものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 以上で、追加説明は終わりにします。

続いて、議案第14号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第14号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の減額と、歳出では保険料の減額に伴う広域連合負担金の減額が主な補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額から209万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億176万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第14号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

01款、後期高齢者医療保険料であります。25年度の保険料見込みのめどがつかまりましたので、特別徴収保険料と普通徴収保険料、合わせまして253万3,000円減額いたします。これは、12月分までの徴収実績と25年6月の所得確定により計算された額でありまして、長野県の後期高齢者医療広域連合から指示のあった額でございます。

めくっていただきまして、7ページの繰入金であります。一般会計から繰り入れる事務費繰入金12万1,000円の減と保険基盤安定繰入金が増額いたしましたので、55万5,000円増額し、歳入合計で43万4,000円を増額いたします。

次に、8ページの歳出であります。

1802徴収費ですが、郵送代等の減額として、役務費を12万1,000円減額するものであります。

めくっていただきまして、9ページの後期高齢者医療広域連合納付金ありますが、歳入で、保険料の減額と保険基盤安定繰入金の増額がありましたので、保険料と安定繰入金の差額分197万8,000円減額するものであります。

以上で、細部説明を終わります。

議 長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第15号「平成25年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「平成25年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、上伊那広域水道用水企業団からの受水が増加したことによる受水費の増額と、年度末となり事業が確定しましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、資本的収支における既定の不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を2,838万6,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第15号「平成25年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について細部説明を申し上げます。

まず、年度末となりまして、それぞれの事業費が確定してまいってきました。不用額等を中心として補正をお願いするものであります。

まず、7ページをごらんいただきたいと思います。

実施計画明細書によりまして御説明していきたいと思えます。

初めに、01款、水道事業収益でございますが、922万1,000円の減額をお願いするものであります。内訳でございますが、01項01目01節の給水収益でございますが、当初の計画より1戸当たりの使用水量等の減少によりまして、全体としまして800万円の減額をお願いするものであります。01項02目01節の受託工事の収益でございますが、消火栓の設置等の工事の減に伴う受託工事の収益が減となりまして、110万円の減額をお願いするものであります。03目01節の材料売払収益でございますが、検満メーターの交換済みメーター、水道メーターの売却額の確定によりまして減額をお願いするものでございます。03目04節、雑収益でございますが、工事に伴う補償料の確定によりまして11万5,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収支でございます。

01款、水道事業費用でございますが、655万7,000円の減額をお願いするものであります。この中で、8001事業の原水及び浄水事業の第11節の受水費でございますが、これは上伊那用水企業団からの受水量の増加分としまして、30万円の増額をお願いするものであります。また、8002事業の排水及び給水事業の第8節の保険料でございますが、水道事業の賠償責任保険の掛金の増加分といたしまして、12万円の増額をお願いするものでございます。その他の項目につきましては、事業の確定等に伴う不用額の減額をお願いするものであります。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入となります。

01款、資本的収入でございますが、430万円の減額をお願いするものであります。その内訳でございますが、01目の加入金でございます。当初新規加入を82件ほど見込んでおりましたが、現在78件程度となっておりますので、30万円の減額をお願いするものであります。次の02目の負担金でございますが、これは下水道工事等に伴います舗装工事の関係でございます、該当がございませんでしたので400万円の減額をお願いするものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

資本的支出となりますが、01款、資本的支出につきまして4,700万円の減額をお願いするものであります。その内訳としまして、8031事業、排水施設拡張事業の第2節の委託料でございますが、水道事業計画の策定業務の確定によりまして250万円を減額するものであります。また、8032事業の排水施設の改良事業の第1節の工事請負費で4,050万円を減額し、第2節の委託料で400万円を減額するものであります。この内容につきましては、本年度、大泉区に埋設された古い石綿管の撤去、改修工事を予定しておりましたが、1年先延ばししたことによります減額でございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条は収益的収入及び支出となります。

はじめに、収入の水道事業収益でございますが、922万1,000円を減額しまして2億3,628万6,000円とするものであります。次に、支出の水道事業費用でございますが、655万7,000円を減額しまして2億4,268万7,000円とするものであります。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。

第3条の資本的収入及び支出となります。

はじめに、資本的収入でございますが、430万円を減額し、720万円とするものであります。また、資本的支出におきましては、4,700万円を減額し、3,540万6,000円とするものであります。したがって、不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を2,938万6,000円に改めるものでございます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 今、7ページの給水収益で800万の減額ということの説明の中で、1戸当たりの使用水量が減ったという説明をいただきましたが、これは今年度部分にかかわる、例えば一過性のものなのか、こういう傾向がこれから続いていくのかどうかという。そうすると、いろいろ水道事業の長期的な計画にも影響してくるのかなという部分のところの、それか、あと大量に使っているところが減

ったとか、そういうこともあるのかどうか、この辺のところをもう少し詳しく説明をいただければと思いますが。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） では、その部分について御説明をしたいと思います。

まず、全体の傾向としまして、1戸当たりの使用水量が年々減少しつつあります。昨年あたりまでは、大口の需要者の減少もありましたが、大口の需要者の減少につきましてはほぼとまりました。現在としましては、1戸当たりの使用水量が減少していくということで、水道の加入件数はふえておりますけれども、それに比して、1戸当たりの使用水量が減るということで、全体としまして給水量というか、提供する量が減っております。したがって、収入も減ってくると。この傾向は、うちの村ばかりでなくて、上伊那全体にあらわれている状況であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続きまして、議案第16号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第16号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、管渠の長寿命化計画の策定にかかわる事業の実施を先送りしたこと及び年度末となり事業が確定しましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、資本的収支における既定の不足する額を2億5,531万8,000円に、また過年度分損益勘定留保資金を5,914万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金を1億9,617万1,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第16号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」につきまして細部説明を申し上げます。

年度末となりまして、それぞれの事業費が確定してまいりましたので、不用額等の補正をお願いするものでございます。

まず、予算書の7ページをごらんいただきたいと思います。

実施計画明細書によりまして御説明していきます。

01款、下水道事業費用でございますが、76万1,000円を減額し、4億8,045万円とするものであります。その内訳でございますが、9407総係事業で、人件費にかかわる費用の確定分によりまして、76万1,000円の減額をお願いするものであります。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

01款の下水道事業資本的収入でございますが、1,610万円を減額し、1億5,372万2,000円とするものであります。その内訳でございますが、01項01目の企業債で1,500万円を減額し、05項01目の国庫補助金で110万円の減額をお願いするものであります。これは、管渠の長寿命化計画策定事業の実施の先送りや、国庫補助事業の確定などによりまして減額をするものであります。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

01款、下水道事業の資本的支出でございますが、1,329万9,000円を減額し、4億904万円とするものであります。主な内容でございますが、9430事業の施設建設事業では1,199万9,000円の減額をお願いするものであります。減額の主な内容につきましては、事業等が確定したこと、それから職員の共済費を増額し、負担金、工事請負費、補償金、それぞれの費用の減額をお願いするものであります。また、9432事業の建設改良事業でございますが、施設改良事業にかかわる工事費や保証金が確定しましたので、130万円の減額をお願いするものであります。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出におきまして、第1款、下水道事業費用を4億8,045万円とするものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、下水道事業資本的収入を1億5,372万2,000円とし、また下水道事業の資本的支出を4億904万円とするものであります。

また、第4条の企業債でございますが、下水道事業が確定してまいりましたので、起債の借入限度額を3,180万円とするものでございます。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号「平成26年度南箕輪村一般会計予算」、議案第18号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第19号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」、議案第20号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第21号「平成26年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第22号「平成26年度南

箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第17号「平成26年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成26年度当初予算は、村税をはじめとする歳入で、昨年に引き続き大変厳しい状況であります。村民の生活と地域の安全を守り、人口増加に対応する積極的な予算編成といたしました。

概要につきましては、開会の挨拶の中で申し上げたとおりであります。前年度当初予算に対して12.2%増の歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億8,000万円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の向上を図るため、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画及び平成25年度決算見込みに基づき、新年度予算編成を行いました。

介護保険給付費については、介護認定者数の増加に伴い、前年当初予算に対し7.4%増の8億328万5,000円を見込みました。平成26年度予算につきましては、前年度当初予算と比較して7.3%増の8億4,088万6,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

国民健康保険被保険者数は横ばい傾向にあり、加入世帯数は増加傾向にあります。医療給付費は、高額医療費を中心として依然として増加が予想されます。安定した国民健康保険財政運営のため、特定健診、保健指導の一層の充実を図り、医療費の抑制と国保税徴収率の向上に努めてまいります。

平成26年度予算については、前年度当初予算と比較して2%増の12億3,329万3,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第20号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は7年目を迎え、安定した医療制度となってきました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっています。

平成26年度予算については、前年度当初予算と比較して8.3%増の1億979万9,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第21号「平成26年度南箕輪村水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

水道事業につきましては、水道ビジョン及び水道事業計画に基づき、水道施設の重点項目について計画的な取り組みを推進していきます。したがって、平成26年度の水道事業会計は、事業計画に基づいて、石綿管の撤去改修と老朽管の更新、第2排水池のろ過砂の入れかえと監視装置の強化、上水道地図情報システム導入、大芝高原内の井戸を利用した水源施設の設計委託及び下水道事業に伴う水道補修工事にかかわる経費と維持管理等にかかわる経常経費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額2億8,958万6,000円、支出額3億59万3,000円と定め、基本的収入及び支出の予定額では、収入額1,102万円、支出額1億8,389万7,000円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,287万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第22号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成26年度からは、終末処理場の施設、機械設備に係る長寿命化計画に基づく設備の修繕工事や宅地開発等に伴う環境整備や公共ますの設置工事などが主体となります。したがって、平成26年度の下水道事業会計は、これらに係る経費と維持管理等に係る経常経費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額6億7,645万2,000円、支出額6億8,556万2,000円と定め、基本的収入及び支出の予定額では、収入額2億16万5,000円、支出額4億1,602万7,000円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,586万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、当初予算関係の議案につきましては、予算審議の際、副村長及び担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） お諮らいします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号については、質疑を省略して総務経済常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第22号は総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第23号「上伊那広域連合規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第23号「上伊那広域連合規約の一部を変更する規約について」の提案理由を申し上げます。

本案は、上伊那広域連合の規約でございますが、地方自治法に基づき提案をするものでございます。障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、認定審査会の名称とあわせて、入所判定委員会の名称を改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第23号にかかわります細部説明を申し上げます。

ただいまの提案説明で申し上げたとおり、審査会等の名称を改めるものでございます。上伊那広域連合を構成する関係市町村の議会議決が必要となりますので、地方自治法第291条の11の規定により提案をするものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明を申し上げます。

第4条、第5条、また別表のそれぞれに該当してまいりますが、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されましたので、障害程度区分の記述を障害支援区分に改正するものでございます。また、あわせて、介護保険法の施行により、特別養護老人ホームへの入所につきましては介護認定審査によることとされているため、入所判定委員会では養護老人ホームの入所判定のみとなりますので、老人ホームの記述を養護老人ホームに改めるものでございます。

2枚目にお戻りをいただきまして、附則でございますけれども、この規約は平成

26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第23号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号「南箕輪村村道路線の認定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第24号「南箕輪村村道路線の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、南原区におきまして、民間業者が分譲しました住宅地に面する道路敷地について、道路法第8条第2項に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第24号の細部説明を申し上げます。

議案書を3枚おめくりください。

案内図がございますので、その図を使って場所等の説明をしていきます。

まず、この案内図の中央部左側に、南原運動場と書かれた部分があります。これは、南原保育園の東にあります南原グラウンドになります。また、この南原グラウンドの上の道路がございますが、この道路は村道8号線でございます。この村道8号線を東方向、右方向になります。150メートルほど進みますと、北から村道2215号線と交差します。この交差した道路、村道2215号線を北へ150メートルほど行った左側に15区画の住宅団地がございます。

1枚おめくりいただきまして、認定路線図をごらんいただきたいと思います。

青色で囲った部分が今回認定をお願いする道路になります。赤色の線で丸い点を起点といたしまして、矢印方向へ進み、矢印の先が終点となります。

1枚めくっていただきますと、この認定する道路に関する公図を確認していただけます。

民間業者が住宅地と一緒に宅造しまして、現在、この道路はアスファルト舗装で、道路側溝と地下浸透ますが整備されております。道路の雨水排水の処理につきましては、この道路側溝と地下浸透ますのでできる構造となっております。

この道路につきましては、村道認定にあわせまして、村へ寄附されるものであり

ます。

では、これらの図とあわせて、議案書3枚目をごらんいただきたいと思います。

1 ページになりますが、村道認定をお願いする道路の路線番号は2349号線となります。起点は南箕輪村字中野原8306番地2031先から、終点は南箕輪村字中野原8306番地1970先までとなります。延長は155.3メートルで、幅員は6.2メートルからコーナ一部分の10.8メートルとなります。

以上、議案第24号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） この地域については、だんだん宅地化が進んでおりますが、総合的な排水対策の策定との関連で、間に合うのかどうか、どこら辺までそういう観点で進めているかをお聞きします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 南原地域につきましては、現在、総合的などいいますか、全体の中での雨水排水処理計画が策定されてございます。先ほどというか、補正予算でもお願いいたしました。南原の排水池の関係もその中の一貫でございます。ただ、道路側溝の整備等につきましては計画的に実施してまいりますが、このように民間開発が先行する場合もございます。その際には、そういった計画等を示しながら、調整をなるべくとって、円滑に進めていけるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 久保村議員。

2 番（久保村義輝） この地域、畑地が非常に波打っている地域なんで、排水側溝等、後づけになりますと、だんだん村の負担も大変になるということで、できれば宅地開発するところをできるだけどちらかに流れるような平面にするのか、そこら辺、業者との協議も先行してやったほうが効率的だとは思いますが、なかなか、これは民間がやることですので、全て村の思うようにはいかないと思っております。そこら辺の先を見越した取り組みが必要ではないかと思っておりますが、その点だけお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） その点はおもったことではございますので、そのように努力してまいりたいと思っております。

幸か不幸か、開発関係にかかわるものにつきましては、建設の窓口が通るものが多いものですから、その際に雨水計画等の調整を図っていきたく思います。

基本的な考え方としましては、現在、東西線の、要するに自然勾配的な部分での

計画を基本的に整備してまいりまして、あと南北の、要するに横部分につきましてだんだんに整備をしていくと、こんなような計画でいるところでございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） この間、ちょっと認定したときに見せてもらったんだけど、隅入れのところに電柱があったんだけど、そこらの扱いはどうなるか、ちょっとお願いしたいと。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 電柱敷地も含めて引き取るという形になろうかと思えます。電柱敷地につきましては、今度は村道部分になりますので、電柱の敷地料を頂戴するというような扱いをとっていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） そういう質問でいい、違う。電柱をどうするかという、敷地料は当然もらうわけで。

課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 電柱につきましては、状況から見ますと、移設がなかなか厳しい状況でございますので、それはそのまま受け入れざるを得ないかなというふうに判断しております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第25号「南箕輪村社会福祉施設等の指定管理者の指定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第25号「南箕輪村社会福祉施設等の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第25号について説明を行います。

議案書を1枚おめくりいただき、次のページをごらんください。

南箕輪村社会福祉施設等の指定管理者の指定についてであります。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置であります。南箕輪村デイサービスセンター松寿荘、南箕輪村ショートステイセンター松寿荘、南箕輪村生きがいデイサービスセンター、南箕輪村在宅介護支援センター松寿荘、南箕輪村ボランティアセンター、南箕輪村老人ふれあい共同作業所松寿荘、位置はいずれも南箕輪村2380番地1212であります。続きまして、南箕輪村障がい者生きがいセンター、位置は南箕輪村2380番地1179であります。

2の指定管理者となる団体の名称であります。住民の平等利用の確保、安定した管理能力を有する者と認められることから、社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会とするものであります。

3、指定の期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とするものでございます。

以上で、細部説明を終了します。

議長（原 悟郎） 議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 済みません、ここ、一帯、福祉ゾーンになっているんだと思いますが、この部分の避難の関係の策定とかはきちんとできていると思うんですが、第一避難所になると、グラウンドへの行き方が少し難があるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺については今後どんなふうに対処していくか、ちょっと伺いたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 社会福祉協議会で防災計画、並びに避難計画をつくってありますので、それに従って行いますが、その避難計画が詳細がどのようになっているのか、済みません、ちょっと承知していませんけれども、いずれにしても村の防災担当と十分協議しながら進めていくものと思われまますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1番（百瀬 輝和） しっかりと精査していただいて、施設等、指定管理していただく中で、避難についてもきちんとできるような施設にしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 施設がいっぱいありますので、ちょっとめったに行かな

いものですから、少し教えてほしいんですが、社協の事務所の入り口のところの上に看板がありまして、社協のほうでやっている事業の名前、名前というか免許証というか、指定事業所というのが掲げてあったんですが、幾つかは今現在その事業を実施していないという話を聞いたことがあります。これは、建物を指定管理する意味なんですけれども、この中にやっていない事業というか、そういうのと連動している部分があるのかどうかをちょっと教えてほしいと思いますが。あと済みません、この中で愛称というか、ひまわりの家とか、そういうふうなのがあったら、ちょっとその辺も一緒に説明していただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 指定管理と特に関係のない質問に近いですけど、答えられたら、清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） ここに掲げてある公の施設については、現在、全て行っている事業でございます。

愛称については、ちょっと社協のことですので、特に村は関知をしていないという状況であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第26号「南箕輪村大芝公園等関連施設の指定管理の指定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第26号「南箕輪村大芝公園等関連施設の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、議案第26号の細部説明を申し上げます。

大芝公園等関連施設の指定管理期間が今年度末で終えるため、指定管理者の指定をするものであります。

1の指定管理者の管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置ですが、今までと同様に南箕輪村ふれあい交流センター「大芝の湯」ほか19施設と、今まで村直

営だった大芝公園内の森の交流施設を新たに加え、この表に記載されている20施設を管理委託するものであります。

2の指定管理者となる団体の名称ですが、引き続き、一般財団法人南箕輪村開発公社です。

3の指定期間ですが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間です。

以上、南箕輪村大芝公園等関連施設の指定管理の指定についての細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 大芝多目的コート、この場所というか、具体的にはどの辺にあるか、それをちょっと教えていただきたい。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 野球場の北側の全天候のテニスコートと、あとゲートボールができるところが多目的コートということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） わかりましたか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第27号「南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第27号「南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び南箕輪村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 議案第27号の細部説明を申し上げます。

村民体育館の指定管理期間が今年度末で終えるため、指定管理者の指定をするも

のであります。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置ですが、南箕輪村村民体育館です。場所が南箕輪村4802番地1です。

2の指定管理者となる団体の名称ですが、NPO法人南箕輪わくわくクラブです。

3の指定の期間ですが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間です。

以上、南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定についての細部説明を終わります。
議長（原 悟郎） 議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第28号「南箕輪村村営住宅使用料の支払いと村営住宅退去を求める訴えの提起について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第28号「南箕輪村村営住宅使用料の支払いと村営住宅退去を求める訴えの提起について」の提案理由を申し上げます。

本案は、再三にわたる住宅使用料の納入請求に対し、長年にわたり家賃を滞納し続け、納付の見込みのない入居者に対し、顧問弁護士に相談の上、村営住宅の明け渡し請求訴訟と未払い家賃の請求訴訟を提起して、法的に処理するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第28号の細部説明を申し上げます。

まず、訴訟の被告は、南箕輪村[]番地[]の村営住宅[]に入居します[]とその母、[]であります。

被告らは、平成22年6月分から住宅使用料を滞納し、再三にわたり請求してまいりました。平成23年9月、明け渡し通知も行いましたが、納付されることなく現在に至りました。未納額の総額は、議案書では平成26年1月分までという表示で108万3,000円となっておりますが、新たに平成26年2月分の家賃1万6,000円が未払いとなっておりますので、現在としては総額で109万9,700円となっております。このような状況を解決するため、平成25年8月、顧問弁護士へ相談し、対応をお願いしてまいりましたが、解決することはできませんでした。

したがって、3の請求の趣旨のとおり、被告らに対し、一つとしまして建物

を明け渡すこと、二つ目としまして明け渡し日までの未納家賃を支払うことと、三つ目としまして訴訟費用は被告らの負担とすること、以上の判決を求めて訴訟を起こすものであります。

なお、訴訟の遂行方針としまして、顧問弁護士の長谷川洋二氏を村の代理人としまして、裁判を進めていく上で、必要に応じて和解や控訴をするものであります。

以上、議案第28号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第11号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第13号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成25年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「平成25年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

議案第23号「上伊那広域連合規約の一部を変更する規約について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第23号「上伊那広域連合規約の一部を変更する規約について」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の本会議解散後に、本会議で付託されました請願、陳情の審査のため、委員会を開催してください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午後 2時36分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 6 年 3 月 1 2 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

1 番 百 瀬 輝 和

7 番 山 口 守 夫

8 番 都 志 今朝一

9 番 唐 澤 由 江

3 番 山 崎 文 直

2 番 久保村 義 輝

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年3月12日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

このたび、唐木村長が全国町村会の自治功労表彰を受賞されました。今までの功績を評価するとともに、今後のますますの地方自治の発展に御尽力いただくことを御祈念申し上げ、受賞を心よりお慶びを申し上げます。おめでとうございます。

それでは、本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごと、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、先に決定いたしました質問順により発言を許可いたします。

1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

平和の祭典ソチオリンピックが閉幕し、7日からは障害者スポーツの祭典パラリンピックが開催されております。国の代表としてメダルをかけて競技しますが、終われば相手をリスペクトする選手の姿、人間愛、世界平和を見る思いです。スポーツってすばらしいと感じた瞬間です。日本の選手の皆さん、感動をありがとうございました。パラリンピックの選手の皆さんは頑張ってください。応援しています。

そこで、最初に、スポーツの推進で、健康の村づくりについて伺います。

村では、スポーツ推進のために、総合型地域スポーツクラブ、NPO法人わくわくクラブが13年前に、いつでも、どこでも、誰とでも、そしていつまでもとの理念のもと設立し、現在に至っております。小学生から社会人までの1,432名の方々が所属して、多くの種類のスポーツを行って、心身の健康づくりに貢献しています。2012年登録団体は28団体、スクールは19スクール、ジュニアユース、これは中学の部活動ですが、14部です。その活動の中でも、とりわけ中学生のジュニアユースは、わくわくクラブから20名の外部指導者が10種目の部活動の指導に入り、大変よいことだと評価しております。

この総合型地域スポーツクラブは、県下54市町村で74クラブが平成25年までに設立されています。しかし、どこのクラブも経営に苦労されているようです。わくわ

くクラブの2012年度の一般会計決算は、収支合計1,235万3,972円です。支出合計が1,254万4,682円、差し引きするとマイナスの19万710円の赤字です。内容は、会員の会費収入が全体の36%、事業受託収入が48%です。支出では、コーチの謝礼と施設使用料、クラブ育成助成金、イベント開催費で約750万円になります。全体支出の60%です。あとは、マネジャー、事務員の賃金、保険料で全てなっておりますが、中でもジュニアユースだけを見ると、会費収入が110万円に対して、支出は200万円以上なんです。見てわかるように、これでは新たな事業展開ができません。

そこで、このわくわくクラブへの委託費の算定はどのように行っているか伺いたいのと、また村の施設利用料ですが、わくわくクラブは8割減免になっているんですが、ジュニアユースの活動で年間17万円ほど支出しています。ジュニアユースイコール部活動ということだと、学校監理下の活動とすると、村民運動管理規則の第3条の④で10分の10免除ときされております。これが適応されないのかどうなのかということを最初に伺いたいと思います。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

スポーツ推進で健康の村づくりをという御質問でございます。

まさに、このスポーツと健康というのは深いかわりがあるわけでありまして。スポーツ推進で健康の村づくりをしていく、このことは本当にやっていかなければならないと思っておるところであります。

その中で、NPO法人わくわくクラブの委託費についての御質問であります。

わくわくクラブにつきましては、今、議員御指摘のとおり、国の考え方の中で設立したところでありまして。全国全ての市町村で一つはというような、そんなことで始まったクラブでございます。従来の行政主導のスポーツ体系から、いわゆる脱皮して、新しいスポーツ振興の展開や推進が求められておる、こういったことだろうというふうに思っておるところであります。本村でも、いち早く、この総合型地域スポーツクラブを立ち上げたところでありまして、立ち上げ後、何年かでNPO法人と、こういうことで移行をしたところがございます。

委託費の問題であります。モデル事業としての発足当初につきましては、会費収入と国の補助金で賄っていたところでありまして。その3年が経過した後、国の補助金が終わったということで、村から委託費として支出をしておるところであります。700万から800万の間ということで、毎年わくわくクラブのほうへ支出をしております。決算状況を見ながら、その辺は決めておるということであり、本年度は若干増額もさせていただいたのかなという、こんな予算になっておるところであります。

ジュニアユースの御質問がありました。施設の使用料につきましては、村内の総合型地域スポーツクラブが使用する場合につきましては、大芝運動場関係については8割減免、そして村民体育館につきましてはわくわくクラブに管理委託をしてお

りますので、そんな関係から10分の10免除ということになっております。考え方の問題といたしまして、ジュニアユースの活動につきましては、わくわくクラブの活動に含まれておるという理解をしておるところであります。したがって、使用料等につきましては現状でと考えておるところであります。

委託費につきましては、年々、その決算状況を見て決めさせていただいております。基本的に発足当時の考え方といたしましては、当時は村で全てこういったスポーツ関係はやっておりました。その額の範囲内ということで、わくわくクラブを立ち上げるときに、そのことを基本にしながら立ち上げた経過もあるところありますので、そんな点はぜひ御理解もいただきたいというふうに思いますし、こういった団体は、なかなか経営も厳しいという面も理解をしております。いろんな団体があるわけでありまして、基本的に申し上げれば、会費収入が基本になるというふうに考えております。しかし、今、年間4,000円ですか、そんな会費になっておりますので、なかなかこれは高い会費といたしますか、感じる方もおられるかと思っております。私もわくわくクラブの会員でありますけれども、年に全く利用というか、使用しませんけれども、会員だけにはなっております。そういった皆さんを含めて、多くの会員、さらにふえることも考えていただきたいというふうに思っております。基本的に申し上げますと、これは村の税金で全て賄っておりますので、村から出す分につきましては、そういった部分を考えれば、できるだけ会費収入と村の補助金で何とかしていただきたいという思いでありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） わかりました。見解が、そういう見解だということで理解していきたいと思っております。

続きまして、関連して、昨年話題になった中学の部活動の朝練習について伺います。

報道では、朝練習の禁止を注目して報道されていましたが、私が少し県のほうへ問い合わせたところ、2002年6月に部活動の時間が制限されたことにより、社会体育に移行した部活動がかなり県下ありまして、その責任の所在などの線引きが曖昧だったために、2012年に4原則の徹底が図られました。それがいまだに半数以上が守られていない現状に、今回の検討になったと伺いましたが、南箕輪中学の部活動の対応をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬議員さんから、中学校の部活動の朝練習についての御質問がございました。それにつきましてお答えをさせていただきます。

この2月に、県の教育委員会から、中学生期のスポーツ活動の指針が出されてお

ります。その中で、スポーツ活動は、中学生にとって極めて重要な活動であるとしておりますけれども、適切で効果的な活動といったことや地域総合型スポーツクラブ等での連携を行うと、こういうことが大切であるというふうに示されております。

本村の教育委員会、また中学校においても、この指針を踏まえまして、生徒の健やかな成長へ結びついていくようにと検討をしてきたわけでございます。そこで、南箕輪中学校の部活動につきましては、もう以前から、この活動基準に適した取り組みをしております。

例えば、朝の活動につきましては、当然スクールバスで通学している子供たちもおりますので、開始時間は7時半からです。それで、7時55分には終了しております。ですから、実質25分という形になります。また、毎週月曜日の朝は休日というふうになっております。県では、1日2時間程度、長くても3時間以内の練習時間とするようにというふうに言っておりますが、南箕輪中学校におきましては、午後授業等が終わるのは4時半でございます。それから、長くやる時期、それは5月から8月ですけれども、これは6時に終了となっております。ですから、実質1時間半しかできません。それ以外は、それより短いという形になります。11月、12月、1月につきましては、午後の活動時間がございません。ゼロでございます。ですから、朝、活動を25分間しているということになります。

ですから、今までも、南箕輪中学校におきましては、県の部活動の指針の中に十分入っていると考えております。この朝の活動練習がなくなると、ほとんど4カ月間、3カ月間は練習できないという形になりますので、朝練習は、中学校も教育委員会も継続していくと、続けていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 朝練習は続けていくと。この4原則については、南箕輪の場合は徹底されているということによろしいですね。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） そのとおりです。学習時間や家族との時間を確保するというようなことで、週末は部活動を行わない、平日に学校全体で部活動を休む日を設けるというような形になろうかと思いますが、こういうことについては週1日は休んでいるということでございますが、ただし、大会が近づく1カ月前につきましては、顧問の先生と子供たち、また相談して、それとその上で、学校長の許可を得て行う場合があるというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 子供たちのソフト面、ハード面のよい環境を提供することが一番大切だと考えます。

それと、13年前にできた総合型地域スポーツクラブです。持続可能な取り組みが

村にも問われていると思います。特に、高齢化が進む現代、健康への関心を高めるためのスポーツへの取り組みが非常に大切だと考えます。介護予防の運動の取り組みは、現在、福祉部門で行っておりますが、その手前の人たち、50代、60歳代のスポーツへの取り組みに力を入れていく必要があると考えます。

村のスポーツ振興基本計画にも書いてありますが、官民協働のシステムづくりがこれから必要だと考えます。村のスポーツ振興基本計画には、総合型地域スポーツクラブの意義や効果について、住民への普及、啓発とあります。健康寿命を延ばすために、福祉の部門で担当していた事業をこれからはスポーツ事業として行う必要があると考えます。わくわくクラブも村と一緒に各種企画を考えていく必要がありますが、シニア向け、高齢者向けのスポーツ教室、また障害者の方々へのスポーツ教室を開催すべきだと考えます。健康増進、体力向上のみならず、ハイレベルなスポーツに至るまで、当然、施設整備も必要となりますが、この点について、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、健康とスポーツは密接に関係しております。現在は福祉関係の分野は、住民福祉課で福祉としてやっている面もあるわけでありまして。今、議員御指摘のとおり、介護の手前の皆さんをどう取り込んでいくか、このことは極めて重要だというふうに思っております。したがって、それらをどう取り込めるのか、その辺を含めて検討していく必要があるというふうに思いますし、同時にさまざまなそういったプログラムをつくっていくことが必要であります。わくわくクラブとの連携、その辺でどう構築をしていくことができるのか、重要なこれからの問題となってまいりますので、その辺は十分検討させていただきたいというふうに思います。健康寿命をどう延ばしていくか、これは日本全体の大きな課題となっております。長寿世界一でありますけれども、大切なことは健康寿命でありますので、そういった考え方の上に立ちまして、さまざまな取り組みができればというふうに思っておりますので、そんな点はこれからの検討課題ということで、早急にまた着手をしていかなければなりません。そんなことで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） スポーツ部門の取り組みというのが非常に大切になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、前から気にかかっていたんですが、NPO法人わくわくクラブが設立されて、私の中では廃止されたと思っていたんですが、社会教育関係登録団体について伺います。

今年度、12団体が登録されております。これは、登録すると施設使用料が50%免除、条件とすれば、村内居住の方が10名以上で、村外の方も登録できるということになっているそうなんですが、このことを私もこれは一本化するべきなんだろうな

という考えがあるんです。

スポーツを通して地域貢献しているのは、わくわくクラブの関係者の方たちは村の行事の駅伝大会、夏季、冬季の村民体育祭、文化祭等にスタッフを出して、協力をさせていただいております。社会教育関係団体の方たちは、自分たちがスポーツを楽しめればいいというもとでここの登録をして、やられているようなんですが、聞くところによる、50%免除で施設使用料を払うというのと、わくわくクラブに入って会費を払って80%免除の施設使用料を払うというところの損得で決めておられるみたいですが、やはり地域の活性化という面を考えて、地域貢献をしていくという面では、村とすれば、NPO法人わくわくクラブに一本化をしてスポーツ振興を進めていったほうが、私はより地域の活性化だとか、村民のための健康づくりに貢献できるという考えを持っております。ですから、この関係団体の方に理解をさせていただく必要があるとは思いますが、広い視野でこれからの将来、村の将来のスポーツ振興というものを考えた上では、この一本化というのが大切な動きになってくると思っております、それについてどうお考えかお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 3月の村報にこのチラシが入っていたと、そう思います。

その中には書いてありますが、そのことは後で説明させていただきますが、わくわくクラブが発足した当時、13年前になりますけれども、登録団体の中に準会員制度というものがありませんでした。現在、社会教育関係団体、そういうところに参加しているナイターソフトボール連盟、こういう団体も当時はわくわくクラブに参加していたわけですが、平成15年度に団体制度が廃止をいたしまして、個人会員、家族会員、賛助会員という形になってきているわけです。そのために、会費として個人会員というような形にしたため、会費と社会教育関係登録団体の施設使用料、こういったものが50%減免と比較した場合に、損得勘定、要するに利害関係になりますけれども、それで判断して、ちょっとやめたほうがいいんじゃないかというような協議が出たということでもあります。ですから、その機会にわくわくクラブから脱退、やめてしまって、ナイターソフトボール連盟はナイターソフトボール連盟だけで活動しているという形になります。

全ての団体が、議員さんが言われましたとおり、わくわくクラブに参加していただくということが理想的ではございますけれども、あくまでも、いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも、こういうような精神に基づいて、趣旨に基づいて賛同していただいた方が加入していただくことがいいのではないかと思います。ということから、強制はできませんので、一本化は難しいのではないかなと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 村のやはりスポーツを推進していく上では、私はやはり一本化に向けて動いていただいて、スポーツが地域に本当に根差して、地域貢献もしていくんだという精神が私は大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、調べますと、先ほど村長が入っておられると言ひましたが、議員の皆さんだとか、役場の職員の方々の加入状況が非常に低いようです。総合型のスポーツクラブの理念を理解していただき、健康づくりに取り組んでいていただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

福祉事業の推進について伺ひます。

現在、村では、高齢者福祉サービス制度があります。その中に、利用が非常に少ないサービスが見受けられます。サービスの内容が余り知られていないせいなのか、内容が利用しにくいいためなのか、それはよくわかりませんが、利用の少ないサービスの項目を担当課では毎年検討されていると思ひますが、改善の取り組みなどを少し伺ひたいと思ひます。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 福祉サービスについての御質問であります。

村は、今、さまざまな高齢者福祉サービスを実施しております。サービスにつきましても、対象者も異なっております。当然、利用の少ないサービスにつきましては内容をよく精査して、必要なものはサービス内容の改善を図っていかねばならないというふうに思っておりますので、その辺は常に改善はしてきておりますけれども、さらに精度を高めていきたいというふうに思ひます。

周知につきましては、ケアマネの事業所連絡会だとか、あるいは最近といいますか、少し前から始めました介護保険後期高齢者医療保険の被保険者となる方々に対しまして、毎月、これは説明会を実施しておりますので、そういったところで周知も図っております。同時に、ホームページも掲載してあります。また、本村の場合には転入も多いところでありますので、そういった機会を捉えて、また浸透していければというふうに思ひますし、一番効果があるのかなと思ひるのが、高齢者交流事業を行っておりますので、これには何百人という皆さんも参加をされます。そういった機会やら、あるいはげんきあっぷクラブを実施しておりますので、そういった機会にそういう周知が図っていければ一番理想的かなというふうに思ひますので、そういった努力はしてまいります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） サービスの中で、私が調べたところだと、軽度生活援助事業と訪問理美容サービスについて、利用が非常に少ないと伺ひました。そこで、軽度生活援助事業なんですけど、有償ボランティアでの取り組みを考えたらいかがで

しょうかという提案です。

愛知県の長久手市では、ワンコインサービス事業として、昨年から取り組み始めました。利用者から好評を博しているそうです。朝のごみ出しだとか、電球の取りかえ、高齢者の方ではなかなかできないことについて、10分以内は100円、30分までは500円、気楽に頼めるので本当に利用しやすいというお声が届いているそうです。ごみ出しが一番多いみたいなのですが、当然、家事の援助も取り組んでいかなければならないと思います。また、援助する人の負担を軽減するために、3人程度のグループで登録をするシステムだそうです。

また、訪問理美容サービスは、大切な本当に事業だと考えますが、他の市町村に比べて、助成金が1,000円、南箕輪の場合は1,000円なんですけど、これは少ないんじゃないかなというふうに思われますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 有償ボランティア制度、軽度生活支援事業を含めましての御質問をいただきました。

この軽度生活支援事業につきましては、月に10名ほど利用があるところであります。したがって、これは社協に委託している事業でありますけれども、継続をしてみたいと思っております。

今、議員から提案がありました有償ボランティア、ワンコインサービス、こんなお話がありました。まさに、私も、このサービスというのは必要であるというふうに考えておまして、担当課のほうへ立ち上げの指示をしてあります。今、質問にもありましたように、ごみ出しだとか、あるいは、そのほかさまざまな要望が出てくるというふうに考えておりますので、その辺をサービス実施できればということで検討を指示したところであります。今、関係団体との調整、意見をお聞きして進めておるところでございます。

方法といたしましては、村が発行する利用券を使用して、作業終了時に利用券と一定程度の負担金をボランティアにお支払いしてもらい、報酬につきましては村からボランティアへ払うというような、こんなことを今考えておるところでございます。今、団体といいますか、関係団体との協議を進めておるところであります。できれば、これは10月から実施、発足できればということで考えておるところであります。

南箕輪村は、御承知のとおり、高齢化率が県下で一番低い村でありますけれども、低いということは将来にわたって高齢化はかなり進んでくるということでありますので、そういったことを構築をして、今から構築をしていく必要があるという、こんなことで発足はしてまいりますのでお願いいたします。

訪問理美容サービスにつきましては、現在、上伊那郡下では7市町村がこの事業を実施しております。助成額につきましては差があるところでありまして、本村は1,000円というようなことであり、ほかのところも1,000円という助成が多い

状況であります。その差につきましては2,000円ぐらい、年間でそのぐらいの差でありますので、これはまた現状で考えておるところであります。この訪問の理美容サービスは継続をしてまいりますけれども、今、議員から提案いただきました有償ボランティア制度、これは構築をしながら、サービスの充実につなげていきたいという、幅広いサービスは必要でありますので、そんなことで検討して、発足をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、万が一のときの備えとして、緊急医療情報キットの導入はしていただきましたが、これは自宅にいるときの万が一の備えです。今回の提案は、外出時の万が一の備えの提案です。緊急情報を書ける、私、ちょっと本物を取り寄せたんですが、これは千葉県が取り組んでいるSOSのハンカチ、黄色いハンカチです。それと、これは愛知県の豊明市なんですが、まんがいチーフという黄色いハンカチです。この万が一、外出時の万が一に備える、この安心を携帯できるこういう取り組み、村長しませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今、SOSハンカチの御提言をいただきました。

外出するときに必ず持っていく、それと同時に、情報を常に更新をしていかなければならないという、この辺の問題点はあるかというふうに思ひます。したがひまして、このハンカチに対する認識が広がれば、これはいいことだなというふうに思ひますので、そういったことを踏まえて、検討はしてみたいというふうに思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 予算は、これは1枚120円程度だそうですから、安心を確保する事業だと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、未加入世帯、区外の役場直轄地域について伺ひます。

これは、伊那のインターの西側、通称神子柴17組のA、Bと呼ばれる地域なんですが、30世帯70名ほどが暮らしている地域です。以前からの経緯はいろいろあったと伺ひましたが、現在、民生委員の方が神子柴区から派遣されています。また、消防費については、1世帯4,000円を神子柴区に納めているということです。自主防災会もなく、防災計画もできていない地域です。行政サービスも余り知らないことが多いように感じました。地域的には南原区に行きやすい地域になっておりますが、行政の活動というのは区を介して行うことが多く、少し私自身は問題ある地域のかなというふうに感じております。区への加入を、これは行政として取り組む必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 神子柴の17組A、Bの未加入世帯の取り組みをという御質問でございます。

この神子柴区の17のA、B、そしてまた18組、19組、これは村の直轄区域となっております。経過につきましては、いろんな皆さんにお話をお聞きいたしました。その経過については不明であります。どうしてこうなったのかというのは全くわからないという状況であります。したがって、過去には、村から、神子柴区やこの組の皆さんに投げかけた経過というのがあります。しかし、現状のままがいいんじゃないかというような、そういう御返事があった、こんな時代もあったところあります。しかし、これはかなり前の話でありますので、そのままでもいいのかどうかといえば、直轄と区とにつきましてはかなり差がありますので、このままでいいというわけにはまいらないかなというふうに思います。当然、いろんなサービスにつきましては組のほうで行っておりますし、村から出しております事務委託費等々につきましても、支払いはしております。

この問題につきましては、神子柴区やこの組の皆さん、この意向というのが大変重要となってまいりますので、大変難しい問題もありますけれども、また投げかけていく必要性は感じておりますので、神子柴区や、あるいはこの組の皆さんの考え方もお聞きしてまいりたい。できれば、そういった直轄区というのはないほうがいいわけですので、解消に向けて努力はしてまいりますけれども、なかなか難しい問題であるということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。双方の合意といいますか、一致したところがないと難しいということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 住んでいる方が、神子柴区のほうのマレットゴルフのサークルに入ろうと、入れてほしいと申し込んだところが、区外だから入れないよというふうに断られたという方もおられるそうです。仕方なく、村のマレットゴルフのサークルに入ったというふうなお話も伺いました。また、雪かきのボランティアもない地域になっているみたいですので、地域的にも高齢化が進んでいる地域です。ひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、行政の情報公開の推進の取り組みについて伺います。

村の第4次総合計画の広報、公聴、情報通信の情報提供の充実、推進で、村のホームページにおいて、住民が必要としている最新情報を必要なときに容易に取り出せるように、各担当で内容を更新できるシステムの導入や、検索機能の向上等を図りますとあります。高齢者や障害者が利用しやすいように、ユニバーサルデザインを促進します。携帯電話向けのホームページの充実、積極的な情報公開を図りますと書いてあります。

昨年8月に、村のウェブサイトがリニューアルされました。その後、総合計画に沿っての内容等の検討などはなされたかどうか、最初に伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政情報の公開の御質問であります。

第4次総合計画の中にも、今、議員御指摘がありましたように、高齢者や障害者の皆さんも利用しやすい、こういったシステムをとということになっておりますので、昨年10月に村のウェブサイトをリニューアルをいたしました。この導入をするときに十分検討したということでもありますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。

リニューアルに当たりまして、一番重要視した点につきましては、いわゆる障害があり、マウス操作が困難な方だとか、視覚や色覚に障害のある方などにも配慮するため、日本工業規格で定めておりますウェブアクセシビリティ、AA、この達成をすることを目標にしたところでございます。したがって、十分検討しながら更新をしたということでもありますので、その点はそんな御理解もいただきたいというふうに思います。また、今後も常にチェックをしながら進んでいく、このことが大事だろうというふうに思いますので、更新を気にしながら、またできるだけ利用しやすいものにしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） リニューアルしたウェブサイトの中で、写真が、村を紹介する写真が出てくるんですが、少し残念だと思うような写真もありましたので、ぜひとも時間をかけてよいものにしていただきたいと思います。

次に、オープンデータについて伺います。

総合計画の積極的な情報公開になりますが、オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのことをいいます。行政が保有する公共データを利用しやすい形で公開することを指すのが一般的です。近年、より透明性を高め、住民の参画や行政と住民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの関心が高まりつつあります。

国でも、平成25年6月、世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定されました。宣言において、公共サービスがワンストップで、誰でも、どこでも、いつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献がその柱の一つとされております。より便利で、利用者負担の少ない行政サービスの提供を災害や情報セキュリティーに強い行政基盤の構築と徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ、実現することが掲げられております。平成25年5月には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が成立し、地方公共団体に対しても番号制導入までの今後4年間、これに適切に対応した情報システムの整備や活用が求められているところです。総務省からは、

10の指針、参考資料、チェックリストも出されております。

福井県鯖江市などは先進的な取り組みを行っています。2013年4月現在、公開データは39、公園のトイレの位置だとか、災害時の避難所、AEDの設置施設、循環バスの位置情報などがあります。また、地元企業が市のオープンデータ化の動きをアプリ開発するなど、支援しているとお聞きしております。オープンデータから80のアプリが開発されたそうです。鯖江市は、オープンデータ流通推進コンソーシアムから最優秀賞を受けております。

横浜市でもオープンデータ流通推進コンソーシアム、これは提携という意味だそうですが、趣旨に賛同し、市民に必要な地域情報を提供するための仕組みを検討、議論を始めたそうです。住民の方、地域の企業などのアイデアや指針、ガイドラインなんかもつくりながら、全庁的な体制で取り組みを始めたそうです。

南箕輪村としてもこういう取り組みをこれからしていきませんか。どうでしょう。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） オープンデータの取り組みについての御質問でございます。

当然、番号制度というのが導入されてまいりますので、こういったことを踏まえて、今検討もしておりますところでございます。小さな自治体でなかなか難しいという側面は持っておりますけれども、しかし、それは時代の流れでありますので、そういったことをしていかなければならないというふうに考えております。

また、今年度から、村のウェブサイトにつきましてはクラウドに移行しており、電子自治体に向けての一步を踏み出したところでありますので、これからさまざまな国の取り組みもあります。自治体独自としても取り組んでいかなければならない問題がありますので、その辺は、今、第一歩を踏み出したところでありますので、将来的にはこのオープン化というのは本当に重要な分野となってまいりますので、できるだけ充実をしながら、前に進めるようにしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） オープンデータについては、現場の担当者の負担もかかっていくわけですから、そこら辺も配慮しながら、できることから進めていただきたいと思います。

また、各自治体では、やはり根強い抵抗感もあるそうです。データの正確性や責任の所在といった不安からの抵抗感だそうですが、職員研修もしっかりと行っていただきながら、身近なものから公開を進めていただければと思います。

最後に、私が少し心に残った言葉がありました。本当に、どんなにつらいことでも、それが正しい道を進む中での出来事なら、峠の上りも下りも、皆、本当の幸福に近づく一足ずつですから。これは宮沢賢治の銀河鉄道の夜の一節です。刻んでき

た不屈の一步、一步、その使命の足跡は、苦難の冬を踏み越え、勝利の幸福の春へと近づきます。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

次に、7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 議席番号7番、山口でございます。

私は、先に通告してあります2点についてお伺いをいたします。

その前に、冒頭でも紹介がありました村長の自治功労賞表彰おめでとうございます。

それから、昨日は3月11日、東日本大震災がありました3年目の日であります。犠牲に遭われた皆様方に、改めて御冥福をお祈りするところでございます。

さて、最初に質問は、信州山の日についての質問であります。

長野県は県民共通の財産であり、貴重な資源である山に感謝し、山の恵みを将来にわたり持続的に享受していくために、県独自の信州の山の日を制定されました。7月の第4週の日曜日を信州の山の日と定め、7月15日から8月14日までを信州山の月間とすることを決めました。一方、国では、海の日があるように、山の日を8月11日に制定し、祝日とすることを国会で検討されており、今国会に法案が提出される予定であります。

日本の国土の7割が森林であり、長野県においては8割が森林であります。また、全国3,000メートル級の山が23岳ある中で、15岳が長野県にあり、日本の屋根と称される山があり、その山は世界に誇るべきものがあります。そして、そこに生息する生物たちの宝庫でもあります。

南箕輪村といいますと、面積の約5割が豊かな森林であります。この広大な森林は、ここに降った雨水を蓄え、ゆっくりと浄化して、村内の多くの場所に湧水をもたらしてくれています。村民歌で歌われているように、清らかな流れをつくり、栄養分を含んだ水は、たくさんの魚や多様な生物が生息する海を育てております。すなわち、緑のダムであります。また、森林は、待機中のCO₂、いわゆる二酸化炭素を吸収し、酸素をつくり出す重要な役割を果たしております。最近の異常気象も地球温暖化であり、その原因の一つにCO₂の影響だと言われております。こうしたことも、森林は大切な資源であり、空気、水、環境など、何ひとつとっても欠かすことのできないものです。このような森林は、大自然とともに生きる喜びを私たちに与えてくれています。都会から信州にみえて多くの方が、空気がうまいと言われます。こうしたことを考えたとき、県が信州山の日を制定されたことは、大変意味深いものがあると思います。南箕輪村にとっても、この日を大事にしたいものです。

しかし、私たちは、こうした環境の中で育っていると、この恵みを恵みと感じない人が多くなっているのではないかと思います。それに、今、山は、残念ながら

徐々に活力を失い、荒廃の進む山林も目立ってきております。山の管理が思うよう
にいかず、野生動物による食害は山里の暮らしを脅かし、森林の樹木を枯らし、貴
重な高山植物の群落にも深刻なダメージを与えています。私たちは、こうした環境
を克服し、豊かな恵みを受けていることを再認識し、信州山の日を機会に、山を知
り、山に親しむことにより、人と自然の恵みを取り戻すことが大事なことだと考え
ます。南箕輪村の森林は、豊かな恵みをもたらしてくれることは先ほど申したとお
りですが、この恵みを育て、守る、親しむ、学ぶを通し、山を生かす取り組みを展
開する必要があると考えます。また、村民のみんなで考えていくときではないかと
思います。

前置きが長くなりましたが、3項目に分けての質問になります。

最初にお伺いしたいのは、村長は、今ある南箕輪村の山の資産、恵みを分析し、
どのように評価しているか、まず最初にお伺いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、山口守夫議員の御質問にお答え申し上げます。

信州山の日が制定された、そのことに伴いましての山全体についての御質問であ
ります。

一般論といたしましては、今、議員が申されたとおりであります。森林というの
は、木材の価値、木材生産、このことが主でありますけれども、しかし、そのほか
に、本当にさまざまな多面的な機能を有しておるところであります。自然環境の保
全、あるいは災害防止だとか、さらには動植物の自然体系の維持など、多くの恵み
を私たちにもたらしてくれているという認識は、一般論としては持っておるところ
でございます。

この森林に対する関心度というのは、今、本当に高くなってまいりました。異常
気象の問題も御指摘をいただきました。最近では異常気象がふえてきております。
いろんな災害もふえてきております。そういった中で、この山に対する、あるいは森
林に対する関心というのは、非常に高くなってきておるといふ、この高まりは感じ
ておるところでございます。

村の状況につきまして若干申し上げます。

今、議員の質問の中にもありましたけれども、村内の山林でありますけれども、
里山と奥地林といわれる二つに分かれておりますけれども、全体で2,150ヘクター
ル、村の全面積の52.6%、これが山林であります。したがって、大変大きな面
積を占めておりますし、その役割というのは大きいというふうに思っておるところ
であります。

里山林につきましては、全体的には農地や住宅地、また工業団地周辺における生
活環境保全を目的とする森林が多くなってきております。また、その多くは個人有
林であります。そんなことで、一定の我々の生活環境という面では役割を果たして

いただいておりますというふうに思いますし、また南箕輪村は段丘の部分があります。中段地区には恵まれた森林があるわけでありまして、この地域につきましては、保安林指定をされている森林が数多くあります。したがって、土砂崩落等を防ぐ大事な役割も果たしていただいております。

一番の特徴は、大芝高原林だろうと思っております。大芝高原林につきましては、この山菜やキノコもとれ、村民の憩いの場所、そして同時に、環境や健康増進の場所として今活用しております。前々から申し上げておりますように、この大芝林につきましては、私は健康といやしの森にしていきたいなという、そんな思いも強いところであります。観光も大事なことでありますけれども、それ以上に、村民の健康増進の場所にしていければという、こんな思いもあるところでございます。したがって、これからさまざまなことを検討しながら、考えながら、そんな理想に近づけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

もう一方は、やはり山林は、木材を育むといいますか、木材を生産するところでございますので、そっちの部分につきましても活用していかなければならないということでもあります。森林というのは、やはり放っておけば本当にだめになってしまいますので、手を入れていくこと、これが一番大切なことでもあります。そういったことを考えれば、定期的に、計画的に除間伐を行ったりしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

そういったことから、奥地林につきましては、来年度から本格的に信州大学との研究を通して、資源量の具体的な把握と長期的な山の管理の策定を始めてまいります。これは、将来にわたって森林を維持するという、こういうことでその研究を始めていきたい、そんな予算も新年度予算に計上させていただいたところでございます。

また、県では、信州Fパワープロジェクトによりまして、塩尻市に木材加工施設や森林バイオマスによる発電施設の建設が行われ、平成27年4月には完成をいたします。この施設の木材の調達範囲というのが50キロ圏域を予定しているということですので、村もその中に入っております。上伊那地方の木材の需要というのは高まっていくのではないかと、期待をしております。自然エネルギーの活用といった面からも、期待も高まっております。

そういったことを考えれば、これから、本当に大切な資源となってまいりますので、さまざまな分析や評価をしながら、今言ったようなことを検討しながら前に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に、今ある資源をどう生かしていくかということなんですが、先ほど大芝高原と奥地林も今ちょっと答弁の中で出たわけですけど、奥

地林のほうはちょっとあとでまた質問に入っています。そういうことで、大芝高原の関係について、健康とか、木材というような話がありましたので、大芝高原をちょっと中心に質問をしていきたいと思います。

村には、他に誇れる資源があると申しましたが、地形的にも恵まれています。村も信州山の日に合わせて、豊かな自然環境と恵みに感謝し、資源を生かし、育てる責任があります。山を守り、育て、子、子孫まで引き継いでいくことが、ここに暮らす一人一人の責任であると考えます。今、村には、森の里親制度により、協力していただいている企業もあり、山の手入れをしていただいております。ありがたいことであります。

村では、大芝高原の森林を生かし、森林浴、森を歩くセラピーロードを生かしたウォーキングも始め、マレットゴルフ、野球、ソフトボール、テニスなどのスポーツに、キャンプ、またいやしの森として活用され、大芝高原まつりをはじめ、育樹祭など、多くの催し物を行っております。他の市町村にまさる、触れ合いの場として活用されております。こうしたことは、多くの村民のためにも、憩いの場、生きがいの場として貢献されていると思います。

しかし、今行われている事業に一貫性のないことを感じるものであります。恵まれた資源をもう一度見直し、恵みを生かすため、環境に、生活に、観光に、病氣予防や介護予防を取り入れた事業体系をつくり、企業イベントを行い、村民、また周辺市町村にも誇れる村の顔として資源活用していく必要があります。

県は、信州山の日に当たり、26年度、5,000万の予算計上でイベントを行うようですが、県と市町村一体になって取り組まないと成功しないとも言われております。村としても一層の取り組みを行い、内容を充実させ、村内はもとより、村外にも村の魅力をアピールしていくことが必要だと思いますが、こうしたことに対してどのように考えるか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原の御質問が出されました。

森の里親制度につきましては、現在1社と協定をしておりますし、来年度の4月、この4月からは長野朝日放送と森の里親制度の協定をしていくという、これの協議が整ったところであります。そういったことを通じながら、これは大芝高原を中心としながらやっていきたいというふうに思っておりますので、いい機会であります。PRをしてまいりたいと思っておりますのでございます。

大芝高原を生かす取り組みというのは、前々から行ってきておるところでございます。特に、この大芝高原につきましては、いち早く森林セラピーロードに手を挙げまして、その指定を受けました。現在、大勢の皆さんに活用をいただいております。人数のカウント計もつけましたけれども、平均しますと300人前後というような数値が出てきておるところでありますので、本当に毎日大勢の皆さんに活用いただいて、健康の一助となっておりますのかなというふうに思っております。

ところであります。

また、その事業の一環といたしまして、森林セラピーツアーも開催しておりますけれども、この事業、なかなかうまくいかないというのも側面にあるところがございます。希望者が少ないという状況もあるところがございます。この辺につきましましては、また内容を工夫していくことも大切かというふうに思っておりますので、そんな反省を踏まえまして、新たな取り組みとして日帰りの森林セラピーツアーと、また翌日には村内ウォーキングイベントというような、そんな組み合わせで実施をしていく予定でおります。今までは、きちんとスケジュールを組んでやってきましたけれども、日帰りと合わせて、宿泊の部分を取り入れていくという、こんな新たな取り組みもやってまいりたいと、日程に自由度を高めていきたいという、多くの皆さんが参加しやすい、そういったイベントにするように検討して、実施していく予定であります。

また、ウォーキングイベント等につきましては、大泉所ダムウォーキングコースも一つのコースとして考えております。この辺につきましても、来年度はチラシ作製を行って、積極的なPRをしながら、広範囲に実施ができればというふうに考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたが、やはり大芝高原の役割と申しますか、大芝高原の存在と申しますか、そういった目的を整理してみる必要もあるのかなというふうに思っております。私は常々申し上げておりますけれども、今も申し上げましたけれども、健康といやしということ、村民の健康増進の場所になる、これをまず第一に考えていきたいというふうに思っております。それから、さらに新たな展開として、観光的な要素の部分も組み合わせることで、森の交流施設も設置をいたしましたし、また松本大学との連携協定もいたしました。そして、村単独で健康運動士というのを採用いたしました。そういった下地はできておりますので、これからそれをどう活用していくか、同幅を広げていくか、この辺が少しおくれおるところでございますので、この辺は長い目で見ていただきながら、充実をしていきたいというふうに思っております。

それと同時に、大芝高原、樹種転換というのを今進めておるところであります。今、アカマツとヒノキの二段林という林でありますけれども、広葉樹を主体としたエリアを設けるといことで樹種転換を始めておるところでございます。いわゆる森の持つ多様性とい申しますか、コナラだとか、そんな広葉樹を植えていくことによって、カブトムシだとか、いろんな生態系が維持できるのではないかと、そういったことも一つの観光的な要素になるんじゃないかというふうに思っております。ありますので、そんな点は積極的にこれから樹種転換をやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さまざまな可能性がありますので、それをどう生かしていくか、これはまさに今行政や開発公社に求められておるところでございますので、この辺は十分に連携を

しながらやってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に行きますけれど、先ほど奥地林の話もありましたが、経ヶ岳についての質問に入ります。

経ヶ岳は、伊那市、辰野にまたがっておりますが、南箕輪村の山と言ってもいいぐらい村の森林も多く、また山の恵みを受けております。里から眺めても美しい山であり、日本200名山の一つに数えられていますし、甲信越の100名山の一つでもあります。村の景観10景の一つにもなっております。

しかし、この山が広く知られているかといいますと、まだまだマイナーであります。この山の価値を高めようとするために、今までは植林をし、木材を生み出すために管理もしてきました。その木も大きく育てておりますが、価格は外国材などの影響もあり、低迷しており、切り出しても採算の合うものではありません。

私は、この身近な山の恵みを楽しむために、信州の山の日を契機に、山に感謝し、山に恵みを将来にわたり、山を守り、育てながら生かしていくには、どのようなことがよいかと考えたときに、今、登山は静かなブームになっております。経ヶ岳が、こうした登山の山の活用の仕方もあるのではないかと思います。中学校の伝統行事である経ヶ岳競歩大会も、教育の現場として生かされています。教育委員会主催の登山も行われておりますが、まだまだ少数です。登山は、3,000メートル級の山だけが登山ではありません。この山をミニ登山の山として整備をし、樹木の整備もしていくことにより、楽しめる山、そして中高年でも気楽に登ることのできる山になると考えます。また、登山訓練の場としても利用することが期待できます。すばらしいものが備わった経ヶ岳だと思います。

富士山も世界遺産に登録されました。今後、信州の山の日や国会で討論されている山の日や祝日などが制定されれば、多くの国民が今まで以上に山に関心を抱くようになり、登山者もふえてくると予想されます。経ヶ岳をレクリエーションの山、ミニ登山の山として土壌づくりをし、山を守り、育てていくことがよいことではないかと考えます。そうして、いろいろな角度から経ヶ岳を紹介し、宣伝することにより、村内外から多くの利用者が訪れることも予想されます。利用者も多くなれば、その暁には、注目度も高まり、村のアピールにもつながることだと考えます。こうした構想に対して、村長はどのように考えるかお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 経ヶ岳の御質問でございます。

信州山の日や国でも山の日制定の動きがありますので、こういったことによりまして、山に対する関心というのは高まってくる、このことは期待しておるところでございます。しがたいまして、そういった傾向といいますか、雰囲気といいますか、そのことを大事にしながら、さらに力を入れていく必要があるというふうには思っ

ておるところであります。経ヶ岳でありますけれども、日本200名山のうちの一つに指定をされておるところであります。そういったことを考えれば、全国的にも若干知られているのかなという思いもしておりますけれども、今御指摘がありましたように、まだまだマイナーな山でございます。

中学校の伝統行事の経ヶ岳競歩も、ずっと伝統的に行われているということでもあります。

観光資源の一つであります経ヶ岳を今後どう整備して、どう生かしていくかということでもありますけれども、現在でも経ヶ岳の登山道入り口には、駐車場だとか、トイレの設置はさせていただいておりますし、登山道の案内看板も設置はしております。通常、経ヶ岳は8合目までということで、中学校の経ヶ岳競歩など行われておるところであります。それから上につきましても、定期的にササやそういうものを刈って、登山道の整備をしております。ただ、9合目から頂上まで、これは眺望が本当にきかないところあります。このことにつきましては、登山者からも御質問をいただいているというようなことあります。ただ、これは保安林になっておりますので、木材の伐採というのが大変難しいということでございます。経ヶ岳の登山ルートというのは、大泉所から登るルートと伊那市側の仲仙寺から登るルートがあります。連携をとりながら、維持管理はしております。インターネットで経ヶ岳の登山をした人の書き込みなんかを見ますと、県外から来ている人も数多くいるんだなということでもあります。人気のある山と違った静かな雰囲気を楽しんでおるといような状況であります。同時に、思った以上にハードな山であるというよう書き込みもいただいております。全般的には、毎年、春の登山シーズンを前に登山道の確認をしながら、整備はしております。さらに、この整備をしながら、また案内看板等も充実をしながらやっていきたいというふうに思っております。

ただ、PRというのも非常に大事でありますので、今、先ほども申し上げましたように、信州山の日、国でもそんな制定の動きもあります。そういった機運の高まりと同時に、外に向かってのPRもしていく必要がありますので、その辺はこれからやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。現状では、整備はしております。それをどう生かしていくかは、外に向かってのPRの仕方、これは十分検討していく必要があるというふうに思いますし、現状でいいのかという部分は的確に捉えながら、さらに登山道の整備や案内看板など、あるいは眺望だとか、そういったものもあわせて考えていく必要があるというふうに思っております。十分生かしていければ、そんなことを思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 今、ハードな山だという書き込みがあるというような話

だったんですけど、確かに、経ヶ岳というのは日本中に幾つもの同じ名前の山があるそうです。それで、やっぱり一番高いのが南箕輪にある経ヶ岳だそうです。そういうことで、何も上まで行かなくても、途中で休める場所だとか、そんなような形のものをつくれば、何だかんだ上まで行かなくても楽しめる山になるのかなと思っております。

それから、先ほど大芝高原のほうで樹種転換の話もありました。この経ヶ岳も、今ほとんど植えられているのがカラマツであります。こういうものも、もう少し広葉樹のような形のものにとれば、もっと一層いろんな形で楽しめるのかなと思っております。

そんな形で、これを先ほど村長が言われたんですが、観光にも利用できないかと、私もこれ、観光というのは何も今あるのを利用するだけじゃなくて、つくっていくことによって観光というのは成り立つのかなと思っております。南箕輪には観光資源がないと私も申し上げてきたし、村長、そんな答弁も何回ももらっているわけですけど、ある面では、これからというのは、いろんな今の工業体系を見ますと、日本でもものをつくって売るといった形での外貨が稼げないということになると、いろんな形で観光面に力を入れ、1,000万の観光人口、外国からの観光人口を2,000万にしようとか、国の政策もそんな形でいくと思うんです。ですから、その外国人が来るほどの山になるかどうかは別にしても、こういったことも視野に入れながら、観光もやっていく必要があると、そんなことを思っております。

それで、実は、いろんな形で南箕輪も山に対しての恵みもあるし、また大芝高原とか、経ヶ岳を語らずして南箕輪を語れないというぐらい関係も深いと思っております。そういうことで、実は、南箕輪の日が2月18日に制定され、行事を行う予定でしたが、大雪のために延びたわけです。こういうものを信州の山の日あたりに合わせて、あの森の中で南箕輪の日を一部を計画したらどうかと、こんなことも考えるわけでありまして。その辺はどんなふうでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 信州山の日が4月の第4週の日曜日ということに決まりました。それに合わせてどういう事業ができるのかということは、考えていく必要があるというふうに思います。ただ、村の日の事業を一部そちらにというような話がありました。これは、長い目といたしますか、少し期間をいただかないと、なかなか難しい面もございますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

南箕輪村の日は2月18日であります。今年度につきましては、大雪のために延びてしまいました。その日を今、6月22日ということで調整をさせていただいておるところであります。これは決まれば、またいろんなPRもしていきたいというふうに思います。山の日に合わせて、いろんな事業をどうしていくのか、同構築をしていくのかということは、今後の検討課題ということで捉えさせていただきたいと思っております。何らかのイベントができれば、それは理想でありますので、そんなことを

考えながら、また検討もしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に、農業についての問題であります。

今日の農業は、高齢化等により、地域の担い手の確保が困難な状態であります。これは、南箕輪村だけの問題ではなく、全国全てで起きている問題であります。今後の大きな課題でもあります。村も営農センターを中心に、生産性向上に、食糧供給確保に、地産地消に力を入れています。また、国は、平成19年に農業法人等育成緊急整備事業の創設を行い、農業法人の育成を図ってきております。南箕輪村も1村1法人で、まっくんファームを立ち上げました。西天地区の農業の一部を引き受け、管理作業を行っており、今日に至っております。村も、今後の農業の担い手に、まっくんファームに期待しております。また、これまで支援もしてきていたところでございます。

議会も、先般、まっくんファームの役員の皆さんと意見交換会の場を持ちました。有意義な会であったと思います。多くの意見を聞く中でも、この組織を運営していくにはなかなか困難な点も多くあり、まだこれといった方向が見い出せない状態だと感じたものでした。今後は、農家も、まっくんファーム等に農地を託したい農家も多くなるのではないかと思います。

しかし、まっくんファームも、小さな農地を依頼されても採算に合わず、引き受けがたい状態だとも言っております。そのようなことがあるとしたならば、その農家はどうしたらよいのでしょうか。今、政府が進めているのが農業の大規模化であり、減反政策の廃止を打ち出し、戸別所得補償方式も廃止しています。いろいろな条件により、小規模農業者の農家離れがますます進むと考えられます。担い手不足がこのまま進めば、その果ては耕作放棄地が多くなることが予想されます。まっくんファームの役員の中には、今ある農地を大規模にして、作業の効率化を図って、対応していくことがよいのではないかと、農業の行く末を真剣に考えている人もいます。

また、こうした相談も受けたものでした。現在の西天の水田は、一部は大規模化されているところもありますが、昭和9年の完成を見た田は、当時は世間に誇れる農地であったと思いますが、現在では農業機械も大型になり、農地が小さいため、非常に効率の悪いものになってきています。手間だけかかって、生産コストで採算の合うものではありません。こうした現状から、1枚当たりの農地面積を大きくして、作業能率をアップしていくことも必要ではないかと考えます。そこで、現在の西天竜の農地を集約化した基盤整備で、農業の作業効率のよい田にし、今後、農業を継続できない農家は農業後継者やまっくんファームに委託していくことが、これからの農業維持、また農地維持の一つの方法ではないかなと考えます。いっそ、この農地をなし崩しに宅地化していくことも考えられないことではないですが、西天

竜地区の水田は農業だけではなく、環境にも大きく貢献していることを忘れてはなりません。こうしたことも考えると、許されることではありません。農地の構造改善は簡単なことではなく、かなりのエネルギーのいることですが、検討してみることはできないかお伺いし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 圃場整備、西天竜の関係の御質問であります。

御指摘のとおり、西天竜の水田地帯は、大正から昭和にかけて10アール圃場として整備されました。実質耕作面積8アール少しということであります。この圃場につきましては、現在の大型機械からすると、本当に圃場が狭いという、このことはそのとおりであります。器械の能力を生かし切れないという側面もあるわけであり、圃場の分散ということもあるわけであります。西天の基盤整備は、御承知のとおり大泉川南地区で、平成11年から16年度にかけて38ヘクタールを整備いたしました。久保地区では、平成12年から14年度にかけて8.8ヘクタールの整備をしたところでございます。それなりに圃場整備はしてきておりますけれども、このときに全体的な圃場整備の機運というのは高まらなかったという、このことはそんなふうに御理解をいただければというふうに思います。

また、一方、今、兼業農家がほとんどであります。したがって、自分で作業を行うにはちょうどいい圃場であるというような声も聞かれないこともないわけがあります。そういった側面も持っている、このことも考えていかなければならないというふうに思います。

しかし、今、御指摘もありましたように、担い手不足でありまして、南箕輪村の場合には、おかげさまで1村1農場としてのまっくんファームが法人化をされて、活動していただいております。この担い手不足をどう解消していくか、これは圃場整備とも密接に関連はしてくる問題でありますけれども、ただ、この圃場整備につきましては、今、御指摘がありましたように、多額な費用、そして住民合意という、かなりハードな面も出てくるところでございますので、その辺につきましては大変難しいと思っております。

ただ、問題といたしまして、まっくんファームとの懇談会の中で、そういった声が出されたという、この言葉をお聞きしておるところでありますけれども、村民の、農業者の全般として圃場整備をという声は上がってきておりませんし、余り聞かれないところでございます。これは、今の農業状況では、圃場を大型化しても、なかなか採算性がとれないという悩みもあるのではないかと考えておるところでございます。したがって、そういった機運が高まることが一番だと思いますけれども、今申し上げましたように、多額な費用、それから受益者負担、この問題等々から考えれば、大変これは難しい問題であるというふうに捉えておるところでございます。

一方、農地の保全ということはしていかなければならないというふうに思います。まっくんファームが直接経営する面積がふえてきております。これは担い手不足、

耕作放棄地にさせない、ならないためにも、まっくんファームが受けていただいて、作物をつくっていただく、このことが一番理想であるとは私は思っておりますので、その辺の支援をどうしていくことができるのか、これは来年度中に一定の方向づけは出していきたいというふうに思っておりますし、この辺はまっくんファームとも十分に協議をしてまいりたいというふうに思っております。そういったことによつて農地の保全を図っていかなければ、なかなか農地が守られていけないということでございますので、来年度いっぱいかけて、この方向性を出していきたいというふうに思っておりますので、その辺はぜひ御理解もいただきたいというふうに思います。また、西天竜の農地というのは、景観やいろんな面で大切な農地でありますので、行政としてもしっかり守っていかなければなりません。

そういったことで、今、農業は大転換期を迎えております。特に、来年度は農業の大転換期の一歩が始まってまいります。農政、農業大型化を目指しております。大規模農家中心ということであります。小規模農家をどうしていくのかということ、これは地元の自治体として真剣に捉え、考えていく必要があります。そういった中で、あらゆる制度も活用しながら考えてまいります。

今、神子柴区から始まりました農地・水保全管理事業実施をしておりますけれども、新たな制度として変わってまいります。新たな制度の中では、農業者だけでもそういったことができるというふうになってきております。しかし、私は、地域住民の皆さんと一体となった、こういった活動がいいのではないかと考えておりますので、その辺も新たな制度の中で、できるだけ活用できるような、村も支援をしながら、村の景観や農地、いろんな環境を守っていきたくて思っておるところでございますので、そんな点も御理解をいただきたいと思っております。

端的に言えば、西天竜の圃場整備は大変難しいということでお答えとさせていただきますと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、7番、山口守夫議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。

私は、先に通告いたしました4項目について村長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお伺いいたします。

それでは、1項目めの新年度予算と村政運営についてをお伺いいたします。

まず、1件目の平成26年度の予算での重点施策についてをお伺いいたします。

現在の経済状況を見ると、国政では昨年来、安倍政権の打ち出す経済施策アベノミクス効果により、一部の大企業によっては景気の回復の兆しが見え始めておりますが、上伊那地域においては、依然として極めて不透明な経済状況が懸念されております。このような状況は、郡下の企業及び南箕輪村の産業、並びに雇用形態にも大きな影響が出ております。また、4月1日よりの消費税増税による景気回復の落ち込みなどが懸念されております。

このようなさまざまな影響を受け、村財政運営にも厳しい状況が続いていると思われま。南箕輪村の平成26年度の一般会計当初予算案が2月21日付で発表され、総額57億8,000万円の予算であり、本年度補正後の肉づけ予算との比較で、8.1%に当たる4億3,000万円の増額である。今定例会冒頭の村長挨拶で、平成26年度の予算編成の概要説明がされ、基本方針を人口増加に対する積極的予算となっていると説明、ハード面では久保屯所建設、南原住宅団地の焼却灰処理委託料、南部小学校の増築など、新規事業が8項目など、継続事業では伊那消防署建設にかかわる負担金など、4項目の大型事業などで過去最大規模である。大型事業の財源確保のため、財政基金から2億円の繰り入れ、基金残高が26年度末見込みで27億、村債は、26年度末見込みで、前年度より1億9,000万ふえる見込みで、5億5,000万となる。財政基金からの繰入予算でもあり、ソフト面での充実で、住民の生活を守る積極的な予算編成にさせていただき、南箕輪村4次総合計画後期基本計画の冒頭にもある、日本一の子育ての村を基本とした福祉、教育の充実、活力と元気を育む村、安心安全な村づくり、生活優先の村づくりなどに加え、共生の村づくりなどの施策が上げられています。また、健全財政を維持する中、村民の皆さんとともに元気な村づくりを通して、村民の皆さんの満足度を高めていくことが行政の役目だと思います。高齢者が安心して暮らせ、若い世代が子育てができ、子供たちの声が響く村づくりをお願いし、1件目の平成26年度予算での重点施策についての質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答えをいたします。

新年度予算編成と村政運営の平成26年度予算での重点施策はという御質問でございます。

議会の冒頭の御挨拶の中でも申し上げましたが、平成26年度予算の重点施策につきましては、一言で申し上げれば人口増加への対応、この予算であります。そして、同時に、子育て、福祉、教育のハード、ソフト面からの充実や、防災を含めて、住民生活を守るための予算とさせていただいたところでもあります。

当初予算に計上しました具体的な取り組みを申し上げますと、議員も触れられておりますが、ハード面では、人口増加への対応事業といたしまして、児童数増加に

に伴い、南部小学校の教室等増築工事の実施、保育園では園児数の増加を見込み、保育園の増改築に向けた検討と基本設計を行ってまいります。また、住民生活を守るための安心安全面では、伊那消防署の建設関連事業や久保屯所の建設事業、南原住宅団地の焼却灰の処理関連事業、そして生活関連道路の村計画や地区計画事業の拡大をさせていただいたところでもあります。

その他のソフト事業ではありますが、障害児相談支援事業の開設や小中学校特別支援教育支援員の増員、そして、また公約として掲げさせていただきました生活介護事業の機能を持たせたひまわりの家の改築、さらには子育て、福祉、教育環境の充実を図ってまいり、そんな予算としておるところでもあります。

加えまして、産業交流面では、信州大学農学部との連携をしたブランド米の開発や6次産業化に向けてのさらなる検討、大芝高原の利便性を向上させるために事業計画の策定、各分野にわたり積極的な事業展開を図っていききたいという、そんな予算としておるところでございます。

予算の額としてはあらわれておりませんが、ゼロ予算の関係で少しお話をさせていただきたいと思っております。

これは、さきの議員の質問等々にもありました問題でありますけれども、高齢化社会へ対応するため、高齢者、障害者の支え合い組織の構築、これは除雪ボランティア組織と同様、有償ボランティア組織として構築できればと考えております。来年度の10月をめどに構築をするようにしてまいりたいと今考えておるところでございます。さらに、農政の大転換に合わせまして、担い手不足に対応するため、まっくんファームの直接経営に対する支援のあり方、この検討も平成26年度の年度内に一定の結論づけをしてまいりたいと考えておるところであります。加えまして、児童生徒の将来予測を含め、南箕輪小学校、中学校の用地確保、この必要性の有無の検討を開始してまいります。将来に向けての検討事項の開始の年度となっております。これは、予算上にはあらわれていないところでもありますけれども、極めて重要なこの3点を来年度の検討事項なり、あるいは中途からでありますけれども、実施をしていく、こういった年度にしてまいりたいというふうに思っております。いずれも、重要な問題でありますので、慎重に検討しながら、将来に向けての基礎を築いていければと考えておるところであります。

以上、申し上げましたとおり、平成26年度は、予算規模の大きな事業の実施とともに、住民生活に関連するさまざまな事業を実施することといたしまして、それに伴いまして、積極的な予算となったところでもあります。

内容といたしましては、財政調整基金の取り崩しや、あるいは起債の借入れ等々も行ったところでもあります。しかし、これは将来に向けての健全財政の範囲内で検討し、考えております。そんな点は御安心をいただきたいというふうに思います。

これから人口増加にどう対応していくか、本当に費用のかかる問題も数多く発生

しておりますけれども、これは本当に将来に向かっての村の投資であります。その辺は、村民の皆様方に御理解もいただいでいくつもりでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 人口もふえ、村民の皆様からの要望も多様化していることと思われます。多くの皆さんの声を聞ける村づくりをお願ひし、2件目の人口1万5,000人に対する村政運営についてをお願ひいたします。

昨年9月30日に、人口が1万5,000人に達成した。特に、9月は1カ月で55人と、これまでにない増加であった。社会増42人、自然増が13人であり、人口増加は村の元気と活力である。南箕輪村は、明治8年に人口2,333人で発足し、開村以来、合併や分村もなく、昭和51年12月には人口が1万人に到達し、その後も順調に人口の増加を続け、昨年5月以降は月10人以上のペースでの人口増加となり、9月の大幅増加で1万5,000人を達成した。

他町村では人口が減少する中、村人口の増加は、交通の利便性など立地条件のよさと、下水道整備をはじめとするインフラ整備、自然環境のよさに加えて、子育て、福祉に重点を置く行政が広く知られてきていると思われる。人口増加に従って、地域コミュニティやハード整備などの面でも、課題も数あると思われます。村民の目線に立ち、村民一人一人を大切にする村政、6項目にわたる村政の基本方針の達成をお願ひし、2件目の人口1万5,000人に対する村政運営の質問といたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 人口1万5,000人に対する村政運営の御質問であります。

今、御指摘をいただきました面も含めて、若干経過をお話をさせていただきたいと思ひます。

本村は、平成18年に第4次総合計画基本構想の策定の中で、平成27年目標人口を1万4,700人と定めたところであります。この定めたときには、私自身は、ちょっとこれは本当に厳しい数字だなという、これは感じておりました。そんな中ではありましたけれども、おかげさまで、目標年次よりもかなり早く目標人口を達成し、昨年の9月30日に人口1万5,000人となりました。日本全体の人口が減少している中、大変ありがたいことであります。交通の利便性、平たんで災害の少ない土地等々、さまざまな要因はありますが、私はいち早く子育て施策の充実に着手したことも大きな要因であると捉えておるところであります。したがいまして、今まで進めてきた子育て、福祉、教育の充実、安心安全な村づくり等を全面に掲げました住みよい村づくり等々の村政運営には間違いがなかったと、私自身は確信をしておるところであります。

今では、多くの市町村が、人口減少にどう歯どめをかけていくか、定住化促進を

重点施策に掲げておるところであります。おかげさまで、本村は、この定住化促進ということに重点施策を置かなくても人口がふえておるということで、これは本当にありがたいなというふうに思っておりますし、特に本村の特徴といたしましては、自然増が圧倒的に多いということでもあります。これは、それだけ子供の生まれる数が多いという、大変ありがたい現象となっておるところであります。人口1,000人の出生率10.8%というような報道もなされました。これは、長野県下で断トツでトップであります。したがって、毎年160人前後の子供たちが誕生してまいります。この子供たちの健やかな成長、こういったことにも力をさらに入れていかなければならないと考えておるところであります。

今後は、この人口増加1万5,000人の村づくりに対応した村政運営をしていかなければなりません。今後も、住環境の整備を含めた生活関連道路の整備や、各種住民サービスの向上、あるいは健康増進、健康寿命、こういったことも重点的にやっていかなければなりません。多種多様な住民要望に応えながら、安全で安心して暮らせる元気な村、そして村民の皆さんが住んでよかったと言える村づくりを目指していかなければならないと考えておるところでございます。

人口増加や子供の多い村の特徴から、施設不足の解消を早急に図っていかなければならない。これは当面の課題であります。同時に、質や内容の充実に努めていかなければならないと思っております。

また、人口増加に伴いまして、さまざまな問題や課題も生まれてきております。地域コミュニティの充実は、さまざまな観点から検討して、前に進めていかなければなりません。その一つが、昨年末に立ち上げた除雪ボランティア組織であります。この冬の記録的な大雪で、本当に一定の役割を果たしていただいたというふうに思っております。また、来年度は、先ほど申し上げましたように、福祉ボランティア組織を立ち上げてまいります。そして、住みなれた地域、安心して暮らすことのできる地域社会の構築を模索していきたいと思っております。

人口増加1万5,000人の村政運営には費用がかかります。本当に費用がかかるなというのは、私は実感として今ひしひしと感じておるところでありますけれども、しかし先ほど申し上げました、こういったことは将来に向けての本当に投資であり、明るい話題でありますので、そんな点は議員をはじめ、村民の皆様の御理解もいただきたいなというふうに思っております。

同時に、村政運営の基本は、何といたしましても健全な財政を維持することです。これは、合併議論を契機に、健全財政の維持、持続可能な村づくり、このことが求められておりますので、この辺は重視しながら取り組んでまいります。そして、今後も、産業振興をはじめといたしまして、企業誘致や、またさらなる定住化促進などを積極的に進め、安定した財源の確保を図ってまいります。そして、何より重要なことは、無理をしないという、身の丈に合った財政運営を、これも心がけていきたいというふうに思っております。

総じて言えば、人口1万5,000人の村づくりは大変費用もかかり、難しい面もありますけれども、明るい話題や将来に対する投資という、こういった一面、本当にやりがいのある村づくりであるというふうに思っておりますので、そんな観点から取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 人口が1万5,000人を超え、村にとっては、ソフト面、ハード面とも大事な1年になると思われまます。村民の皆様の生活を守るため、健全財政維持のために、全力で取り組むことをお願いして、続いて、2項目めの村所有地の跡地利用についてをお伺いいたします。

県道吹上北殿線、国道153号線の交差点より、北殿公民館近くまでの区間、約130メートルの道路拡幅及び歩道設置事業で、長年の懸案事項であった県単独道路改良事業であります。関係各位のおかげで、1年前倒しの25年度内での改良工事が完了見込みとなり、今まで未改良部分は道路の幅員も狭く、カーブになっており、通勤、通学時の時間帯には交通量も多く、歩行者が危険と隣り合わせの状態が長い間続いておりましたが、危険が解消され、大変感謝するところであります。

交差点北側に、伊那建設事務所用地課が用地買収及び物件移転補償を交渉の折に、関係地権者より、残地の補償で村が取得した255.52平米の土地があります。現在は改良工事のため、支障となる家の車両の駐車場に使用しております。3月末の工事完了の予定です。

跡地利用には、公園、駐車場などが考えられていると思いますが、残地の跡地利用は各地区にもあり、花や樹木の植え込みなどが見受けられますが、管理の手が入らない状況があります。地区によっては、老人クラブほか、地区の保全会などでの管理が見受けられます。老人クラブなどでは参加人数にも限りがあり、管理などが重荷になっている現実があります。公園などの場合には、管理上余り手のかからない跡地利用をお願いし、2項目めの県道吹上北殿線交差点部分の村所有地の跡地利用についての質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 県道吹上北殿線の跡地利用、村有地の跡地利用の御質問であります。

県道吹上北殿線につきましては長年の懸案事項でありました。平成25年度内に改良完了するという事で、本当にうれしく思っておりますし、地権者の皆様方に感謝をしておるところであります。30年以來の懸案事項が一つ解決したということで、村政にとりましても大変ありがたいと思っております。その際に、地権者等の御要望の中で、村として255.2平米の土地を取得したところであります。そうしないと、あの改良はできなかったということで議会の御理解もいただいたところであります。

この土地につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、都市環

境の整備のため、公園用地として取得しております。現在は工事が行われており、3月末に工事が終了する見込みです。工事期間中につきましては、地域の安全等を考えまして、工事に伴う臨時駐車場や仮設歩道として使用されておるところであります。工事が完了した後どうするのか。これは大変重要な問題でありますけれども、公拡法に基づいて用地を取得しておりますので、まずはこれは目的に沿った利用をしていかなければなりません。公園用地ということによって買っておりますので、その目的に沿った利用をしていく予定であります。ただ、地元区や商工会や周辺の店舗の皆さんなどの御意見をいただきながら、周辺の環境を考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。公園用地は管理が大変であります。その辺も含めて、また地元の皆さんと協議をさせていただきたいと思っておりますが、今も申し上げましたように、公拡法での取得でありますので、まずは目的に沿った利用をやっていかなければならないということは御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 今、公拡法の話がありましたけれども、近所には商工関係の店舗などがあり、車などの駐車スペースなども必要と思われま。村民のためになる跡地利用をしていただくことと、交通面に対しての安全対策もお願いし、3項目めの豪雪対策についてをお伺いいたします。

まず、1件目の今後の豪雪に対して、雪捨て場の確保についてをお伺いいたします。

ことしの2月に入り、8日、並びに14、15日の2週続けての大雪に見舞われ、村民生活にも多大な影響が出ました。昨年の降雪とは違い、8日に降った雪がまだ残った状態での降雪となり、16日午後6時までの24時間降雪量が観測史上最多記録を更新し、南箕輪でも記録的な大雪となりました。2回の降雪とも週末であったため、子供たちの通学に支障が出ず、幸いであったと思われま。また、道路関係でも、国道、県道で交通障害のため、全面通行どめになった。また、JR飯田線の運休も相次いだ。村でも豪雪対応をとったが、東西で結ぶ主要幹線などで、吹きだまりなどによる積雪での一部通行どめとなり、その他一部の生活道路にも影響があった。

村民の皆さんにも、自宅前や周辺道路の除雪作業に協力していただき、道路の路肩には除雪による雪の山ができた。村では、田畑の浄化センターと大芝のマレットゴルフ場の前での駐車場の2カ所を雪捨て場に開放したが、田畑の浄化センターの開放は2日間であり、2日目は3時までの時間制限つきであった。大芝の駐車場の受け入れは、受け入れ日時は長いようではありましたが、下段よりの搬入には距離があり過ぎ、搬入には不向きとも思われま。また、時間を限ると、勤めている方々の搬入が困難であるとも思われま。閉鎖をしない雪捨て場などの検討をしていただき、1件目の豪雪に対しての雪捨て場の確保についての質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ことしの冬の記録的な大雪に対しての御質問であります。まず、雪捨て場の御質問であります。

雪捨て場は、自動車のアプローチのよさがなければなりません。同時に、アスファルト等で舗装された場所に限られてきております。ことしの豪雪時に対して、臨時雪捨て場として、最初に大芝高原内のマレットゴルフ場南の駐車場、約3,600平米、南箕輪村の浄化センター設置予定地、約2,500平米を確保し、住民の皆さんに御利用いただいたところでもあります。その後、順次、南原のグラウンド、天竜川河川敷を使用して、道路わきにたまった雪を排せつをいたしました。そのほかには、村道6号線の農村公園や吹上北殿線沿いの中学校第一グラウンド入り口付近、あるいは久保の上ノ平墓地公園の横等を雪捨て場として確保いたしました。これらは使用することがありませんでした。また、雪捨て場として使用した箇所もいっぱいになることはありませんでした。しかし、雪の状況によっては、事前に対処できるように備えていくことが必要であると感じたところでもありますので、そんな備えはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 地球温暖化などの影響により、夏の集中豪雨、竜巻、冬の豪雪など、数多くの異常気象の対応は難しく、予算もかかると思われませんが、村民の皆さんの安全安心の生活が送れることをお願いし、2件目のことしより採用した除雪ボランティアの成果についてをお伺いいたします。

本年度より発足した除雪ボランティアの人数が、95名でのスタートだと思います。1月の除雪には、小型除雪機での対応ができる雪の量でありましたが、2月の2週続けての降雪には、小型除雪機での対応はできませんでした。除雪の回数をふやして対応してみても、自然の力には勝てません。先ほども言いましたが、2月15日の大雪には、生活路線の東西路線などは、吹きだまりの雪で高さが1.5メートルを超える場所もあり、トラクターの除雪も困難な場所もありました。観測史上最多となった豪雪に対して、本年度より採用した除雪ボランティアの成果は、昨年との違いなどがあれば、また最終の成果については3月末にまとまると思われ。以上で、2件目のことし採用した除雪ボランティアの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 除雪ボランティアの御質問であります。

一口で言えば、一定の効果はあったと考えております。現在、この除雪ボランティアにつきましても、現在までの人数、108名の方が登録し、早朝から各地区で村道を除雪していただきました。今回、除雪時に一つの成果が出たというふうに考えておるところであります。

昨年までは、除雪業者は村道の除雪に追われ、区からの要請による生活路線の除雪はおくれがちでありましたが、そういった中で、家に入れられないという多くの電話に対応し切れなかった、こんな現象もあらわれておりましたが、各区長さんを中心に、各地区内の生活道路の除雪が行われ、そのような電話が本当に少なかったという、こういったことを見れば、効果があったというふうに判断をしているところでございます。

また、この除雪の数日間で、各地区の路面状況がよくなっていたのは、各区長さんをはじめ、ボランティアの皆さんの御協力のおかげであり、生活路線をいち早く除雪していただいたことによるものだと思っております。

しかし、このボランティア制度というのは始動したばかりであり、まだまだ意見を聞きながら制度の改善を図っていく必要があるというふうに思っております。そういったことは順次強化をしていきたいというふうに考えておるところであります。したがって、一定の効果があったと、一定のというか、大きな効果があったというふうに考えておるところであります。

ことしは記録的な大雪であります。こういったことが毎年続けば大変だなというふうに思いますけれども、十何年ぶりというような大雪でありました。そういった前に、こういった組織を立ち上げておいて、本当によかったというふうに考えておるところであります。この除雪ボランティア組織、他地区の議員さんからのお話も、既に聞きにきて一般質問されておるといような状況もあるところでありますので、そんな点も申し添えておきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 2月26日付の報道によりますと、15日より20日まで孤立した佐久・馬坂地区というのか、地区のルポの記事が載っておりました。佐久市街地より車で2時間余り、7世帯10人が暮らす県境の集落で、孤立状態の日には停電もあり、生活を脅かす状態であった。その多くが70代、80代の住民で、住民は落ちついて乗りきった。大きな見出しがありまして、お年寄り豪雪に動じず。停電、電話の不通にも耐え、懸念の薬は空輸に感謝。雪は降るのはしょうがない。どの家も大変だったけれども、それぞれ工夫をして過ごした。停電のため、ろうそくをともし、お茶を飲みながら夜を過ごした。近くに住む方は、電気毛布が使えず、ペットボトルにお湯を入れ、湯たんぽがわりに使って過ごした。我々も腰をすえて構えないといけないと思うところであります。

続いて、4項目めの村道改良と修繕についてをお伺いいたします。

まず、1件目の村道1098号になっておりますけれども、1087号線だそうです。通称中込線の先、箕輪の町道への接続についての考えをお伺いいたします。

上伊那消防広域化協議会によると、平成25年12月に、上伊那消防広域化による消防署の出動区域の見直しが行われ、消防の広域化により、上伊那管内の6消防署は

これまでの管轄区域にとらわれず、市町村の境界を越えた消防活動が可能となる。このことから、災害地点に最も近い消防署からの出動を基本に見直し、現場到達までの時間の短縮が期待され、この見直しによる検討の結果、これまでの伊那消防署の出動区域となっていた地区の一部の変更が生じ、南箕輪村では、北原地区、久保地区、中込地区、塩ノ井地区が箕輪消防署の管轄区域となった。現在は、箕輪消防署よりこの4地区に入る道路は、国道153号線及び通称春日街道の経路が考えられる。国道と春日街道との間に、緊急車両の通行できる南北線がなく、緊急時の時間短縮にはならない。このような考えで、箕輪町の町道14号線との接続が必要と思われます。以上、1件目の村道1087号線と箕輪町町道14号線との接続についての考えをお聞きし、質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 通称中込線と箕輪町町道との接続の考え方の御質問であります。

中込線につきましては、久保区から南殿区まで、村内を横断する循環線道路として利用されておるところであります。神子柴から箕輪町の境まで、都市計画道路の路線となっています。現在は、都市計画道路の規格は満たしていませんけれども、中込線につきましては、塩ノ井の村道4号線交差点から久保の村道1236号線交差点までは2車線路線で整備されております。しかしながら、それから箕輪町境まで約600メートルは未整備となっております。

箕輪町では、北城といいますか、北城団地といいますか、南までは道路改良されており、村境の油ヶ沢側の洞区間で約100メートルを整備すれば、南箕輪村に接続できることとなっております。この路線が整備されれば、箕輪町までの移動経路がふえ、また国道153号及び春日街道の交通車両が分散され、渋滞の緩和が期待されるところであります。また、今、都志議員の御指摘にもありましたように、消防広域化に伴いまして、救急車の出動区域が見直され、久保、中込、塩ノ井、北原区は、箕輪消防署の出動区域となっております。したがって、この路線の整備により、救急車等の移動経路がふえ、移動時間も短縮できるのではないかと期待しております。

この道路につきましては、国の補助を受けながら整備をしていきたいと考え、箕輪町と連携をとりながら、平成27年度に道路計画の調査と測量に着手し、28年度から事業化ができればと考えておるところであります。したがって、洞の部分は箕輪町の整備、そこから先の部分は南箕輪村の整備という、こういうことになってまいります。箕輪とも協議をしておりますし、うまく運びでいくんじゃないかと、こんな今状況となっておりますので、今申し上げましたように、28年度からの事業化に向けて調査をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 消防広域化の目標時期が、平成27年4月を目標としております。二つの行政をまたぐ工事になると思います。また、油ヶ沢には川もあり、沢の高低差もあり、大変大規模な工事になると思われませんが、検討をよろしく願います。

それでは、2件目の舗装道路、割れ目、マンホール周りの補修についてをお伺いいたします。

この時期になると、冬の凍みが緩み、舗装面に段差などが発生し、歩行の折、つまずくなどの障害が発生する恐れもあります。また、マンホール周りにも段差などが見受けられます。村道の延長も長く、管理も大変と思われませんが、村民の安全にもつながると思います。管理についての質問といたします。答弁をよろしく願います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 道路の舗装の割れ目等の補修についてであります。補修につきましても、順次実施をしておるところでありますし、早急な対応をしていかなければならないと考えておるところであります。広範囲にわたる面もありますので、また御指摘があればお寄せをいただきたいというふうに考えております。

広範囲での補修というのは、予算的に厳しい面がありますけれども、平成26年度からは計画的な舗装の打ちかえを予定もしておるといふ、こんな予算となっておるところであります。そのほかの補修等につきましては、早急に対応しますのでよろしく願います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 管理には予算もかかり大変と思われまます。維持管理をよろしく願います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これで、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ここで、清水教育委員長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） まことに申しわけございません。

午後の議会につきまして、所用のため出席できません。まことに申しわけないですが、御質問に対する御答弁につきましては教育長が行いますので、よろしく願います。

議 長（原 悟郎） ただいまより、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

議 長（原 悟郎） 会議に入る前に御報告いたします。

8番、都志今朝一議員、並びに有賀代表監査委員から、都合により欠席する旨の連絡がありました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 震災から3年がたちました。当日出会った方に、役場ロビーで先ほどおいきあいしました。ぽっかぽっかの家で、さき織のバック、それからはずくりの指導をしているということで、これを二つ購入させていただきました。一日も早い復興を望みます。

まず、1番目の質問、成人式について。和服禁止になった経緯は、期間は、今後は。

南箕輪村成人式が3日、村民センターで開かれた。対象168人のうち109人が出席。華やかな振りそでやスーツ姿で、新成人たちが晴れて大人の仲間入り。久しぶりに顔を合わせる級友や恩師との再会を喜びながら、20歳の決意を抱いて式に臨んだ。中学時代の恩師4人も門出にエール。晴れてお酒で乾杯。成人を迎えた喜びを分かち合った祝賀会。昔は和服が派手で、高価過ぎると禁止されていたという。

私は、和服のよさを見直し、たんすの肥やしとなっている和服を、南箕輪の日もつくられたことですし、もっと気軽に着られるような風潮になって、懐かしみ、祖先を敬い、尊び、ものを大切にし、古いものでも着ることによって、着ていた故人をしのんで供養になればいいと思います。おばが亡くなり、1年が過ぎ、いとことともに多くの着物を残してくれ、またその着物を着ることで思い出がよみがえってきました。辻ヶ花という室町時代の架空の花柄、成人式を手始めに、賀詞交歓会でも遺品を着ました。村の40代の女性から、私たちのときはいけないと言われ、着ることができなかつたと残念がられました。以後、機会を見つけて着ているうちに、自分で着つけができるようになったのです。花を添えていただいてありがとうございますと、ある新春の集いで感謝されました。今や高校生も女性にはかま姿、男性はスーツです。教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 教育委員長が午後所用がありまして、かわって私のほうから回答させていただきます。

議席番号9番、唐澤由江議員からの成人式についての質問でございます。

成人式は、人生の最大の節目の儀式の一つであると思っております。その成人式へ出席の服装については、案内状に、村の生活改善申し合わせ事項を尊重し、簡素な服装でとの文言の案内状を出しております。和服を禁止したわけではありませんが、生活改善申し合わせでは、原則は洋服とし、華美にならない服装に心がけましようとなっております。平成11年の成人式までは生活改善に沿った服装でありまし

たが、平成12年以降は和服で出席する女性が徐々にふえてまいりまして、平成14年にはほとんどの女性が和服で出席しているという経過であります。やはり、以前に比べて、日常生活の中で、和服を着る機会も少なくなってきた、そんなところから、成人式の節目として記念写真を撮りたい、あるいはマスコミの影響など、そんなところから和服での出席者がふえてきたのではないかと考えております。

教育委員会の考え方ですが、冒頭に申しましたように、案内状の村の生活改善申し合わせ事項を尊重し、簡素な服装では今後も継続していきたいと、ただし個人の考えにもいろいろな考え方があるでしょうから、強制すべきものではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） どこかの議員さんから言われたのかなと思ったのでお聞きしましたが、それはあくまで簡素に、個人の自由で、おばあさんのものを着てもいいわけですので、それはいいかと思えます。

次に移ります。

大芝の体育施設の調整会議の予約を柔軟にということ、村の行事から区の行事を優先させて予約し、次にわくわくクラブ、少年となっています。毎年恒例で営業実績のある予約を3番目にできないかということですが、大芝荘での懇親会と体育施設を同時に借り上げて、大きな売り上げに貢献している方が相談してきました。わくわくも長い目で見れば、よい子をたくましく育て、村のためになるわけですが、公的な行事は予備日を幾日もとるため、なかなか確定できません。3月1日以降、やっと予約できるような状況ですので、やはり臨機応変に優遇させていただければという声があります。大芝公園は健康増進が第一で、収益は二の次という村長の考えもありますが、大芝公園管理室では趣旨は理解できるが、教育委員会でオーケーの返事がないと予約ができないというようなことでしたので、お聞きいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 大芝の運動施設に限らず、村の運動施設であります。施設の設置の目的は、住民福祉の増進に寄与することを目的とすると、住民の健全な保健体育のための便宜を供与するためとなっております。したがって、村民が、まず優先的に使えるような施設であるということを前提にして考えていただければありがたい。したがって、村や区の行事を最優先しまして、次にわくわくクラブの行事、あるいは社会教育登録団体の予約、これを先に済ませて、その後、3月1日からの一般者の利用の予約を受けておるところであります。特に、高齢になっているからと便宜を図ってはおりませんが、柔軟には対応しているつもりであります。御理解のほどをお願いします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 柔軟に対応していただいて、いろんなものがクリアされて、多くの方に大芝高原が利用されていくようお願いいたします。

文化財の関係に移ります。

大泉の御岳山に補助金を出して、伝承していく必要があるのではということですが、昔から、大泉には保存の文化財が由来が二つありまして、一つは鹿踊り、もう一つは民謡御岳山です。鹿踊りについては、14万2,500円等の獅子頭を出すときに補助金がありますし、そうでないときは4万7,500円というような大金が出ております。しかし、文化財の保護の御岳山については出ていない状況です。その活動についてお聞きしてみましたが、区から3万5,000円をいただいているということですが、会計は厳しく、1人会費5,000円で、三味線の方へのお礼で終わってしまうと。会議も、大泉の公民館は費用はかかるが、毎月第2金曜日を練習とし、村公民館は減免措置があり、ただなので助かっていると言われました。中学校のふれあい講座からは2,000円いただいているということで、伊那公民館がこういった伝統文化の講習会等をしてくれているので大変助かるようですが、そこまで行くにしても、高齢化していて70代後半から80代。でも御岳山が本当になくなったらどうすればいいんだろうなというようなことも、このごろ考えさせられたことがあります。歴史を知っている俳句の先生から、ぜひにということで140人の集う総会に御岳山が呼ばれて、伊那市では評価されているのですが、地元はあんまり関心がないのか、活動費等を予算化していただければありがたいということです。

以上です。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 御岳山に補助金をというお問い合わせであります。

民謡御岳山は、江戸時代から受け継がれ、平成17年1月に告示になりました村の指定文化財、無形文化財でございます。御岳山保存会の皆さんの活動によりまして、現在まで伝承されていると、こんなことをベースに考えております。それらの活動に対して、村からは直接の補助金はありませんが、御岳山保存会は村文化団体連絡協議会に加盟しておりまして、そちらのほうから補助金がわずかですが出ております。

会の運営費も必要ですが、伝統文化の伝承の一番の課題は、担い手の育成をいかに育てていくかということにかかっていると思います。以前にも、保存会の方々を中心に、担い手についての相談はございましたが、非常にこれは難しい課題でもあるわけです。できることは支援してまいりたいと考えておりますが、議員さん、地元でありますので、議員さんにも積極的に参加していただいて、御協力をいただければありがたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 地元ですので、練習に参加しろというようなお話があり

ましたので、率先して今後は参加しますが、ちょっと教育委員会の車を貸していただくとか、そういったいろんな行事で危ないですので、そういった便宜を図ってもらえるよう、また今後、相談していきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、移ります。

学校給食に、まっくんやさいやでも地産地消しております。規格外も受け入れ、調理できないか、保管用に冷蔵庫で二、三日保存できないかという問題ですけれども、学校給食センターの村の野菜の地産地消については、何年も前から教育委員会と農政係とで話をして、あじーなを中心にして、そこで調整して、シルバーの用務員さんの配達やら、あじーなでも配達して、順調に行われておりました。その後、まっくんやさいやからも提供しているようです。しかし、まっくんやさいやの方から、野菜というものは全て捨てる場所がないので、全部調理してくれればよいけれども、規格外はというようなことで注文が厳しいと、ぜひ受け入れて、調理できないのか聞いてほしいというような話がありました。そうするには、保管用に冷蔵庫で保存するのか、その前にちょっとカットして、まっくんやさいやが出すのか、それとも、ニンジン、大根、タマネギ等はもつものですから、ジャガイモ、ニンジン、大根、タマネギはまとめて購入してもらえれば手間も助かるのではないかなというようなことがありまして、教育委員会の内容について、この質問についての御回答をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 1 番、2 番、一緒にいいですか。

征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 学校給食に、まっくんやさいやからも地産地消のための野菜を購入してはいかがという御質問であります。

学校給食に限らず、食材は安全安心なものを提供してもらうことが当然のことです。村の生産者であるまっくんやさいやの野菜が出荷される時期については、ジャガイモであるとか、タマネギであるとか、ニンジン等の食材を積極的に給食センターのほうでも買い入れをしております。ただし、給食センターの場合は、小中学校の生徒だけでも来年は1,300人に近いところになります。それから、教職員を含めると、来年度は1,300食以上をつくらなくてはいけないと、そのために野菜も、特に下処理がしなくても済むような規格品を買い取って、それを器械で加工したりしながら給食時間に間に合うようにつくるわけです。下処理に時間がかかり、大変な時間を食うような野菜については、買い入れが不可能でありますので、これは御理解をいただきたいと思ひます。

それから、二、三日冷蔵庫へ入れてと、こんな話でありますけれども、原則として、毎日の食事は生鮮食材を基本的に当日の朝納入してもらって調理をすると、これは前提にしておりますので、下処理の必要な野菜は遠慮していただきたいと思ひます。

それから、冷蔵庫の件が出ましたけれど、当給食センターには冷蔵庫もございま

せんし、冷蔵庫を設置する場所もございません。まっくんやさいやの大型冷蔵庫が導入されたようでありますが、主に規格外のものを保存することが多いようでございまして、即学校給食センターで使えると、そういう野菜がないと、こんなことで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 学校給食法等で、いろんな決まりがあるようですから、できないということはあれですから、また、もれなく野菜が使えるような規格に合った野菜をつくっていただけるようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

村道4号線と中込の交差点の交通事故防止についてお聞きしたいと思います。

先日、村の交通安全協会と議会との懇談会があり、その中で、歩道設置等を考えていくという記事を見た方から連絡があり、こんなことでよいのかと、おかしいという相談がありました。ここの交差点は事故が多くて、大泉からおりていき、中込線との交差点ではとまれという標識があります。とまれというわけですから、中込線が優先ということになるかと思いますが、4号線が広く拡幅されたのに、なぜ中込線のほうが優先なのか。それ以外の4号線のほかの部分には脇道で、ほかの場所は停止線ができております。そういう意識があつてか、縦線有利と勘違いしてとまらないのか、結構事故があるようです。ほとんどが8、2で中込線が有利になってしまっていると。道幅もさほど変わらないのにおかしいのではないかと。公安委員会がつけたものかとも思われますが、村道5号線も6号線もほとんど縦線が優先道路となっております。それはどういうわけかということで、役場に行って関係者に聞いてみましたが、昔のことはわからないというようなことで、また道路の交通量によって優先道路が決まっているのではないかというようなお答えでした。現実はこちらが多いかは不明でありまして、今は4号線のほうが、西箕輪の方も通るので多いのではないかとは思いますが、いずれにいたしましても、この4号線の優先というのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

4号線と中込線との標識の問題であります。

中込線より村道4号線のほうが、拡幅工事が後で実施されたという経過があるわけでありまして。かなりたってから村道4号線が拡幅されたと。当初から村道4号線に一時停止の標識が設置されております。この工事の後に、地元より何回か道路標識のつけかえの要望も出されておりますが、その都度、伊那警察署や交通安全課に相談をしております。標識をつけかえることにより逆に事故の増加が見込まれるために、変更は難しいということでもあります。現在に至っておるところであります。

また、中込線は通学道路として位置づけております。来年度から、歩道整備に向けて測量等もしてまいりますので、児童生徒が通学するには、村道4号線を一時停止のほうが安全に通学できることとなります。また、他の村道5号線、6号線につきましては、この路線が通学道路となっておりますので、4号線とは少し意味合いが異なってまいります。そんな点は御理解をお願いしたいと思います。

後から拡幅されたということ、同時に、これをつけかえるということは、本当に今までの慣例というか、通っていた面で危険が伴う。また、同時に、今度は逆のそういう御質問をいただくわけでございます。村道4号線を優先にすれば、逆に中込線を通っている皆さんから逆の質問をいただきます。そういったことは数多くあるわけでありまして、現状ということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） この相談を受けてから、私も何回も行って見ましたけれども、私も即座に、それは中込線が優先ですよというふうに言ったんですけれども、やはりどういうことで、そういうふうに言われるのか、ちょっと私も理解しがたいところがありまして、そういうふうに言われれば、村長の言うとおりに、後からやっぱりかえれば、またそういった問題が起きるということで、交通道路標識を守って、標識のとおり運転するという原則をやっているか、得ないのかなと思いますので。

次に、事故率が8対2と、4号線が不利になるというような状況だそうです。5号線、6号線とも優先道路になっていて、一般的にいったら5対5というようなことになるのかなと思いますが、確かに事故率の保険のことについて村長に聞いてもわからないとは思いますが、何かこのことについてお考えがありましたらお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 4号線と中込線は、4号線がとまれでありますので、それは保険屋さんの判断でそういうふうになっているということでもあります。今、議員も言いましたけれども、これは保険の問題でありますので、私がお答えする立場にございませんので、その点は御理解をお願いいたします。

先ほどの交通量の問題が出ました。これは交通量調査をしてみましても、ほぼ若干中込線のほうが多いのかなと、ほぼ同台数ぐらいのようであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 幸い、私とその事故に遭ったわけではありませんので、仕方ないんだよということで理解してもらわざるを得ないと。交通事故に遭わないように、みんなで気をつけていきたいと思っております。

次に、伊那中央病院の救急救命センターの使命は何か。救命の実態と医療事故は。

待合一部屋。個人情報を守られているか。医師による指導は適切かということでお聞きしたいと思います。

伊那中央病院の救命救急センターが10月1日オープンし、多くの患者が救助され、命を取りとめられたことと思います。安心安全な医療が守られ、ありがたいことと思います。しかし、これでよいのかという声も耳にしたので、伊那中央行政組合議会ではないにしろ、構成市町村の議員としてお聞きしたいと思います。

患者はまず医療の特別室へ、緊急搬送された場合は行き、それ以外の方は広いワンルームに患者や家族、関係者が待つこと、2時間が過ぎ、3時間は当たり前、来る患者を受け入れたり、聞き取り等を職員がしております。看護師と思われる人が時折出入りしていても、何の連絡もないというか、とてもちょっと聞いても返事が返ってこないような状況で、お待ちくださいとしか言われたいそうです。誰からも、今こうこうで、こうなっているから、少しお待ちくださいという説明がなく、ひたすら待つのみとかということで、引き継ぎ者がいないんだそうです。4時間近く経過し、恐る恐る尋ね、やっと医師から話を聞くことができ、もし施設から看護師が行っても、家族から聞きますからいいですよと言われて、やむなく四、五時間待っても帰ってくるとか、いろんな苦情があるようです。その間に、診察を待っている子供と家族、どこかの施設から来た患者と大勢の家族、それから傷口から血を流している人、市に相談しているがお金がないという声、問題は名前や内容を、ここへどうして受診したのかということが全て他人にも聞こえてしまい、筒抜けだそうです。秘密が守られない。お金がないと言っているそばで、笑っちゃうよとその内容に対するリアクションまで聞こえてしまう。こんなことでよいのかというような心配な声を聞かされました。

とりあえず、1番の救命の実態と医療事故についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 伊那中央病院の救命救急センターの御質問であります。

平成24年4月1日に、伊那中央病院が救命救急センター指定を受けまして、地域の救急医療の中核病院として、医師や看護師の増員などに努めているところであります。また、平成25年10月1日からは、地域医療再生計画の基金を活用いたしまして、現病院の南側に新棟を建設し、その中に救命救急センターが入って、環境的には整備ができたところであります。救急救命センターは大変忙しいところであります。本当に、医師を確保するだけで大変なところであります。

実態を少し申し上げます。救急件数であります。平成24年の1年間の救急受け付け件数は1万5,696件でありました。このうち、自家用車等で受診された件数が1万2,520件、救急車で受診された件数が3,137件、ドクターヘリ30件、ドクターカー9件、こういった状況になっております。圧倒的に自家用車で来た方が多いということであります。今年度の状況、1月までの総件数であります。1万3,467件で、救急車2,690件、ドクターヘリほか52件となっております。24年度と25年度を平均

件数で比較すれば、24年度が1,308件、25年度が1,347件ということで、救急救命センターを利用される患者さんはふえておるといふことでもあります。

ただ、一番困るのは、前々からもそんな指摘もし、PRもさせていただいたところでもありますけれども、救急救命センターを受診するコンビニ受診者と言われていた方がかなり多いという、こういうことの実態もあります。こういう方が多いと、重症患者の受け入れや入院患者の急変に対応が大変難しいということでもあります。この辺は、また周知もしていく必要があるかと思ひます。

先ほども申し上げましたように、医師の超過勤務や過労の問題も深刻な問題であります。救急救命センターに勤める先生方、これは本当に大変な職務であります。その辺は、ぜひ御理解もいただきたいというふうに思っておるところであります。体制も充実してきておりますけれども、まだまだ大変な状況は続いております。

医療事故につきましては、中央病院に確認をいたしました、そういった事例というのは今のところないというお答えでございました。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 2番の待合が一部屋というのも、何とかならないかなと思ひますが、何か対策はありますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 救命救急センターの患者さんの問診等につきましては、確かに一部屋、待合室の部分で一部屋でやっているということでもあります。これは、常に患者さんを見渡せるようにという配慮もあるようでもあります。本当に、少ない人数でやっておりますので、特に夜間が多いという実態を見れば、そういったこともあるようでもありますけれども、ただ、その中で、周りに十分配慮するように心がけていく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。家族の要望があれば、カーテンを閉めるなどしているようで、プライバシーの保護が図られるよう院内で徹底をしているということでもありますし、また、さらにそういった面では徹底をしていく必要があるというふうに言っていましたので、その辺は改善がなされていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

じゃあ、3番目なんです、ある施設での話です。夕方、つえをついている片麻痺の方がトイレで転んでしまって、その日の当直者は上司に報告し、指示に従って、痛みを訴えたので朝まで放置できないので骨折を疑い、レントゲンでの診察を仰ぐため、家族による搬送で9時ごろ救急センターに着きました。そこでレントゲンにより骨折していることが判明したわけです。ここで、介護タクシーで家族だけでな

ぜ来させたのか、それが悪い。救急車で施設の誰かが付き添って来ないのがいけないとって怒られたというようなことで。その後の具体的な内容については詳しくは申し上げられません。しばらくは伊那中央病院の夜間は行きたくないというような気持ちだそうです。

とにかく、骨折だとわかって、手当がなされ、患者さんが痛みから解放されたのであるので、ありがたいなと思っております。病気を治すのが医者であって、苦言を呈するのはどうなのでしょう。夜間勤務の疲れがあるかとは思いますが、人によっては家族であろうと、なかろうと、何にも言われずにスムーズに行く場合もあるようです。長期の入院見込みは、急性期医療の対象外ということで、補助金がないので、短期入院でないと困るというわけで、ある病院から患者を搬送したら、自分のところで見ると返されたとか、必ず施設で預かるように約束できるかと強く言われたり、いろんな事例があるようです。

利用者にアンケートをとる。あるいは、第三者委員会等で検討し、改善を望みます。村長のお考えをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 救急に限らず、さまざまな御意見やいろんな苦情や、そういったことはあろうかと思えます。そういった場合には、院内に設置してある提言・苦情箱に入れていただければ、病院で適切に処理が行われ、状況にもよりますが、改善が図られているという、図られるようにしていかなければならないと思っております。

しかし、中央病院の場合には第三次医療で、本当に急性期の医療ということであり、今、上伊那の医療体制につきましては、公立3病院を中心としながら、民間の開業医の先生たちの御協力をいただきながら、医療体制を構築しておるところであります。上伊那地域は医師数が少ないということで、いわゆる地域関係型の医療を目指して、機能分担ということを行っておりますので、その辺はぜひ理解をしていただかなければ、本当に大変な患者さんの対応ができないということは防いでいかなければなりませんので、それぞれ公立3病院が機能を分担しながらやっておりますので、その辺はぜひそんな御理解をお願いいたしたいと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 次の問題ですけれども、社会福祉協議会の介護保険事業の撤退はどういうことか。一つには、施設設備と財政難からの理由という。また、村の半額補助で穴埋めをしていたという。通所介護も同じ実態か。民間でやっていないときは官がやり、困難となれば民間に託すべきではということで、今回、認知症の通所介護とショートステイをやめるという方針が出た介護保険事業の今後を考えたとき、もっと早めるべきではなかったのかと私も思っております。通所事業も今のところ成り立っているが、関係者のお話をお聞きすると、定年でやめる人がい

て、何とか、他の部署へ異動をしていただいで、デイサービスの正規職員が多くいたけれども、人件費がばらけるようにしたとか、いろんな話を聞きました。

介護保険は、居宅にいる人のサービスを主にケアマネジャーが主役となり、利用者の通所、ショート利用や、施設入所などをお互いに相談しながら決めていきます。現在、村内ケアマネは、社協が4名、民間3名、個人1名がいて、それぞれ各自の利用場所を決めるわけですが、私も8年前、8年間介護保険にお世話になった母の場合、ケアマネは伊那市で、通所は村内託老所でした。皆、社協に通う人ばかりではありません。知っている人に会いたくない。あんな姿になってしまったのかと言われたくない。今の私を見られたくない。こんな心理が働きます。

通所も建物が古くなって、手を入れなければならないところも出てきています。託老所も村内4カ所もでき、小規模多機能の施設や特養2カ所、サービスつき高齢者賃貸住宅、グループホーム、これらはみんな全て民間です。今後の見通しについて、時期を見ながら、民間への利用に変えていったほうがよいのではないかというような気がします。

介護保険が始まって12年から15年が経過しており、会計が村からの経費で賄っているのわかりづらいところもあります。いろんなところで、村の補助金を当てにしないで、事業主として実績を上げていくことが大事なわけで、近隣の市では、指定管理者としての委託を社協がやらないと言ったら、どうしてもやってほしいと言われて契約を結んだというようなことを聞いておりますが、今後生き残るには相当な試練が必要で、民間の企業の実績は相当な実績があるようですので、またそこら辺のことを考えて、社会福祉協議会の1、2、3、一緒にいいですので、村長のお考えをお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 社協の村とのかかわり、介護保険とのかかわり、御質問をいただきました。

村と社協というのは、密接にかかわっている部分というのはあるわけでありまして。特に、介護保険事業でない村が本来行うべき事業につきましては、社協へ委託をし、補助金として出しております。介護保険事業の分野で村から補助金を出していた部分は、このショートステイ事業、これは出しておりました。なぜ出していたかというのは、介護保険事業が始まった当初、まだまだ民間業者が少なかったという実態や、社協に通所をしている、来ている人が、そのままショートステイを利用したいという要望もかなりあったわけでありまして。そういったこと出しておったところでございますけれども、当初は黒字経営で推移ができました。しかし、介護保険制度の報酬単価の引き下げ等々に伴いまして、赤字経営となってしまったということで、村も赤字経営になったときから補助金を出していたということでありまして。しかし、あくまでも介護保険対象事業でありますので、平成26年度、来年度からの社協のショートステイ部門につきましての補助金は廃止をさせていただいたところで

あります。したがって、その後、社協として検討した結果、やっていけないということで、6月をもって事業を終了する予定であるということはお聞きしております。村は、あくまで村の事業として社協に委託している部分、この部分はこれからもお願いしていきますけれども、介護保険事業者としての分野につきましては、これは他の民間事業者との公平性の問題もありますので、平成25年度をもって廃止とさせていただいたところでもあります。その辺は御理解をお願いしたいというふうに思います。

通所介護も同じ実態かということでもあります。介護保険事業の中で村が補助しているものは、今申し上げましたショートステイ事業だけであり、通所介護事業のデイサービスについては社協が介護保険事業の中で運営をしておりますので、それは通常の運営となっております。

民間と行政の関係であります。介護保険事業に限らず、民間でできない必要なものは、これはもちろん行政の責任として村がやっていかなければならないというふうに、私自身は考えておるところであります。民間で実施している事業につきましては民間で行っていただく、このことがいいだろうというふうに思っております。したがって、今後は、そういう考え方の中でやっていきます。ショートステイ事業につきましては、当初は利用者の利便性を考慮して今まで続けてきたということでもありますけれども、平成25年度を持って廃止をさせていただきましたので、これから社協の介護保険分野につきましては、社協独自の部分ということでやっていただくということでもありますので、そんな点はぜひそんな御理解もお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 次に、自動交付機が粗大ごみとなった。行政が国の方針で進めた結果、その責任は誰がとるのか。問題意識を持った対応をとということについてお伺いします。

住基カードによる自動交付機での住民票等の発行が、機械のメンテナンス等で近い将来中止すると言われております。平成15年ぐらいに上伊那情報センターが行政をリードし、総務省の勧めで、自動交付機を盛んに設置してきました、あちこちの役場で。役場窓口で、顔と顔を合わせ、会話して交付できるのに、役場の隅、あるいは外に、まるで今のATMのような大型のものがオンラインでつながっているのはとても変ではないかなと思った次第です。そのとき、私もその業務を担当していたので、これは何のメリットも感じないからということで村は導入しませんでした。やはり、今になっては間違っていなかったのかなと思っております。

こういった税金投入の無駄遣いというのは、誰が責任を負うのかと言われても、もう10年もたっておりますし、誰ということもありませんが、こういった考えでいけば、本当に行政もいろんな困難な面が出てくるのじゃないかなと思いま

す。人間も同じ粗大ごみにはなるわけですがけれども、中川と南箕輪対象外で、こんなこと、どうして問題意識を持たなければいけないのかというようなことも言われたんですけども、やっぱりこういった自分の感覚で考えて、何でもこんなものを導入するののかという問題意識を持って、職員もやってもらえれば、今後、村も生き残っていくのではないかなと思いますので、村長に1、2について感想をお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自動交付機につきましては、今御指摘のように、平成15年から設置が進みました。これは、国の当時の方針もありましたし、国の補助金が活用できたということで導入が進んだというふうに思っております。そのとき、そのときの住民サービスのあり方、一定の役割を果たしというふうに私は思っております。南箕輪村のように、本当にコンパクトにまとまっている村であれば、それはそれで必要ないということでもありますけれども、かなり広範囲な自治体におきましては、窓口に来られない、あるいは夜間に利用したいという、そうした住民サービスを考えて設置したということでもあります。南箕輪村と中川村は設置しなかったということでもあります。

しかし、本村でも、年間100件程度はよその自動交付機を利用していた人がおったということでもありますので、その点はそんな認識をお願いしたいというふうに思いますし、今、コンビニ交付ができるようになりましたので、そちらに移行してまいりました。ただ、コンビニ交付の場合には、住民票と印鑑証明だけであります。自動交付機の場合には、これに加えて、戸籍や所得証明も利用できたということで、大変便利なサービスであったというふうに思います。ただ、近年、今申し上げましたように、技術も進んでまいりましたし、コンビニ交付というようなことが定着してまいりましたので、自動交付機は廃止ということになります。多額な費用、維持管理がかかっていたという、このことはそのとおりであります。申し上げましたように、自動交付機は一定の役割を果たしたということでもあります。

その中で、責任がという問題でありますけれども、これは自動交付機というのは設置市町村が全額持って設置した、こういう経過であります。したがって、南箕輪村は設置しておりませんので、責任問題について私がいろいろ言う立場にはないということで、御理解をお願いいたします。問題意識は持った対応というのはしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、先ほどの質問の中に、人間も同じ粗大ごみになるというのはちょっと品位に欠け、不適切発言ですので、訂正をお願いしたいと思います。

9番（唐澤 由江） これは私の考えではありませんが、そういうふうに言われているということを言った人がいたので、それを比喻、例えて言ったところです。

私の意見ではありません。済みません。

議長（原 悟郎） 今後は気をつけて発言をしていただきたいと思います。

9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 以上で、私の質問は終わります。

議長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

次に、3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

震災から3年がたちました。この3月11日が来るたびに、その後において何度かのボランティア活動に、大槌町でのがれきの姿、釜石での港のすさまじい姿、石巻での山のようながれきの姿、それから飯館村での除染の活動が遅々として進まない、誰もいないああいうところを見ながら、このところテレビ報道も何カ所か映っていますけれども、進んでいない状況が変わっていないというのを改めて思って、もっと国としてもきちんとやらないといけないだろうなということを思いながらも、私どもも日々の防災についても準備をしなければいけないなということを思っているところであります。ということで、防災、非常に大事なことであります。

私は、3点について質問をしたいと思います。

1番目の質問であります、村の除雪体制の強化という点であります。

先日の2月の2週連続の大雪、全国的にも記録的な積雪ということで、テレビを見ていますと、山梨の方が、大雪でこれはやっぱり災害だと、行政がこの災害に対して対応がくれたということをテレビの前で憤慨して、発言をしていました。やっぱり、この大きな雪になって、生活が滞ってくるということになると、これはやっぱり災害ということになると思います。

村の災害対策の計画の中にも、積雪に対するものがうたっておるわけですが、そこへ行きまして、この村の対応は、ことしに対しては私は非常に進んだなというふうに評価をしています。とりわけ、村の職員の皆さんが、大雪の中をスコップを担いで、歩道だとか、すすくすくハウスのほうだとか、保育園とかいうようなところ、生活に困っているような人たちのところを除雪に出かけた。これは、大雪に対する体制というのがまた進んできたなということで、大いに評価をしているところであります。大雪のために、ふだんの村の中の主要幹線は、業者に委託をして除雪をすることになっている、そういうようなところの分では、除雪ができてしまっ、2日目になってもまだ開通してなかったというようなところが、メールの中でも知らせを受けていたところでもあります。

こうした場合には、やっぱり一番心配されるのが緊急車両の通行ということではないでしょうか。車が入っていけないというようなところに、救急車、消防車、こういうところの事態が発生すると、命にかかわってくるということも考えられます。そういうことの中で、これからも災害に対する準備ということでは、積雪の場合も、これからはもっと体制を整えていくことが必要だなというふうに思っています。

最初の質問としてです。除雪ボランティアがことしから発足をいたしました。昨年の対応に基づいて、ことしから初めて取り組まれたわけです。この取り組み、そのものに対しては、素晴らしい行動だというふうに思っています。そういう点で、まだ3月、これからも上雪が心配されるような時期もあるかと思いますが、村としては、除雪ボランティアが発足した現時点での中間的な評価というのをどういうふうにしているのかなど。例えば、各区のほうから、改めて何か要望があったとか、そういう部分等について、午前中の同僚議員では、村長も一定の成果があったということも言っておられますが、具体的な問題みたいなものがありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。

除雪体制の強化の問題であります。

ことしは、御承知のとおり、記録的な大雪となりました。本当に、交通面では苦勞をした、あるいは生活面でも苦勞した、こんな状況が生まれてしまったところがあります。

本村の場合、除雪ボランティアを昨年末に結成いたしまして、現在では108名の皆さんの登録があり、この皆さんに本当に精力的に除雪をしていただいたところがあります。一定の評価はあったという言い方をしましたけれども、本当に一定の評価だけでなく、大いに評価があったというふうに、私は役割が果たせたというふうに思っておるところであります。

豪雪時は、区長から業者に除雪を指示する体制となっておりますが、実際には業者も出払っていて、出動できない場合が多々あったわけでありまして。しかし、この除雪ボランティアの発足によりまして、区内で誰が除雪機を持っているのか、その人の連絡先、現場に近いかどうか等を区長がすぐ把握できていたために、第二の手を打つなど、敏速な対応ができたところでありまして。多くのボランティアの皆さんが、作業依頼時に前向きに協力をしていただきました。早朝から夜間まで、精力的に除雪をしていただきました。こんなことがありまして、本当にありがたいなというふうに思ったところでありまして。

現在、中間的な部分でのまとめということでありまして、まだまだ去年発足したばかりでありますので、ことしが初めてそういった年になってしまいました。さまざまな御意見をお聞きしながら、改善できるものは改善をしていかなければならないというふうに思っておるところであります。ただ、今のところ、これといった各区からは問題点というのは上がってきていないということでありまして。また、明日、区長会がありますので、いろんな御意見がいただけるんじゃないかと、それらをもとに、さらに充実した体制をつくっていければというふうに考えております。

逆に、除雪ボランティアの部分もありましたので、村民の皆さんが、村内どの道

も村や区で除雪してもらえるものだと思っているというお話もお聞きしたところがあります。したがって、やはりこれは自先というのは、村民の皆さんに御協力をいただかなければなりません。その周知は図っていく必要性を感じたところであり、村民全員が協力して除雪体制に当たるといふ、この大原則だけはまた村民の皆さんにもお願いしてまいりたいというふうに思っております。

記録的な大雪になった今考えれば、昨年末にこの組織をつくってよかったなど、これが1番の感想でありますし、大いに機能をしたというふうに評価をしておるところであります。

以上です。

議長(原 悟郎) 3番、山崎議員。

3番(山崎 文直) やってよかったなということで、お互いに、この経験をさらに生かしていきたいなというふうに思います。後でもそういう質問があると思いますので、この点についてはこのくらいにしておきたいと思います。

(2)の件ですけれども、村が保有するペイローダーがあります。この機械がかなり老朽化しているのではないかと思います。少し聞きましたら、30年以上になるんじゃないかということで、とりわけことし、私も家が近いものですから見ておると、このペイローダーが朝早く出かけていって、夜に一旦帰ってきますけれども、その後、また出動する。1日に何回も出動するというような風景がことしは特にありました。オペレーターの皆さんも大変だというふうに思いますけれども、村にある除雪の専門の機械ということになれば、あの機械しかないようなことでありますので、ふだんの除雪道路以外のところも要請があつて出かけたのではないかというふうに考えています。ここ何回か、修繕もしているという話も聞きましたので、一つはここを新たに更新すると、26年度の予算の中では修繕の予算等も乗っていますけれども、冬が来て、いよいよというときに壊れてしまつては何にもなりませんので、新しく更新するという計画も必要ではないかというふうに思います。

さらに、委託業者が6社あるという話であります。委託業者の皆さんも、除雪のための専門の機械を持っているわけではなくて、ふだんの建設のための作業の機械であります。十分に除雪できるかということでは、専門の機械には勝てないというふうに思います。ある業者さんの話も、こういうような状況が今後も起きるとすれば、業者の機械だけでも対応ができなくなる恐れもあります。そういうことで、できれば村のほうでも複数の機械を、例えばリースで借り上げて、その業者に委託をするというようなこともしてもらえるとありがたいなということで、大きなお金がかかる部分を1年間1業者が置いとくというのなかなか大変ではないかというふうに思います。そんな点で、ことしも大雪、1月ごろまではことしは余り少なくてよかったなと思つていたところが、2月に来て、どんと雪が降つたということで、こういうような状況は温暖化とも関係があるというふうに言われていますけれども、これからも十分起こり得る事態でありますから、こういうものに対する備えという

ことで、専用の除雪車を複数確保しながら対応していくということも、これからは大事ななというふうに思いますので、この辺のところの村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 機械の御質問であります。

更新費用であります。村がペイローダー1台持っておりますけれども、更新費用がかなり高い機械でありまして、4,000万から5,000万、1台かかるわけであります。相当、これは年数がたつて古くなってきておりますけれども、修繕をしながら使っておりますので、まだまだ使えますので、それまでは使ってまいりたいと、その後はどうするのかというのはまたその時点で考えていきたいというふうに思っております。

新たなリースにつきましては、通常の場合、シーズンのリース契約ということになりますので、本当は冬だけのリース契約ができれば一番いいわけでありましてけれども、なかなかそれはできないということでありまして、この辺は大変難しいのかなというふうに考えております。リース会社が保有するペイローダーというのは、村が所有するものより小型なものであります。予定された台数を保有しているもので、緊急時リースには対応はできないということでありまして。こんなことは御理解をいただきながら、こういった状況が数多く続けば、村としても除雪体制を真剣に考えていかなければならないだろうなというふうに思います。この辺は、また建設業組合のほうとも一緒に検討をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、その辺はこんな御理解をお願いしたいと思っております。

今、除雪ボランティアの話在先ほどさせていただきましたけれども、大型トラクターを持っている人がかなりいるわけでありまして。この威力というのは、かなり大きな効果があらわれておりますので、さらにそういった皆さんの発掘だとか、依頼だとか、そういったことも考えていく必要があるかというふうに思っております。両面を組み合わせながら対応してまいります。除雪ボランティア組織をつくりましたので、トラクター等につきましても村で保険を掛けている、そういったことは実施しておりますので、その辺も御理解をいただきながら、さらにそういった皆さんがふえていただければいいな、また村のほうからも要請はしていきたいというふうに思っております。

したがいまして、御質問の村で持っているペイローダーにつきましては、使えるだけ使っていく。リースにつきましては、年間契約となってしまいますので、これは多額のお金がかかりますので、その辺はまた村の建設業組合のほうとも協議をしてみたいというふうに思います。3点目として、新たな除雪ボランティア、トラクター、大型トラクターによるそういった面を発掘してまいりたいと、こんなことで対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） ペイローダーなんですけど、確かに4,000万から5,000万と、非常に高いものであります。ですが、あのペイローダー、作業中でしたか、突然とまっちゃったときもあるという話も聞きました。それも30年もたつということですので、修繕はするにしろ、いつ動かなくなるかもしれないという心配もあるわけですから、例えば2年後ぐらいにはとか、ある程度決めて、それに向けて計画をしていって、そこまで一生懸命使うんですけども、そのときには何とか更新ということで、いつまで使えるかというのを、30年使った機械をもたせるのも大変じゃないかなというふうにありますけど、具体的にあと何年ぐらいで更新はとりあえずするとか、そういう考えは持てないんでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、かなり手をかけて修繕しておりますので、まだまだ使えると思っております。その辺の年数につきましては、また機械の状況を見ながら考えてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 多額のお金がかかるものですから、いわゆる積み立てじゃないですけども、年数を決めて、いつごろ更新するというような計画をぜひ立てていただいて、これからも起こり得るだろう雪害対策に備えていただきたいなというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

上伊那の医師確保には、長期的な取り組みが必要ではないかということであります。

先日、村で開催をいたしました健康講演会で、信州大学の本郷先生からの話を聞きました。生活習慣病や糖尿病等について、すばらしい話でありました。私も若干そちらのほうに心配な部分もありますので、身にしみてお聞きしたところではありますが、その話の中に、先生からも上伊那の医師不足という話も出ました。そういうことの中で、今回、この医師のこれからの確保という点について質問をいたします。

平成22年度の県内の医療従事医師の数は、長野県が10万人当たりで205人ということで、これは全国でも33位という下位のほうにありますけど、上伊那はその中でもさらに少ない131.8人ということで、医療圏が、長野県の中で10地域ある中で下から2番目というように、非常に医師が不足しているということを数字を見て改めて不安になったところでもあります。本郷先生の話によりますと、信州大学医学部には、300名余のお医者さんがいるということですが、意外とこの長野県内の出身者が少なく、他県からこの大学に行っている方が多い。そうしますと、卒業すると、結局は出身の県外に帰ってしまう。本郷先生は飯田の出身で、信大を出て、この地域にとどま

っている先生ということで、信大の中でも何か珍しいというような話を本人の方が言っておられました。そういう話も聞けば、さらに上伊那の医師の数が少ないということが考えられますし、これからも不安になるかなという点では、これはやっぱり人材を確保するという意味で取り組んでいかなければならないだろうなということでもあります。

そこで1番目の質問であります、地域医療再生計画ということで、上伊那でも21年から25年度にかけて取り組んでおりますが、この医師の確保という部分については、どの程度の、これは数年の中ですから、お医者さんが数年で誕生という部分は非常に難しいかというふうに思いますが、そういう点で成果はどの程度出ているかという部分についてお聞きするところであります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 上伊那の医療体制についての御質問であります。

上伊那では、医療の機能分担と連携、医師不足などの地域医療の問題、課題を解決するために、地域医療再生計画に基づきまして、上伊那地域医療再生推進協議会を設置し、公立3病院、上伊那医師会、行政が一丸となって取り組みを進めてまいりました。それは平成25年度、今年度で終了するところであります。その結果、公立3病院を中心とした急性期から回復期までの機能の再編や医療従事者の確保など、一定の成果はあったところであります。その辺は成果があったということで御理解をお願いいたします。

医師不足の取り組みの成果といたしましては、平成23年3月に信州大学医学部附属病院と上伊那地域の間で、研究教育に関する協定を締結しまして、その結果、平成23年度から伊那中央病院救急科に1名、昭和伊南総合病院には小児科1名、整形外科が1名の医師の派遣をしてもらうことができました。また、伊那中央病院では、内視鏡の技術のトレーニングと医療従事者の資質向上のための研修の場としての研修センターを整備しました。この4月から稼働が始まってまいります。医学生や地域の医療スタッフが利用可能となる施設であり、上伊那全体のスキルアップや医師確保につながっていくものと期待をしておるところであります。

全国的にも医師不足は解消されておられません。再生計画の人口10万人当たり医師数152人という目標に対し、平成24年末現在で137.9人となっております。したがって、まだまだ及ばない状況であります。今後は、この事業で整備した医療施設やあらゆる施設を最大限に活用し、地域医療を推進し、引き続き各病院で信大と連携して、医師確保に努めてまいります。

おかげさまで、伊那中央病院は医師の数がふえてきております。増加をしてきております。診療科として、また新たに充実をする部門も出てまいります。これは、またこの3月末に行われます行政組合の議会で、その辺はお諮りをしてまいりたいということで今準備を進めておるところであります。したがって、地域医療再生計画は効果があったということで総括をしておるところであります。

医師不足は大変な問題であります。確保するのは大変であります。長野県の場合は、信州大学医学部との連携、これが非常に大切になってくるわけでありますので、その辺の連携を大切にしながら確保していきたいというふうに思っております。

また、上伊那の状況を見ますと、上伊那というのは公立3病院が主体となっております。ほかの地域へ行きますと、国立病院や県立病院、あるいは日赤の病院、厚生連の病院、数多くあるわけでありますけれども、上伊那地域はそういった病院がありません。公立3病院が主体となっておりますので、その辺は公立3病院を中心としながら、開業医の先生に今協力をいただくということで、今救急部門につきましても医師不足の間はそういった措置もとらせていただいたところでございます。そういった協力体制も必要であります。

一番の問題は、やはり研修医制度の変更が大きかったかなというふうに思っております。大学病院の医局の部分の縛りが効かなくなってしまうている。研修医はどこでも研修に行けるようになってしまったという、こういったことが一番大きかったのかなというふうに思いますけれども、最大限この医師確保には努力をしております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） ここ、ずっと努力をされていることについては同意をするところではありますが、そもそもお医者さん、今お医者さんになっている方を確保するというのも大事なところでありますけれども、医師の免許をとるには非常に長い期間がかかるわけでありますから、これは長期的な計画ということが必要ではないかと。信大の先生も言うておられましたが、先生の話はそのときは、小さいうちからの、青少年からの医療なり、生活習慣も大事だということも言うておられましたが、同時に、この地域で医師を確保しておくために、小学生、中学生のころから、医療に対する体験だとか、勉強だとか、病院を視察するとか、交流をするとかいうようなことを通じて、将来医師になろうというような人たちを育てていくということも大事ではないかなと。お医者さんになってからの人を確保するというのは、非常に難しい部分がありますが、小さいうちからのそういう取り組み、こういうことも大事ではないかなというふうに思いますので、（2）の質問でありますけれども、学校教育とか、そういう部分で、こういうような取り組みというのは考えられないものかどうかということでお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 3番、山崎文直議員の質問に答えます。

学校教育の中で小さいうちからということでございますけれども、やはり小学生のうちには社会の仕組みもよくわかっていない、職業がどんな職業で、どんなに困難な場を踏んでいかなければ医師になれないというような理解がまだできないわけで

あります。なおかつ、小学校は、最近、ゆとり教育から学力向上を主体とした詰め込み教育に変わりつつあります。具体的に言いますと、道徳教育が教科として、1週間35コマの中に1時間組み入れられていくと、あるいは英語の教育が今5年、6年におりてきたわけですが、これも3年生以上というような形で数年後にはなるということで、子供たちにゆとりのある教育の中で、医療はどうだと、あるいは看護の環境はどうだというような教育がなかなか時間がとりにくくなっているということが一つございます。

中学生に入りますと、1年ではキャリア教育のカリキュラムができておりまして、例えば中学1年生の場合は、将来への志望、希望、あるいは自己理解、あるいは身近な職業等々、こういったテーマを設けて、考えたり、話し合いをしたりというようなこともできるわけでありまして。特に、1、2年生の場合には、職場体験学習が始まりまして、1年生で1日、2年生では2日間、3年生ではキャリアシンポジウム等の職業についての学習をしており、また中央病院等で医療関係の職場体験学習をする生徒もございます。昨年の場合には、PTAの講演会で、諏訪中央病院副院長の吉澤徹先生のお話を聞く機会があったようでありまして、生徒もそれに参加しております。実は、3年前の3.11以降、南三陸町と中学校の生徒との間で交流が進んでおりまして、3年間交流を続けてきたわけでありまして、そういった裏打ちがございまして、この吉澤先生の講演に対して、生徒からは、被災地での医師不足についての質問がたくさん出たようでございます。そういう一つの体験を通じて、医療の関係に目を向けたり、あるいは将来そういうものに進もうという子供たちも出てこようかと思うわけですが、一斉一律の教育の中では、なかなか小学校と同じように学力向上の問題が中心に座ってきますと、余裕を持って職業選択をしていこうという場が欠けてくるのではないかと、こんなことを心配しているわけでありまして。

なお、ちょっと調べてみますと、大学へ入るには、希望だけでは入れないわけでございます。医学部の定員は極力少なく、お金もかかるわけですので、しかも6年制であると、しかも高い学力、つまり偏差値の高い実績を持っていかないと、なかなか医学部にも入れない。そこを出て、国家試験を受けて合格しても、実際に医療に携わる技術を身につけるまでには、かなりの時間を要するというようなことで、医者をつくる方の問題において、非常に大きな今問題が、彼らの前に、若い者の前に立ちふさがっている状況であるというようなことを実は教育に携わった者として、これは問題点の一つとして提起をしていきたいと。

そんなことございまして、委員の質問からちょっと離れましたけれど、小学校、中学生のうちからの教育は、なかなか難しくなっているなど、こんな御理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 今までわからなかった話を聞かせていただいて、ありがとうございました。実際の問題となると、いろんな壁があるということで、職場体験で中病にも行く機会もあるというようなこともありますので、ぜひそういう機会も大事にしながら、そもそも長期的に取り組まないといけないということでもありますので、来年、再来年どうするかというだけでなく、常日ごろから少しずつ、そういうものに対して取り組んでいくという教育の分野での努力をまたよろしく願いたいと思います。

（3）であります。

村長からもこれからも取り組んでいくという話もありましたし、確かに上伊那は赤十字や国立、県立、大学病院等もないわけでありますので、これからの医師確保ということになれば、上伊那が団結して、いろんな知恵を出し、事業に取り組んで医師確保ということをしていかなければいけないだろうなということであると思います。同時に、その構成市町村として、一村としては、例えばどんなことができるのかというような、村長からの意欲なりを聞かせていただければと思いますが、（3）の質問であります。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今、医療に対して、村としてどういうことがしていけるのかということでありますけれども、やはり上伊那の場合には、非常に統一がとれた地域であります。公立3病院も連携をしながら統一がとれておるところであります。医療再生事業が平成25年度で終了しますけれども、引き続き、上伊那医師会や歯科医師会や薬剤師会や県や行政やいろんな公立病院とで組織する、これからは上伊那地域包括医療協議会で、この上伊那全体の地域医療推進について協議をしてみたいと思いますので、この協議会の中でさまざまな議論がなされると思います。また、専門部会の中に、地域医療急速委員会というのがありまして、医師をはじめとする医療従事者の確保や医師育成への支援及び援助などの検討が行われていくということでもありますので、そういった中で十分検討が図られていくのではないかとこのように考えております。また、医師だけではなく、看護師の不足につきましては、引き続き、上伊那広域連合として奨学金制度を継続したところでもありますので、そんな点も御理解をいただきたいなというふうに思います。

医師の養成にはかなりの年数がかかります。10年かかると言われております。信州大学医学部でも、確か長野県枠というのを設けられた経過もあるように記憶しております。そんな活用もしていければいいなというふうには思います。ただ、今、教育長が言いましたように、医師確保というのは学力等の問題も出てまいりますので大変難しいなど。国立や公立病院につきましては、医学部偏差値はかなり高いものですから、誰でも行けるという状況ではなりません。民間の医学部につきましては、これはかなりお金がかかるものですから、これも本当に至難のわざだなどという、こういう面も今答弁を聞いていましたら、なるほどなというのを感じました。この

辺は、また国で考えていただければというふうに思うところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 信大の県内の枠があるということもありますし、あと、学力の問題につきましては私も大きなことは言えませんので、ぜひ長期的な課題に立っています。お金の問題につきましては、奨学金ですか、医療再生計画の中にも支援する制度もありましたので、こういう部分をさらに充実していきながら、それこそ長期的な取り組みをこれからも進めていっていただきたいなというふうに要請をしながら、2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目の質問であります。

大芝高原の植林提唱者の福沢桃十先生の顕彰をしてはということであります。

大芝高原の件につきましては、私も何回か質問をしてきているところであります。いやしの場としての大芝高原、さらにみんなで大切にしていこうということは大事だなと。村のほうでも、整備も順次進められていることについては評価するところでありますが、この大芝の山、大芝の森林というのが、中には自然林だと思っている人も、村の中でも多いのではないかなというふうに思います。このごろ、この大芝の森林が、明治28年に福沢校長先生の提唱により植林、消失した学校を再建するための植林を提唱して、それから始まってきたということ。さらには、戦後の開拓の中で、木を切ってきたりしたところへ新たな植林をしてきたということで、大芝の山は、この先人の皆さんたちの努力によって、今この中央道の沿線の中では、あれだけの平地林として残っているのは大芝くらいしかないだろうと、非常に貴重な林であるということとをさらに所有者の村としては後世に伝えていく、観光面でも、教育面でも伝えていくということが大事ではないかなというふうに思います。

そういうことで、それに関連しまして（1）の質問ですけれども、明治に植林を提唱した、それからもう120年ぐらいになるんでしょうか。そういった歴史を築いてきた最初の提唱者としての福沢先生、例えば顕彰碑等を学習林のところへつくるとか、大芝高原のどこかにつくるとか。それから、今でも一部山の経緯を説明した文がありますけれども、そういった説明板も兼ねて、こういう顕彰碑等の建立等をしてはどうかなというふうに思います。これからも、いろんなところから訪れるであろう村外からの皆さんにも、こういうのを伝えていながら大芝を伝えていくということをと思いますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原林の御質問でございます。

御承知のとおり、大芝高原林は、明治28年に福沢桃十先生が着目し、議会や村に働きかけて、小学校の児童が植林したのが起源となっておるということはそのとおりでありますし、人工林であります。そういった中で、すばらしい財産を残していただいたということは大切にしていかなければならないというふうに思っております。

す。一時中断をされておりました中学校の生徒による育林作業が、22年に復活をすることができました。今までは植林ということでありましたけれども、今の時代は育林ということで継続がなされておるということ、本当にありがたいなというふうに思っております。私も中学時代に植林をした1人です。そういったことを考えれば、いまだにそういったことが続いているということは貴重なことだなというふうに思います。

その作業の際に、大芝の話はしておるようであります。福沢先生の話を含めてしておるようであります。また、看板も設置してあるところでもあります。しかし、もう少し詳しい看板というのは、看板といいますか説明板といいますか、そういったものは必要かなというふうに思っております。福沢桃十先生の名前も入れながら、大芝のあの村有林を後世に伝えていく、そういった一例としての看板類の設置、これはかなり自然にマッチした丈夫なものをつくっていく必要はあるのかなというふうに思っておりますので、この辺は必要性を感じておりますので、また何とかしていかなければならないというふうに思います。顕彰碑につきましては、今のところつくる考え方はありません。そういった福沢先生の名前を入れながら、大芝高原林の歴史を知ることのできる何かをつくっていききたいという、これは早急に検討させて、実施していきたいというふうに思っております。

福沢先生の遺族に対しましては、村政100周年のときに感謝状をお送りをしてあるところでもありますし、また私になってからも、何年か前に御遺族御夫妻を大芝にお招きをいたしまして、現在の大芝高原を見ていただきました。そして感謝を申し上げたところでもあります。こういったことはたまには続けていく必要があるのかな、感謝していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） よく学校に行くと、昔、二宮尊徳の像があつたりして、昔の事業に対して、勉強も兼ねて後世に伝えていくということがいろんなところありますので、ぜひこの部分、平成24年8月14日の長野日報に、福沢さんのお孫さんが夫婦で訪れていかれたという新聞が載ってまして、ぜひそういう交流も通じながら、ブロンズ像という姿がなければわかりませんので、それでも顕彰碑というふうなのは考えてないという話ではありますが、説明板の中にもそういった事業の取り組みをした経過、ぜひ詳しく載せていただきながら、立派なものをつくっていただいて、顕彰碑にかわるようなぐらいのものをつくっていただきたいなど、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

(2) であります。関連してということで、これからも大芝高原を伝えていくということで。平成28年に、52年ぶりとなる第67回の全国植樹祭が長野県で開催されるということで、先日決まったということです。内容についてはこれから決めて

いく。主会場は長野のエムウェーブということだそうですが、聞くところによると、各地方事務所単位でも希望をとるのか、植樹するなり、育樹するようなどころをして、この植樹祭の中で実施をしていきたいというような話を聞いたところでありますので、ぜひこういう機会に福沢先生の話の説明文もつくるも、兼ねながらこういうところにも手を挙げて取り組んでいったらどうかと思います。いかがでしょう。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 全国植樹祭が平成28年、長野県で開催されるということは決まっております。県も、去年の9月に全国の植樹祭長野県実行委員会を設立して、今準備を進めておるところでございます。開催規模につきましては、全体で1万5,000人という参加者、それと同時に、長野県全域をステージとした県民主体、県民参加による広域開催型になるように取り組みをしていくということになっておるようであります。主会場は、今御指摘のありましたようにエムウェーブということでありまして、長野県全体が参加できるような植樹祭にしていきたいということで、上伊那もその一つの会場になるのではないかというふうにお聞きはしておりますけれども、内容が全くわかりませんので、内容がわかった段階で協力できるものは協力していきたいというふうに思います。ただ、大芝自体につきましてはもう植林するところではございませんので、そういった部分につきましてはちょっと難しいのかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 植樹する場所、ああいうところですので限りがあると思いますけれども、こういう機会を通じながら後世に伝えていく、いろんな取り組みを兼ねてやっていくという前向きな姿勢で、これからも行っていただくことを要請しながら、私の質問を終わりたいと思います。

議長（原 悟郎） これで3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時25分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 議席2番、久保村義輝です。

私は、大きく二つの問題について村長に質問します。

まず、1番として、ごみの資源化向上で処理費削減の取り組みを進めるべきではないか、こういう立場で質問をいたします。

(1)として、可燃ごみの収集において、水分の多いものを減らしていくこと。このことの啓蒙努力が必要ではないか、こういう立場であります。私も地区の集積

所の当番として時々出るわけではありますが、そういう中で、可燃物の袋に水がたまっているような状態に出される場合があります。係やそれぞれが指摘をして、名前が書いてありますので連絡をしたり、持ってきてそこにいる場合には、すぐにこれはまずいよという指摘をする。いろいろそういうことを地元でもしております。そういうことを繰り返しているうちに、その人は出さなくなるということで、いずれにしても指摘をし、みんなで見ていくということが大事で、私の地区でも2年に1遍ぐらいという周期で、全区民が当番で立ち合いをするようなことをやっております。そうすると、まず立ち会っているほうがきちっと分別をするということになりますので、そんな教育がされているわけでもあります。そんな点で、私も前に追跡調査したときも、本当にみそ汁がそのまま袋に入れられていたというようなこともあって、収集車も本当に嫌だよという話もしておりました。現状は、もっと改善されているんだとは思いますが、この点について、この村内で、全体ではどのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

そして、この上伊那広域の調査でも、燃やせるごみの42%が台所からの厨芥ごみが出ているというような一つの集計がされております。これらは、生ごみ処理によって、大幅に燃やせるごみの量を減らすことができる部分ではないかというふうに考えております。こんな点で、上伊那広域でもごみの減量でずっと計画的に削減をしてきた経過がありますが、広域の資料でも、今計画よりも実際にはごみが減っている状況だというふうになっております。この厨芥ごみを減らし、また減少傾向にあるごみの量ということで考えると、新しいごみ処理施設の規模も大幅に縮小することもできるのではないかと考えますので、いずれにしてもこのごみを資源化する。そして、その中で特に水分を減らし、燃やさなくてほかに処理の方法がある生ごみ等について処理をする。このことによって、大幅に減量することができるのではないか。この点で、ごみを出す皆さんにも大いに啓蒙して、自分たちの負担そのものも減るんだというあたりを啓蒙していく必要があるのではないか。こんなことについて、現状と対策をお願いします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えいたします。

可燃ごみで、水分の多いものを減らす啓蒙努力の御質問であります。

まさに必要なことでもありますし、そのとおりでというふうに思っております。上伊那地域でも、新ごみ処理中間施設建設に向けて動き出しております。そういった中で、いかにごみの減量化を図っていくか、このことが大きな課題であるし、重要な問題となっております。

平成24年度から、上伊那広域の取り組みとして、村では年に4回、家庭から出されるごみの組成調査を行っております。この調査は、無作為に抽出したごみ袋の中

身を組成ごと分離し、重量をはかり、重量比でどの程度のごみが出ているか、実態把握する調査であります。その結果から、今御指摘のありましたように、可燃ごみの重量のうち、平均して約4割が生ごみ、厨芥ごみであるという結果が出ております。また、この4割のうちの6割程度が水分であるという結果が出ておるところであります。したがって、いかに水分を減らしていくかがごみの減量化に大きくかかわってまいります。これは調査からいって、そういう結果にもなっておりますし、まさにそのとおりでろうというふうに思っております。

この点から、村でも、平成10年度より、生ごみ処理機の補助金要綱を設置し、家庭ごみへの生ごみの処理の推進を図ってきていますが、25年度は補助金の金額の上限を2万円から3万円に上げました。2月末現在で45件の補助申請を受け付けました。近年、この補助金の申請は、年間で十数件と、こんなことでとどまっておりましてけれども、補助金額を増額したことにより、大幅な伸びとなっております。生ごみ処理機の普及推進に効果があったというふうに考えておるところであります。このことも生ごみを減らしていく一定の施策であるというふうに思っております。

平成25年度の可燃ごみの収集量であります。1月末までの実績で1,765トンで、前年比5%減少しております。家庭で生ごみ処理機を使う世帯の増加、ひいては生ごみステーションに出さない、あるいは乾燥させて減量化して出す、これがこの5%の減少の全てとは言いませんが、生ごみ処理機の普及により、言ってみれば、清掃センターに持ち込まれるごみの減量化に一定の効果があったものと考えておるところであります。

可燃ごみとして生ごみを出すときは、水分を切って出していただくことは大事なことであります。昔は、南箕輪村の可燃ごみが搬入されると、水分が多いせいで、消防車が来たと言われた、そんな時代もあったようです。そうすると、燃焼コストは余計にかかることとなります。上伊那広域連合の広報誌にも、何度か生ごみの水分を絞って出すことについて掲載しております。村の広報誌にも、今後掲載するようにしてまいります。また、あるいは転入時に出前講座など、住民の皆様と接するあらゆる機会を捉えてお知らせをし、御理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

御指摘の点はごもっともな点でありますので、さらに努力をしております。いかにごみを減らしていくか、これが新ごみ処理施設の大きな課題となっておりますので、そんな点はさらに徹底をさせてまいりたいというふうに思いますし、さらに生ごみ処理機の普及、これは宣伝もしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 状況は少しずつよくなっているのだろうというふうには

と思いますが、特にここで問題になりますのは、区に参加していない皆さんが勝手にほうり込んでいくというようなことがやはりまだあるわけでありまして。各区にきちっとそういうことを知らせることも大事なんですけど、どうしてもこれがいつも問題になるように、なかなか村と直接つながっていない、区とつながっていない人たちの不法投棄といわれるようなもの、これがやはり大きな部分だろうと思いますので、転入するときも含めて、あらゆる機会を通じて、区だけでなく、そういうところに徹底できるような方法もまたぜひ考えてほしいと思います。

各集積所で、今言ったような不法投棄といわれるような部分というのは、かぎはかけているところもありますが、この村内全体ではそんな点の悩みは今ないのかどうか、その点をちょっとお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 議員さん御指摘のとおり、未加入世帯のごみの出し方が非常に問題になっております。特に、アパートの多い沢尻区等については、衛生部長さんがいつも御苦労なさっております。村でも相当な協力をしながらお手伝いをさせていただいております。アパートの関係につきましては、年度末にごみのチケット、それからごみカレンダーを送りますので、そのときに説明会を去年から開催しておりますけれども、とにかく説明会を開催しても、出てきてくれる管理者の方が余りにも少な過ぎるという状況でありますので、またこれらも徹底をしていく方策を考えていきたいなというふうに考えております。

あとは、ごみステーションの関係につきましては、各地区それぞれ衛生部が、本当に衛生部長を中心に活躍をしていただきまして、毎年スムーズに運営をされております。これを私が見てみると、年々ごみの出し方は、区に加入されている方のごみの出し方は非常に徹底してよくなってきているなというふうに感じておりますので、さらに一層の推進をしていこうというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 非常に御苦労な部分ですが、一層の御精進をお願いしたいと思います。

そして、（2）であります。

不燃ごみの中から、これはもっと資源化できるものがあるのではないかと私は思うわけでありまして。それで、資源化できるものの項目をふやすべきではないかと思うわけでありまして。特に、これはプラスチック、ビニール類であります。ちなみに、ここに村がごみの分別の、ずっと各戸に配って、これに従って分別してくれという表です。ここで非常に、この資源物という中で、缶、瓶、ペットボトル、それから資源プラスチック、これがいろいろと説明がついて、これは資源になりますということになっています。

他方、これに合致しないものは、言ってみれば燃やせないごみという形で袋に入れるわけです。そうすると、ビニール類でひも等も、いろいろな包装のひも類、こ

これはだめで、包装された袋はいいということで、ほとんど材質は同じじゃないかというのが、持ってくる人たちが、何でこれはだめで、これはいいんですかとよく聞くんです。役場の現場では、こういう分類に従ってきちっとやってくれということしかしようがないんです。基本的に、これはだめなんだということになっているんですが、持ち込む人から見ると、何でこれがだめなのかわからないという疑問がいつも提起されるんです。これは、いろいろと取り決めの中で、プラと、私もここに書いてあります、矢印でプラと書いて、矢印で回るように、資源として循環できるというものと、そうではないものというふうになっているわけですが、非常にわかりにくい。

それで、私はその提起をしているのは、これは3で特に言っているんですが、不燃ごみの中で、もっと材質として、これは資源としてできるんじゃないかというあたりをもう少しふやしてもらいたいと、そのことがごみを減らす、埋め立てごみを減らす部分にもなるわけですが、担当者に聞いたんですが、これはこういうふうに決まっていますと。ですから、今、村としては、これが決まっているか、こういうふうにやってくれと言うしかないんです。これは、村長にそれこそ、今後、そういう村のごみ処理を責任を持ってやらざるを得ない立場になっているわけですから、ここら辺、もっとわかりやすく、できるだけ資源になるような、材質としてきちっと製造業者にも分類して、できるだけごみにならんものをつくる必要があるんだと思うんですが。ここら辺で、より資源になるようにすべきではないかということとあります。

伊北環境行政のクリーンセンターでも、不燃ごみ、粗大ごみの6割が、結局不燃残渣、プラ残渣というふうになるわけです。これは、ここにいただいた表にもありますけれども、結局、資源化できるペットボトルやビニール類として、資源になるものは全部それでいいんですが、結局、粗大ごみやプラの入ったものでクリーンセンターに入ると、それは破碎して、金属は改修するけれども、最終的にプラはみんな残渣になっていくんだということで、ここら辺が大きな問題ではないかと思うんで、この(2)については、今の取り決めでは、今の分類表ですけれども、もっとこれを改善する必要があるのではないかという観点で村長に聞き聞かします。

以上です。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 不燃ごみ、資源化できるものをもっとふやすべきではないかという御質問であります。

端的に言えば、現状でやっておる以外は難しいということとあります。現在でも、22種類分別の排出をお願いしているところとあります。非常に数多い分別をお願いしております。不燃物として出されるものの中で、スチール缶とか、アルミ缶とか、そういうものは資源化できてまいります。また、古紙も資源化できてまいります。容器包装リサイクル法に基づきましたプラスチック類も、資源化ができてい

ということでもあります。それ以外のものは、みんな、燃やせないごみという分類で今収集をしておるところであります。クリーンセンター八乙女の施設でも、その中におきましても、自動選別機によりまして5種類の分別を行って、資源化できるものは売却をして売っておるという状況であります。

プラスチック類が以前よりふえてきておることは、実態として、統計として出ておるところであります。同じプラスチックでも、例えば容器包装プラスチック以外のプラスチックとして、バケツとか、洗濯バサミだとか、いろんなプラスチックがあるわけであります。これは不燃ごみ、燃やせないごみとして出していただくざるを得ないという現状であります。

この要因でありますけれども、これは処理してくれる業者がないということでもありますので、その点は御理解をお願いしたいと、現状ではどうにもならないということをお願いしたいと思います。

処理料を支払って処分してもらうしか方法が今のところはないところありますので、この辺は問題であるというふうに認識はしておりますけれども、現状はそんな実態でありますので、一村としてどうにもならないということの御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） まさに村長が言われたとおり、現状はこうだというふうに私も思います。願いを込めて質問したわけではありますが、現状はこうだということですので、（3）にまいります。

そこで、私が前からも言っているわけですが、プラスチック製品の製造者の責任の問題であります。プラスチックで循環できますよと、リサイクルできますよというものをつくるべきだと、そういう方向へ動くべきではないかと思うわけです。このプラが循環できるという表示のあるものは、全部リサイクルできるということで分別しているわけありますから、今後こういうものをつくる業者が、リサイクルできる製品をつくるという方向へ、ぜひ誘導してほしいと思うわけです。そんな点で、リサイクルできるような方向への抜本的な対策をとるべきではないかと思うわけです。

そこで、平成23年の12月議会で、この当議会で、拡大生産者責任、EPR、責任及びデポジット制度ということで、缶や何か捨てても、そこにちゃんと既に預かり金があるので、缶を持っていけば、10円なり、20円なりが返ってくるよというような、そういう意味で、不法投棄されずに有効にまた回収されるというために、デポジット制度法制化を求める陳情が出されたわけです。これが採択され、意見書を提出した経過があるわけです。23年、2年ちょっとになります。だから、やはり、この拡大生産者責任の今の現状の状態をより改善する方向へ法制化を進めてほしいというのが願いでありました。どうしても、複雑な化学合成でつくられた

製品でありますから、製造者が一番内容を知っているわけであり、製造者でなければ安全な処理ができないものが多いわけであり、

ですから、先ほど村長が言うように、現状の分類というのは、もう処理のできないものは不燃物というふうになってしまう。このあたりをもう少し、全国の自治体の皆さんを含めて問題提起をして、何とかごみにならないように、資源として有効に生きるような方向へ、これは本当に全国の担当する皆さんの思いだと私は思います。そこら辺のことを今すぐできるということではなく、そういう方向へ動いていくべきではないかと思うわけであり、その点について、村長にお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） プラスチック製品につきましては、先ほども申し上げましたように、容器包装リサイクル法で定めたものが対象となっておりますので、それ以外に、かなり数多くのプラスチック製品もあるというふうに私は思っております。本当に、この循環型社会の構築を図っていく必要があるんだろうなという思いはしておるところであります。ただ、現状の中ではどうにもなりませんので、これは国の責任できちんと対応していただく以外には道はないのかなというふうに思っております。

したがって、どういった運動を起こしていけばいいのか、これは大変難しいことだと思いますけれども、力を合わせていけば動かしていけるということもありますので、その辺はちょっといろんな検討もさせていただきたいと思いますし、一番はこの南箕輪村でできるということは、議会でもまた陳情、そういった議決をいただいて、要請書を出していただくとか、私の立場からすれば、全国的なそういった団体、全国町村会の中で、そういったことを提起していくとか、そういうことしかありませんので、その辺はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

大変難しいといえますか、大切な問題でありますけれども、長い目で見てやっていく必要があるんだろうというふうに思いますので、そういった努力はしていく必要があるかなというふうに思います。そんなところで、大変難しい問題でありますのでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） それでは、ごみの問題、非常に我々がすぐ手をつけることができないことですが、あらゆる場でそういう訴えをしていきたいと私も思いますので、村長にも御努力をお願いします。

次に、2の農産物の地産地消の推進のほうへ移ります。

地場産品の地域への紹介を積極的にという提起であります。

今、いろいろな店に行きましても、シイタケ等を見ても、非常にたくさんあって、これは安くいいなと思うと中国製品であったり、すぐ隣に国産のものが半分ぐらいの量であるということで、それを見て、においもよくないということで国産を

購入するわけですが、やはり量がたんと安ければ、家族の大勢いる場合にはそういうものを買うというようなこともありますので、一人一人が、本当に食品のよしあしを見分けていくことを今後大いにすべきだろうなど。そのためには、そういう知識も必要だろうしというふうに思います。

南箕輪のあじーなの店内に行きますと、先日も行ってみますと、全国との提携をして、農産物を供給しているということで、いろいろな地域の紹介、それからまた夏になりますと、南箕輪の農産物が売り場の半分近くを生産者が持ち込むものが並べられているわけです。それぞれがいろいろと有機栽培であるとか、地元でとれたものとかいうふうに紹介をして、地元の宣伝をしているわけでありまして。残念ながら、冬期だけはあじーなにも地元の野菜というのは非常に少ないわけでありまして。アスパラが今はあると、あとは保存のきくジャガイモ等があるということで、菜物はないというこの地域の天候の問題もありますので、そういう状況があります。大いに地元でとれたものを宣伝していくことが必要だろうと思います。

味工房でも、季節の野菜が夏は並んでおりますし、非常に心を込めたものがあるということで宣伝されて、来訪者もそれを買っていくということが結構見られます。

そんな点で、販売する皆さんはそれぞれ努力をしておりますが、結局、年間を通してどんなものがこの地元ではとれて、どんなふうに供給できるよという、やはり都会から来て、大芝等へ来た人に、そんな紹介のできるようなことも必要ではないかと思うわけでありまして。今は現物がないと、一月たつと出るよとかいうことで見ると、年間の南箕輪での農産物がこんなふうに生産されるというような紹介が、大芝荘やら、あじーな、味工房、そういうところで、もっと言えば、大芝の湯でも、来た皆さんに何らかの形で訴えかける、そんな宣伝も、紹介も必要ではないかと思っております。ここら辺について、そういうものを見た、あるいは持ち帰った人から、また都会からも問い合わせや注文も来るのではないかと、こんなことも感じるわけでありまして。1回つながったお客さんというのは、またリピーターとして購入もされるということがありますので、この点で、今、村の取り組みと、こんな点をどのようにお考えかお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農産物、地場産品の地域への紹介の御質問でございます。

重要な問題であるなというふうに思っております。食の安心というのは本当に大切なことでありますし、生産者はもちろんでありますけれども、消費者が真剣に考えていくことがポイントだろうなというふうに思っております。私は買い物が好きでありますので、野菜とか、いろんなものをよく買いに行きますけれども、国産品以外は絶対買わないことにしております。ちょっと高くても、やはり安全で安心な食ということは必要であるというふうに思っております。

今御指摘もありましたように、村にはあじーながありまして、村内の農家の皆さんが農産物を出荷し、多くの村民の皆さんに利用されております。また、営農セン

ターにおきましても、子供のころから地場産品が大切だよというようなPRをするために、保育園児対象にブルーベリー狩りの体験やスイートコーンのプレゼント、また保育園と小学校にリンゴやナシのプレゼント、同時に保護者へも通知で、地元の農産物の地産地消をお伝えしております。保護者には、そういった周知も、宣伝もしていただいております。また、大芝高原味工房におきましては、地元産の農産物を使ったパンやおやき、ジェラードを販売しており、加工品により地場産品の拠点となっておりますし、直売もしております。同時に、軽トラ市も始めました。こういったことで定着していけばいいなというふうに考えておるところであります。

その中で、今御質問ありましたように、年間を通して、南箕輪村ではこんな農産物ができますよという紹介だとか、宣伝が必要ではないかというお話であります。そういったことにつきましては、公共施設、例えば大芝荘であるとか、大芝の湯であるとか、味工房であるとか、そういったところへは、そういったものを置いていくことはできるというふうに思っておりますので、少し検討させていただきたいなというふうに思います。あじなも置くことができるんじゃないかなと、これはあじな自体でそういうことを考えて、チラシを置けば、季節、季節に野菜がわかるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はJAのほうにも、そんなお話は担当課を通じてしてみたいというふうに思います。重要なことですので、そういった実施できるものにつきましては検討させていただきたいというふうに思います。

村も、できる限り地産地消ということに力を入れておるところであります。きょうも御質問に出ましたけれども、学校給食につきましては、できるだけ地元産を使っていきたいという思いで、今取り組んでおるところであります。しかし、一番難しいのは、安定的に供給ができるかどうか。欲しいときに安定的に供給ができるかどうか。それと同時に、品ぞろえといいますか、ものがあるかどうか。そして、またこれもいろんな御意見をいただきますけれども、どうしても規格がある程度そろっていないと調理ができないという問題点があります。そこが一番の難しいところでもあります。あと、できないものをどうするかという、このことを今、6次産業化の検討委員会で検討させていただいております。無駄にしない。できるだけ地元産のものを消費者に提供したい。そういったことで、何ができるのかという、この辺はまた時間をかけながら今検討しておりますので、結論が出次第、また議会にも報告しながら、実践に向けて今度やっていかなければなりませんので、そんな点はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

これから、地場産品、いわゆる地産地消、大切な問題となってまいりますので、行政も真剣に取り組んでまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2 番（久保村義輝） それでは、（2）にまいります。

これは、先ほど同僚議員も述べました学校給食への問題であります。

既に、以前から、学校、保育園への給食への使用ということでは、地場産品の使用ということでは、大分前からそういう議論があり、村も取り組んで、今現実に供給されているわけでありまして。特に、あじーなをその中核にして品ぞろえをすることが一番いいということで今進められております。

問題は、もう少し生産者のつながり、生産者と使用する側との協議等をもう少し回数をふやしながら、いろいろな意見調整をしていく必要があるのではないかと考えるわけでありまして。地場農産物給食利用調整会議ということで、村が間に入って、利用者と生産者、この調整会議をしているわけでありまして。ここで必要な食材と供給できるものの調整をして、あじーながその間に入って品ぞろえをしていくということで、実績も上がっているわけで、安定した運営がされていると思います。これをさらに今村長も言われたように、大勢の生産者が関与しながら、できるだけ多くの品目をつくっていく。そして安定供給できるようにする。これは昔から言われて、伊那市やそれぞれのところでも言われて、なかなか生産者組織をつくることも非常に難しいということと、必要量以上につくらなければならないわけですが、本来。ところが、できない場合があるということで、どうしても地元だけでそれができないという心配もあるわけですので、あじーなは全国からの集荷力を持っておりますので、必要なものは確保するという点では、あじーなのやっぱり役割は大事だと思います。そういう中で、地元産をできるだけ生かしていくということが大切だと思います。その点で、非常に、またお聞きしたところ、品目も限られている。このことをもっと多品目にできないかどうか。それに対して、生産をする方をできるだけふやしていく。そうすると、これは単に給食だけではとても処理できないので、販売をしていく方向も含めて、村の主要な生産物としての位置づけをして、売り出しをしていくというような方向へ発展をさせる必要があると思います。

こんな点で、もう少し協議をふやし、お互いのやっぱり言い分があるわけですが、今村長が言われたように。使う側から見れば、そろったものが欲しいし、生産者から見れば、言えば、できたものをみんな扱ってほしいということで、完全に相反する部分が出てくるわけでありまして。その点は、やはり使いやすいものを供給するしかないというふうに思いますので、そうすると、これは新しい3のほうでまた言おうと思っておりますが、これは給食にはそろったものを提供し、あとのものをまた別の用途で使っていくということが必要だと思うんです。そんな点で、今の給食の調整会議、もう少し回数をふやしたり、参加できる皆さんをもう少しふやしていくような、生産者も含めて。ここら辺について、村としてはどのように今捉えているのか、お聞きいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 御指摘のとおり、村では地場農産物給食利用調整会議を

発足させ、現在行っております。会議のメンバーにつきましては、学校保育園の給食関係者、あじーな、JA特流直販課、まっくんやさいや、各関係の行政機関となっており、使用者側、供給側、お互いの意見を出し合いながら、よりよい方向へ進むように協議をしておるところであります。この会議がきっかけで、まっくんやさいやから、あじーなを通じて給食側に提供してもらおうという体制もできたところがあります。これをさらに連携をとり、いかに発展をさせていくかということは、これから大切なことになってまいります。メンバーの構成を含めて、検討していく必要があるんだろうというふうに思います。これはしていく必要があると思っておりますので、やっております。一番は、今まっくんやさいやという組織ができましたので、この辺にちょっと頑張ってもらいたいなというふうに思っております。

生産者側の体制を整えるということは大変難しいことでもあります。本当に、学校給食なりで使う場合には、そのとき、そのときの多品目のものをつくっていただかなければならない。それがうまく回っていくと、非常にいい、いろんな体制が構築できていくんだろうなというふうに思います。

私もかなり前に、産業課長時代に、そんなことを考えまして、緑健虹の会というのをつくらせていただきました。構想は大変すばらしい構想だと思っておりますけれども、実践ができませんでした。これは本当に難しいなというのを感じたところでもあります。その皆さんに集まってもらって、どういう野菜をつくってもらって、給食へ提供してもらおうというような構想まで考えたところでもあります。それは有機栽培、大芝の肥太くんを使ってやっていこうという、こういった連携をとりながらということを考えましたけれども、なかなか私の力不足で、実践ができなかったということでもあります。

そんな点を考えれば、本当に、今そういう時代になってきたなという思いがありますので、利用調整会議、もう少し回数もふやしたり、メンバーを考えたりということで、うまく連携がとれるようにはしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 今の状況を発展させるということで頑張っていたきたいと思います。

それで、（3）にまいります。

村として、価格差等について大いに助成も考えるべきではないかという立場で私は質問をしたわけでありまして。ただ、当事者に聞きましたら、価格を自分たちのだけ高く買ってこれというものはなかなか難しいということで、これは6次産業化へ向けて、つくり手をふやし、多品目の作付を考えていくという中で、そういう皆さんがまとまって6次産業化の担い手になっていくという場合に、組織づくりだとか、今度は施設づくり、これは製品の加工であったり、1次加工。だから、先ほど出た

のは、これは私も聞いたんですが、まっくんでは大きいやつも何とかカットして貯蔵できないかということでしたが、これは学校給食向けには無理だろうと私は思うんです。ただし、製品加工していく、1次加工するというような立場ならば、地元でたくさんとれたときに、それをまた用途向けにそれぞれ1次加工していく。これを貯蔵しながら安定出荷するというようなことは考えられるというふうに思いますので、先ほど教育長さんも言ったように、学校給食は新鮮なものをその日、その日に供給するのだというのが私も原則だと思います。ここは、やっぱり切り離して、生産されたものをまた有利に販売していくためには、1次加工や製品加工をしていくということが、今後6次産業化、まさに村長もまたブランド化も研究ということですので、大きく野菜をつくっている方は有機栽培というのはとても無理だということも言われております。ですから、本当に有機栽培に取り組むならば、これは希少価値として、少ない量であってもブランド化が逆にできるのではないかと、こんな点も含めて、それぞれの特性を生かした生産をしていくべきだと思います。

そんな点で、6次産業化への中で、生産者からも意見があり、加工施設が必要だ、貯蔵施設が必要だというような場合には、そういう設置に対して、これは農協が主体になるんだろうと私は思いますけれども、そういう場合に行政も支援をしながら立ち上げていくと。立ち上がりについては一定の支援をして、定着するような方向へ導く必要があると思うんですが、そういう点での、これからどうしても加工施設ということが浮上すると思います、いずれにしても。その点については、今から幾つかの想定をしながら、研究はすべきだろうと思いますが、この6次産業化、ブランド化について、少し村長のお考えをお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6次産業化、加工を含めてという御質問であります。

前段の価格差につきましては、村も価格差補填をしております。若干、その話だけさせていただきたいと思います。

みそであります。これは学校給食に使うようにいたしました。これが村の補助金として18万価格差を補填しております。これは、本当に地元でつくった大豆で、地元の皆さんにみそをつくっていただき、学校給食に提供しているということは必要かなというふうに思っております。また、米粉のパンを保育園のおやつに提供する場合には、この米粉に関しても助成を行っておるところであります。私は、村でとれたものを村の皆さんに使って、子供たちに使ってもらう場合は、価格差の補填はやむを得ないと思っております。していくべきだろうというふうに思っておりますので、その点はこれからも続けてまいります。

加工施設の話が出されました。6次産業化を今検討しておりますけれども、私は長いスパンでちょっと考えさせていただきたいということをお願いを、議会も説明申し上げたところでもあります。これは余り急ぐと、なかなかうまくいきません。したがって、少し時間をいただきながら、一つずつ詰めていきたいなという思い

であります。

なぜ、長いスパンということを上げましたかといいますと、これは私の過去の苦い経験の中で、担当課長のときに加工施設から一連の問題に手をつけましたけれども、ちょっと急ぎ過ぎて、うまくいったものが余りありませんでした。自分が村長になったときに、その思いで今の味工房をつくらせていただきましたので、時間をかけて検討していくことは必要かなと思っております。

一番先の提起というのは、やはりまっくんやさいやからもありました。農業委員会の建議の中で、そういった問題が提起されました。本当に野菜をつくって、売れるものは売れるけれども、かなり無駄になってしまうものもあると。それを加工して利用できれば、本当にまだ収益も上がるし、消費者の方も喜んでもらえるんじゃないかというお話の中で考えてきたところであります。

今、1次加工の可能性があります。これは、私は本当に必要だろうなというふうに思います。今、スーパーに行っても、カット野菜がかなり売れているようですので、そういったことを考えれば、1次加工というのは私は必要であるし、可能だというふうに思っております。ただ、これも研究の中で、誰がやるのか、どこが担うのかという。このことは大切というか、重要だな、難しいなというふうに思っております。しかし、そうはいつでも、前に進めていかなければなりませんので、1次加工を含めて、どんな加工品ができるのか、この辺はもう少し時間をいただきたいというふうに思いますし、きっちり仕上げていければいいなという考え方でおります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 大変難しい課題ではありますが、大いに研究を重ねていただくことをお願いして、質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

以上で、本日の一般質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、明日13日の午前9時から一般質問を続けたいといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時13分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 3 月 1 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

6 番 丸 山 豊

5 番 加 藤 泰 久

4 番 小 坂 泰 夫

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年3月13日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。

それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） おはようございます。議席番号6番、丸山豊であります。

東日本大震災から3年が経過いたしました。犠牲になられました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

通告いたしました大項目2点ということでありますけれども、両方とも建設業に関係することを、また入札契約に関係することということでありまして、相互に関連がありますので少し重複するところもあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、第1番目の建設業界の現状と課題についてお願いいたします。

1点目でありますけれども、村の建設業界の現状と今後の公共事業について。

地元の建設業は地域に密着した社会資本整備の担い手であり、村民が安全で安心して快適に暮らせる地域づくりの推進力で、なくてはならない産業であります。我が村の建設業就業人口は、平成17年と22年の国勢調査によれば、就業人口総数の8.2%から6.8%、人数でいえば、603人から518人と減少していますが、地域の経済や雇用の面におきましても、重要な役割を果たしている産業であります。この数字は農業就業人口と比較すれば、ほぼ同じであります。さらに、災害時には緊急対応、復旧対応において、中核的な存在として活動をしておりまして、村民の皆さんの生命と財産を守るために、大きな使命と役割を果たしております。先月の2度にわたる大雪の際にも、除雪等、中心的な役割を果たしていただいたのは御案内のとおりであります。

一方、国、地方自治体における公共事業において、厳しい財政状況の中、小泉政権から民主党政権までは、公共事業費削減が進行していた状況にありましたが、政権交代後は、国土強靱化基本法の成立や公共事業費予算の増額など、建設業界には変化が生じてきています。しかし、長い建設不況で、業界を去られた建設技術者の回帰は望めそうにありませんし、公共事業依存度が高い地方の中小建設業者は、地

域全体の建設投資の大幅な縮小という厳しい状況に直面しているのが現状であります。

本村におきましても、下水道や公共建設物の一部を残し、耐震化が終了してきていますが、人口増対策の整備や公共施設の長寿命化は新たな取り組み材料でもあります。税込、補助金の減少、並びに地方財政計画の縮小などの状況下において、建設業界の現状及び今後の村の公共事業等について、どんな将来展望を持たれているのかお聞かせください。もちろん、国、県事業ほか、民間事業もあるわけですが、地域を支える建設業という意味において、村長の思うところをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えを申し上げます。

建設業界の現状と課題についての村の建設業界の現状と今後の公共事業についての御質問であります。

御指摘もありましたけれども、全国的な建設業界の動向といたしましては、平成19年度までは横ばいで、平成20年からは、民間事業の減少や民主党政権の交代等により公共事業予算の大幅な減少などにより、業界は悪化し、平成23年ごろからは、東日本大震災の復興事業や民間の設備投資の増加などにより、回復傾向があらわれてきております。今後、東京オリンピックを控え、鉄道網や高速道路などのインフラ整備に伴う事業の一層の伸びが予想されていますが、新たな需要に対して人材不足などにより、事業が停滞することが懸念されているところであります。いつときは、大変事業量が減少いたしまして、人員がかなり減ってきております。ここにきて、一気に需要がふえてきておりますけれども、それに対応する人手が足りないという現象が今あらわれてきておるところであります。企業にとっては、需要が増加することは好ましいことではありますが、事業所の従業員が減少している現状で、新たな需要に対して技術者等が不足し、人材確保などによる人件費の高騰が経営を圧迫することなどを懸念しておるところであります。新聞やテレビなどで、たびたび公共事業の入札が不落になったと報道され、建設業界の体力は弱くなってきていると感じております。今後、劇的に改善するということはないと思っております。

さて、村の関係でありますけれども、村の土木事業費につきましては、平成6年から平成16年までの間は、年間約10億円程度で推移をし、その後、減少し、平成25年度の道路、河川、公園、下水道等の工事予算というのは、1億2,570万円となっており、約12%まで減少をしております。これは、あくまで土木関係であります。これの要因といたしましては、下水道事業が一段落したと、これが大きく影響しておるところであります。普通建設事業全体では7億から8億ぐらい、こういったことが新年度予算でも盛り込まれておるところであります。しかし、いつときに比べますと、普通建設事業全体でもかなり減少してきております。

建設業の事業者の数でありますけれども、村政要覧で見ますと、五つの事業所が

減となっております。そして、166人従業員が減となっている、こんな統計も出ておるところでございます。

今後の村の公共事業でありますけれども、補助事業等を最大限に活用しながら、計画的に予算化し、安心安全な村づくりの一環として、道路舗装や橋梁の修繕工事や公園整備事業などの土木事業、そして下水道事業の長寿命化計画、こんなことが主になろうかと思っております。また、同時に、本村の場合は、まだまだ人口増加に対応していかなければなりませんので、保育園や学校等の施設整備も入ってくるというふうに考えております。

3カ年実施計画で見ますと、事業量は増加しております。かなり、普通建設事業の事業量が増加しておりますけれども、財政との関連も考えていかなければならないところでもあります。したがって、投資的事業につきましては、5億円程度が限度であります。そんな推測をしておるところであります。

要因といたしましては、やはり一番大きいのは社会保障費の増であります。扶助費をはじめとする一連のそういったものにかかなり予算が食われていくという状況がこれからも続いてまいりますので、今申し上げましたように、本村の普通建設事業全体では5億円程度で推移をしていかないと、なかなか財政的に大変だという状況であります。

現状につきましては以上であります。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 今の建設業者さんのピーク時というのは、村の建設業者さん、3分の1程度にみんな売り上げが減ってきているという現象であります。これは、今村長が言われたとおり、下水道だとかが非常に大きかったという要因もあるものですから、それが維持されるということは多分ないにしても、安定的に持続できる建設業であってほしいということをお願いしておきたいと思えます。

また後で、いろんなことをお願いするようなお話もさせていただきますけれども、2点目のほうに入らせていただきます。

地元建設業の振興策についてということで。

建設業者としては、建設投資額が縮小しても、地域においては不可欠な産業であることから、企業としての生き残り策を懸命に模索するのでありましょう。そのため、建設業の発展は、一義的には建設業者の直面する課題となるわけですが、行政としては、技術力のある優良な建設業者を失うことは、地域経済の大きな損失であり、また地域の雇用や生活の確保を図ることからも、真剣に取り組む必要がある課題と考えます。かつてのように、仕事が潤沢にあれば問題はないですが、実際は財政面のこともあり、そう簡単にはならないことは誰もが承知しています。

村の中には、安全安心と利便性を求める改良改修、インフラ点検、補修工事等を必要とする箇所は数多くあることから、村では限られた税源の中で、きちんと計画性を持って実行をしています。ただ、投資額の絶対量が縮小傾向であれば、企業の

自助努力を促すための行政責任として、対応策の検討として、建設課、産業課、あるいは他の部署でも、建設業が振興できるような効果的な政策立案できる部署の設置が必要と思うが、御見解をお願いいたします。あわせて、村で対応できる技術者不足対策もお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 建設業の振興策につきましてであります。

御指摘もありましたけれども、建設業が衰退をしていくとか、後退をしていくと、こういうことは地域経済の損失、これはそのとおりでありますし、また一番心配をすることは、災害や今冬のような大雪の除雪対応、本当にこれは心配なところであります。特に災害につきましては、地元建設業の御協力をいただかないと、なかなか乗り切っていくということがありますし、一時的な緊急対応につきましては、どうしても地元業者の皆さんにお願いをしていかなければなりません。そんなことで、大変心配する面もあるところであります。しかし、かといって村の公共事業で建設業界を支える、これは到底無理なことでもあります。事業量減少というようなこと、あるいは財政的な面、こういうことを考えれば、それは大変難しいなというふうに思っております。

したがいまして、地元でできるものはできるだけ地元の業者に発注をしていく。このことは今までもそうしてきましたし、これからもしていきたいというふうに思っております。同時に、建設業界自体も自助努力、今御指摘もありましたけれども、こういったことも必要であるというふうに思っております。いろんな分野、これは大変難しい面もありますけれども、農業関係や林業関係、あるいは海洋関係など、地域に密着した分野に参入をしていただければ一番理想的かなというふうに思っております。異業種へ参入し、成功するには、村単独で取り組むということも大変難しいことでもありますけれども、できる限り業者の自助努力をお願いするところでありますし、村内業者でも福祉分野に参入し、大きく事業展開をしている建設業者もあるわけですので、そういったことにも期待をしておるところであります。

それから、そういったことを支援する組織はどうかというような御質問がありましたけれども、村で単独でその組織というのは、これはちょっと今のところ考えていないところでありますので、建設課や産業課や、そういうところが連携をとりながら、そういったことを支援する体制ができれば一番いいわけでありますので、それらにつきましては、また建設業界から御相談があれば、また対応してまいりたいというふうに思いますし、特に農業関係につきましては、信州大学農学部がありますので、そんなところとプロジェクトを立ち上げながら、研究することも一助かなというふうには考えておるところであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 本来の建設業で生きていけるようにしてあげるのが行政

の役割でもあるとは思っております。全て手伝えということではないんですけれども、もちろん自助努力はしなければいけないんだけれども、行政としてのやらなければいけない仕事というのが十分あると思っております、そういうのの支援事業をやっていただきたいという、政策立案部署をつくったらどうかということをご提案しているわけでありまして。

一昨年の補助金不正のときも、私も政策立案部署を設けてやったらどうかというお話をしたことがありましたけれども、ここ3年ほど、私も議会の中でいろいろお話を聞いていますと、村長は昨日もおっしゃった、6次産業化は真剣に取り組む課題だという発言をされておりますし、また、まっくんファームの存続といいますか、これからの運営についても真剣に取り組んで、どういう将来像を描くかということ、今ビジョンというものもまっくんファームの中には投げかけられております。これらを自分たちでやれといっても、今まっくんファームだとか、6次産業化も自分たちでやれといってもコンサルを入れてきたとか、そんなようなことをやっているわけでありまして、だから建設課の中に、今私は、建設行政の中で応援する、こういう政策を上げたらということを行っているわけじゃなくて、役場の中の組織のどこかに、そういうセクションを設けたらどうかというのを言っているわけであって、だから産業課の問題にしても、建設課にも起こっている、国土交通省の事例も幾つかあるわけなんです、それらを含めて政策立案できる箇所がどうかということでありまして。

通告の文章にも少し記させていただいたんですけれども、建設業と地域の元気回復助成事業であるとか、建設企業の連携によるフロンティア事業だとか、あるいはまた、建設産業の再生と発展のための方策2011、2012というのは出てきているわけでありまして、これらというものを職員皆さんがちゃんと熟知というか、勉強しているかどうかということにもつながってくるわけなんです。だから、こういうことを、これは先ほど出ている産業課に関する話もそうなんですけれども、全てそういうものをひっくるめたところで政策立案部署をつくったらどうかというのを提案しているわけであって、今、私が直接、3年議員として見せていただいたときに、産業課の中で、まっくんファームのこれからの将来像、誰が担当するのかって思ったら、ちょっとどうかなという。みんな、それぞれ忙しい仕事を持ってまして、だから事業化の中では大変じゃないかとか、また建設課、水道課においてもそうなんです。だから、今、国土交通省のお話をしましたけれども、その事例を持ってきて、建設水道課のどなたのところでのこの事業をやらせたらいいのかといたら、ちょっとこれも人材的にも不可能でありましょうしというようなことになります。だから、前回の補助金不正のときの国からとか、そういう政策の中身みたいなものも精査することというのは、どこか重要なそういうものを設ける必要があるんじゃないかということをお話を申し上げているのであって、そこら辺の取り組みというのはどんなふうにお考えになるかということでありまして。

一昨年前のときの話は、村長はちょっと検討してみたいということと、もう一つは小規模の村だからということで、そんなにいろいろ広げられないというような回答があったと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 役場全体にかかわる問題であります。建設業のみならず、全体的な分野にかかわってくる問題であります。

私自身が一番感じておるのは、政策立案の分野は、それぞれ担当課でできるものはやっておりますし、総枠は総務課の企画係という係りも設けておるところであります。しかし、なかなか細かい分野につきましては、担当課でないとわからない部分があるところでもあります。しかし、本村で、やはり一番これから真剣に取り組んでいかなければならない分野は、それぞれの課にまたがるいろんな事業が今出てきているわけでありますので、それらを統括していくことも真剣に考えていかなければならないなというふうに思っておるところであります。そういった組織といいますか、今ある組織をどう充実させていくかといったことを含めて検討していく必要性は感じております。これは、早急にやっていきたいと思っておりますけれども、職員数との問題、これもかなりあるわけであります。それぞれの担当課で対応をしながら、そういったことをきめ細かに目を通していく部署という、この必要性を私は一番感じておりますので、何とかそういった方向へ持っていければということをおもっております。早急といいますか、期間はちょっといただきたいと思っておりますけれども、そういったものはやっていきたいという、これはそういう気持ちでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

本村の場合、人口はふえている割に、職員数はふやしてこなかったという、これも私も反省をしておるところであります。後の議員の質問にもありますけれども、統計的に若干過去を振り返ってみましたら、人口8,000人ちょっとの時代が、総職員数が122人でありました。人口1万5,000人の今は139人でありますので、人口倍近くになっても職員数は十何人しかふえていないという現状、その中で、またさらに地方分権がかなり進んできております。そういったところにもう少し目を配ればよかったのかなというふうには感じておるところでありますので、必要性は十分わかっておりますし、私も一番そこを強化しなければならないところだと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

前回のときも、企画係が政策の中心のところだと、中枢のところだという話もいただきましたけれども、今、企画係の方もそれぞれ5次の策定とか、策定のもとをつくるのが仕事でやっております、それを具現化するのはやっぱりどこかという話になってきて、だから、それが各課へおりにいくというのが今の姿だろうと思

ますけれども、余りにも多様化している今の中身でございますので、それなりのことが必要だと思います。

それと、ちょっと1点、技術者不足対策ということについてのお答えがちょっと聞けなかったものですから、もしわかるようでしたら。

どういふことかといいますと、国とか、県では、現場代理人だとか、主任技術者、こういう方たちが、現場代理人だったら現場に1人常駐しなさいというルールというか、約款があるわけなんですけれども、そういうのがちゃんと緩和されてきているということに対して、村はどう考えているかということをお尋ねいたしますけれども。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） その件につきまして、基本的には品確法とかの絡みでいけば、一現場一監督員ということをお願いしたいところではございますけれども、そうはいっても、それを厳格にというか、そのとおりに行いますと工事が回らないという現実だと思います。したがって、全く工期というか、工程的に重なる部分で兼ねられる分については、賛成できませんけれども、工程的に、要するに併任しても大丈夫と、現場は回るということであれば、そのような形で運用をしていきたいと、そのようにすることが工事を順調に進めることだというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） わかりました。ありがとうございました。

次の大きな項目の2点のほうへ進みたいと思います。

公共工事の入札契約適正化法に関することについてと、それからもう一つは、公共事業の円滑な施工確保対策というのが2月に出されておりますので、それに関係することとして幾つかお尋ねいたします。

1点目なんですけれども、25年の公共事業の入札結果等についてということ。

年が明けてから、建設関係者から入札不調の話を伺いました。村のホームページはよく見るわけですが、入札契約関係には結構多くのことが掲載されているのには感心いたしました。もう少し項目が整理できればなお結構だと思います。入札結果についてですが、2月6日入札日までに不落件数16件、不調1件とのことであり、昨年度とほぼ同数であります。受注者側の積算と合致しないため落札とならないわけで、このことは両者において積算の信用性が問われることであり、単価や経費の違いなど、数量については質問回答書にて処理が可能であるわけですが、これらのことについて原因の追及、検証がされているのかどうかお伺いいたします。

土木と建築では、内容が大分異なると思います。土木については公共の単価があり、また公表もされておりますので、入札者は同じ条件で見積もりすることが可能であります。建築については、細心の注意を払っていただかなければと思いますがいかがでしょうか。

建築は職員でなく、委託した設計者がそれぞれ積算していますので、単価とか、考え方が違うことが考えられます。提出された成果品の設計書の調査は大丈夫か、単価見直しはできているかなど、検収方法を伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 公共工事の入札結果であります。

今、議員御指摘もありましたけれども、平成25年度の2月末までの結果、入札件数は99件であります。そのうち、落札が82件、不落・不調が17件ということで、不落・不調がかなり多くなってきておるところであります。

この原因でありますけれども、一つには村の入札の制度といいますか、これが、かつてはほとんどが指名競争入札ということで行っておりましたけれども、今はそのほとんどが制限つき一般競争入札、これに切りかわったことが一番大きいのかなというふうに思っております。指名競争入札では、2回まで札を入れることができたわけでありまして、一般競争入札は1回の応札ということであり、不落になる率も、こういったことも高くなっている要因であるというふうに考えておるところであります。しかし、不落につきましては、内容を精査しながら、再度、入札に付しております。案件、案件につきまして、設計業者とともに検証を行い、不備があれば、当然設計内容を変更して、再度、入札に付しておるのが実態であります。

ただ、建築につきましては、専門業者にお任せをしております。職員にその能力というのはちょっと不可能でありますので、設計業者に請け負っていただいております。設計業者につきましては、その道の専門家でありますので、当然、単価等につきましては把握をしており、適正な見積もりをいただいていると思っております。単価差、工事内訳書等も出してもらっておりますので、そういった単価差につきましては、大きな開きがある場合には調査を行い、原因がはっきりすれば、内容変更等も行っておるところであります。

土木関係につきましては、公共単価というのがありますので、そうはいつでも、そうは変わらないだろうというふうには思っておるところでございます。

同時に、一番は、今不落・不調、入札の制度自体の問題もありますけれども、やはり一気にここに来て工事が出てきたということ、受け切れないという部分と、それから資材がかなり高騰、期間によってどんどん上がってきておりますので、そういった分野も影響をしているのかなと思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 入札制度の違いということでの影響は、私個人的には、もうそんなになれてきたものですから、業者さんも、余り影響は出ていないと思っております。ただ、設計の内容というか、村長が言われたように、専門業者というか、役場の職員ではもう不可能だからというお話でありましたけれども、実は設

計は確かにできないと思います。しかし、入札に付すときの設計書の中身ぐらいは幾らかでもチェックしないと、設計の業者さんが全て100%合っているとはとても思えませんし、私も経験的にはそういうことを思っておりますので、誰かがチェックしなければまずいんじゃないかということは、本来ならば、もうちょっと前の段階からその話はしなければいけなかったかもしれませんが、今は入札のところのレベルで私は今伺っています。

実は、3年前、私が議員になったときから、この話は指摘させていただいているんですけども、徐々にあのときも提案はさせていただいたんですけども、土木の幾らかでもわかる担当者に設計書を、大きな金額のところでも見てもらったらどうだという話をしてきたんです。だから、どうも、今ここに来て、いろんな話を聞く中でも、ほとんど設計業者さんから出てきた数字が、そのまま入札に付されているんじゃないかということを今伺っているわけなんですけれども、実際に幾つかの内訳書の中で、入札のときに出していただきますから確認できるわけなんです、役場のほうとしては。だから、どこが違うかという大きなところだとか、違いの大きいところ、あるいは設計書の中で一番金額をのすところとかいうところの単価ぐらいのチェックというのは、別に教育委員会だとか、子育て支援課の中の担当者がわからなくても、土木の担当者のところに行って、この単価どうなんだということを確認するとか、そのぐらいのことはやってもらったっていいんじゃないかというのは、私がちょっと最近、今いろいろ思ったところなんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員が精通をしている職員ばかりではありません。村の職員の性格上からいけば、一般行政職という職で採用され、長くても4年か5年ぐらいで異動をすると。現場担当の職員につきましては、できるだけそういった期間を長くとることが必要なというふうに思っております。

確認をとということでもあります。あとの部分、単価差が大きいところは、不落になった部分は常にチェックをしておるところであります。事前のチェックというのは必要である。このことは御指摘のとおりであります。そういう体制がとれば一番いいわけでありますので、その辺は体制づくりをしていかなければというふうには考えております。そのために、昨年の4月に一定のそういった精通をした職員をお願いしたところでもありますので、そういった努力は認めていただきたいと。さらに、その内容をどう高めていくかということは、全体の職員体制の問題もありますので、また考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ぜひ、そんなようなシステムに持って行っていただければと思います。

設計事務所の話にちょっとなりますけれども、設計事務所がやっぱりいろんな設計書を持ってくると、南原の保育園だとか、たまたま田畑の公民館だとか、いろんな現場がありました。だから、設計事務所がそれぞれみんな違っております。今、ここ役場の庁舎も今やっておりますけれども、これも違っております。こういうところで、本来ならば、単価そのものというのは同じものであれば、仕様であれば、同じ単価になってしかるべき、同じ時期であればしかるべきものだと思うんだけど、そこら辺のところは、ぜひ今後チェックの中で確認していただきたいと思います。

次のほうへ行かせていただきます。

2番目のほうで、平均落札率等についてということで上げさせていただきました。

落札額について、23年度から資料を担当課からいただきました。最低制限価格の導入もあったせいか、上昇傾向を示しています。ただし、予定価格が積算されていれば、利潤を含んだ設計書となっていますので、厳しい建設業界においても、品質の確保と少しでも利潤の上がる仕事をしていただくことは大事なことでと考えます。豊富な仕事量に支えられていたときならば、設計額と予定額のある程度の端数調整は理解するところですが、公共工事の入札契約の適正化指針においても、公正な競争の促進という措置として、財務規則の取引実例価格等を考慮による市場価格の採用や建設業の健全な発達のためにも、端数調整は行わないとすることが強く指摘されていますので、この現下においては設計額と予定額の差を最小限の端数調整でお願いしたいものです。お考えをお願いいたします。

建設産業の給与水準が全産業平均を大きく下回っていることで、数年前から労務単価、資機材単価が上昇し、平成25年の公共単価の普通作業員労務単価は、2月より1万5,700円から1万7,100円に、8.2%のアップです。アップせざる得ない理由を理解していただきたいと思います。

その後、インフレスライド条項と特別措置についてもお聞きいたしますけれども、インフレスライド条項は対象となる現場はありませんが、特例措置の現場が何件であって、この取り扱いをどうされるのか、一緒にお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 平均落札率関係の御質問でございます。

議員が言われますとおり、業者にとっては、これは利潤が出ないと、なかなか請け負ってもらえないということ。発注側の村といたしましては、できるだけ安く請け負ってもらいたいなという、このことは差があるわけでありまして、発注側の村は、これは村民の皆さんの税金でいろんな工事の関係を支払っていかねばなりませんので、できるだけ、できる限りそういった面では安くしていただければありがたいなという思いもあるところでもあります。しかし、利潤が出なければ、なかなか請け負ってもらえないということでもありますので、その辺は考えていく必要があるというふうに思います。

予定価格の設定につきましては、予算執行者、ほとんどが私か副村長になるわけでありまして、これは経済状況や業界の現状等々も勘案をしながらつくっておるところであります。したがって、予定価格に対する請負率は年々高くなってきております。25年度は93.3%ということでありまして、前年に比べると上がってきて、24年度が予定価格に対する請負率が87.3%でありますので、かなり上がってきております。これは、業者の皆さんの見積もりもよりの確になされてきている結果かなというふうに思っておるところであります。したがって、予定価格をつくる上では、その辺は考慮してつくっておりますけれども、税金でありますので、その辺もぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

この問題につきましては、過去の議会でも、かなり逆の面からの御指摘もいただいたわけでありまして、少し予定価格を厳しくなるといふ質問もいただいたところでもありますけれども、しかし、今の状況を考えますと、それは余り厳しくというわけにはいかないだろうなというふうに思っております。

御質問のとおり、設計額は公共単価等々、あるいは実勢単価等々で設計されますので、設計額イコール予定価格というのには、これは本来の考え方だろうというふうには思っておりますけれども、そうはいつても、村民の税金をどう有効に使っていくかという観点から、若干のそれは予定価格で調整はさせていただいておることでもあります。その辺はぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

その予定価格が、私自身が厳しいかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、状況の勘案はしておりますのでお願いいたします。

スライド条項の関係であります。特例措置内の内容に合致するものであれば、これは協議に応じていく。この必要はありますので、そう考えております。ただ、これが該当するものがあるかどうかは建設水道課長のほうから答弁をいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 今、建設水道課で発注しているものにつきましては、工期が長期にわたるものは特にはございません。ということは、長期にわたらないというところは、当初設計をかけた単価のその金額でほぼ工事が進んでいるんだろなというふうに考えております。当然、スライド条項によりまして単価が大きく変わっていったら、業者の申し出により当然に応じていくということで今考えております。ですので、該当する件数としては今、こちらで把握しているものはなしということで考えております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） インフレスライド条項のほうは多分ないと思います。だから、特例措置についてどうなのかというのを土木と建築のほうで、今、対象件数をお聞きしたいなと思って質問したわけなんですけれども。だから、2月1日が非常に関係してくるわけであって、2月1日以前でも、工事が始まったのが2月に入ってから工事が始まったというのは特例措置として単価の変更が認められるという、

こういう特例措置になっているやつでありますので、2月以降に発注したものは当然、新しい新単価でやるものですから、だけど、新単価に間に合わない1月のうちに設計書ができて、その場合は2月前に単価になりますので、それは2月以降の単価に変更ができますよという特例措置があるわけなんだけれども、その研修会だか、何かも受けておられるわけだと思っただけけれど、それ対象がないというのも、私も入札の結果を幾つか見ておるわけなんだけれども、対象はありませんか。建築の中でもないですか。なければ結構ですけども。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 済みません。建設関係というか、建築関係につきましては、建設水道課のほうでは直接の発注がありませんので把握はしておりませんが、土木関係、確かに1月段階での設計積算に基づく工事の発注で工事が続いているものはございます。ただ、その単価契約の見直しをするかどうかについては、今のところまだやっていないというところが現状です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） こういう建設業界の危機的な状況であるということはよく理解した上で対応していただきたいと思います。今、それ以上のことはちょっと申し上げません。

次の、それじゃあ時間ありませんので、3番目のほうへちょっと移らせていただきます。

対象件数云々については、ちょっと調べておいてください。それで、やるか、やらないか、取り扱いをどうするかということも検討しておいてください。

入札契約に係る情報の公表についてということをお願いいたします。

公共工事の入札契約の促進に関する法律が施行されてから十数年が経過しています。この法律は、国とか、地方公共団体の発注者全体を通じて、入札契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を目的として、全ての発注者の義務づける事項として毎年度発注見通しの公表、入札契約にかかわる情報の公表などが定められています。村の公表状況はどんな様子かお伺いいたします。お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 情報の公表であります。

毎年年度当初に予定価格250万以上の公共工事の発注は、村のホームページで公表しておるところであります。しかし、この中に、大変申しわけないわけでありますけれども、それ以降の変更や追加等については公表ができていないところありますので、これは公表していくようにいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 発注の見通しだけじゃなくて、ほかのものも公表がいつ

ばいあるわけなんです。特に、入札の経過等の公表についてはどんなふうにされているのかお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 入札の公表。

6 番（丸山 豊） 入札の契約の中身が公表されておると思うんですけども、先日、私はちょっと伺って、いろいろ聞いたときに、閲覧室にみんな置いてあるというお話を聞きました。ホームページを見ても、本来ならば、先ほどの、今村長に答えていただいた発注見通しから、それから、どなたが入札して、どんな札を、金額を入れて、それがどうだったかというところまでみんな公表するというになっているわけなんです。それが、ホームページには載っていないんじゃないかということをお前は今ちょっとお聞きしているんですけども。

財務課長（山崎 久雄） 済みません。

今、村長のほうからもお答えいたしました当初の予定については、ホームページのほうに載せさせていただいております。それから、あと補正予算とか等でまた新たに出てきたもの、あと工事の内容がちょっと変更になったようなもの等々につきましては、大変申しわけないわけですが、変更等についてホームページでまた、再度掲載をしていません。そんなところは大変申しわけないわけですが、今後は変更等は載せていきたいと思っております。

それから、あと入札の結果については、うちは入札が終了した段階でホームページに結果等を、こちらとしては内容等について掲載しているというように考えておりますが、不足するようなどころがあるということでもありますか、内容等について。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 入札の結果のところだけは、どなたがとったかというところまでしか載ってないんです。だから、どういう方たちが参加したというところまで載せなければまずいんじゃないかということをお前は言っているわけ。入札の公表ってみんなそういうものだと思うんですけども。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 大変済みません。

確かに、うちの公表結果では業者の参加者数しか載っておりません。御指摘がありましたとおり、今後はそのような細かいところにも配慮をして、載せていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） それから、これ、工期のことなんですけれども、少し工期のことをちょっと、私、ちょっと時間のこともあって読まなかったんですけども、工期が第四四半期というのが大分、発注見通しの中ではゼロだったんですけども、その後、幾つも今、第四四半期になって相当量が発注されているという状況について、何かこの時期にずれ込んだ理由というのは全体的にどういう理由が主だ

ったんですが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 一般的な話として申し上げますので、なかなか工事発注までには時間がかかる部分というのがあります。地権者の交渉や、あるいは関係者への交渉だとか、いろんな面があるわけでありまして、なかなか予定どおりには進まないという。これは御理解をお願いしたいというふうに思っております。

一番いいのは、一年目に設計をして、ある程度いろんな方との調整ができれば一番いいわけでありまして、設計工事、同一年度でありますと、どうしてもそういったことが関係をしてまいります。したがって、この辺はできる限りそういった方法がとれればと思っておりますが、なかなか予定どおりにはいかないという、このことはそんな御理解をお願いしたいと思います。これも職員体制の問題も大きいところであります。したがって、また臨時議会をお願いしながら、繰越明許の議決もいただければなりませんけれども、かなり数多くの繰越明許が出る予定であります。この大雪のせいもありますけれども、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 今、大雪の影響でということちょっとお尋ねしようと思ったんですけれども、大型工事が、ちょっと目につくところがここの役場の庁舎のところだとか、あと田畑の公民館とか、幾つかあるわけなんですけれども、大きなところでは工期内に終わらせられるそうですか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大規模工事につきましては、田畑の公民館は3月27日だと思いましたが、私も行って検査をする、検査というか見るということになっております。役場の庁舎も、私は心配しておりますけれども、業者との調整の中では年度内に完成するというようになっておりますので、そこはちょっと厳しいかなという面もありますけれども、そういうことでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ここの役場のところなんか、少し見させていただきまして、着工が非常に、何か遅かったんじゃないかなという、そんなような認識もしていますので、施工管理をどなたがやっているかちょっとわかりませんが、そういうところをしっかりと管理というか、監督していただいて、工期に間に合わせるようにしていただきたいと思っております。

答えだけで結構です。次の質問にちょっとお答えください。

社会保険等の未加入企業という話が今話題に盛んになっておりますけれども、役場の中では、この建設業者さんの社会保険等の未加入企業というのは把握しておら

れるかどうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 未加入業者につきましては、経営審査事項の結果通知書は添付されていますので確認はできます。しかし、必要性は理解しておりますけれども、なかなか法的な義務づけが行われていないということでもありますので、そのことによって云々ということは今のところはしていないということでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ルール的には29年度から義務づけられるのかなというような、そんなような情報をいただいておりますけれども、またちょっとほかに、この件を入札契約の事後審査基準の対象にされるかどうかというのを最後にちょっと1点お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 現在のところは、例えば県だとか、そういうところがそういうことをしていませんので、今のところは考えてはいませんけれど、今後はそういう状況が出てくれば検討することだと思います。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

やっぱり、こういうことをきちんとしていかないと、余計この業界というのが、建設業界というのが少し、余り認めていただけないようなことになりますので、ぜひ行政のほうからも積極的にそこら辺のところを指導していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

次に、5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 議席番号5番、加藤泰久です。

通告どおり、4件の質問をいたします。

今回の大雪の除雪の反省と対策について質問いたします。

昨日、同僚議員の質問がありましたので、重複する部分においては省略させていただきます。

今回の降雪は想定外であり、十数年ぶりの大雪となりました。土曜、日曜と2回の大雪で、村民の皆さんも除雪に大変苦勞なされ、また村の農業用ハウス等農業施設においても、被害が少なかったことが不幸中の幸いでございました。昨年設立した除雪ボランティアも108名の登録となり、すばらしい組織づくりができたこと、また今回も活動され、地域の皆様より感謝された、また高く評価されております。

今回の豪雪は、土曜、日曜日であり、通学、通勤には影響が少なかったわけですが、これが平日の降雪であったならば大変でなかったかと思われま。区長さんが要請されて、出動された除雪ボランティアですが、大雪のため、早い時期

から2度、3度除雪してくれた方もおります。特別の手当等の配慮も考えていただければと思うところがございます。風も強く、吹きだまりができ、対応が大変だったと思われております。5センチか30センチぐらいまでなら対応ができるかと思いますが、今回のような豪雪では、除雪事故、死亡事故等もありましたけれども、限界ではないかと思われております。

村道を担当する委託業者も一生懸命対応していただきましたが、いずれにしても豪雪でありましたので、時間等がかかったわけでございます。今回のような豪雪の場合は、協力業者が必要じゃないかと。また、建設、水道等の会社にも要請があったようございますが、今後は協力体制の依頼や連絡網づくりが必要かと思われま。生活道路や緊急性のある除雪が終わった後、1日後でもよいのですが、二次的な除雪、つまり道路幅の拡幅や道路幅の確保や余った余分な雪の運搬等についても、業者に対応を要請する必要があるんじゃないかと思えます。

区長を中心とした地域除雪に、除雪ボランティアが、または組長、近所の皆さん等、除雪での協同・共助の心が大変必要さを強く感じたところでもあります。このような豪雪による村行政、地域行政、業者、除雪ボランティア、住民の連携をどうつくっていくかが課題と思われまますが、村長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めま。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答え申し上げます。

大雪の除雪につきまして、反省と対策という御質問でございます。

何人かの議員からも御質問をいただいております。

ことしの雪につきましては、申し上げておりますとおり、記録的な本当に大雪であったということでもあります。幸い、土日、土日という状況で、これが平日であったら、なお大変だったろうなという思いがしたところがございます。

そういった中で、昨年末に構築をいたしました除雪ボランティアの皆さん、108名の登録がありましたけれども、その皆さんに本当に精力的に御協力をいただけたというふうに思っております。村で指定をしてあります業者につきましては、指定をされた村道を中心にお願いをしておりますので、なかなかほかの生活道路まで手が回らないという状況であります。したがいまして、この除雪ボランティアの皆さんに精力的に除雪をお願いした結果、かなりきめ細かな除雪ができたというふうに考えておると思っております。その要因といいますか、できたと思っている部分につきましては、通常年と比べますと、かなり苦情の電話が少なかったということを見ても、本当にこの組織が機能したんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

ただ、全てをとというわけにはまいりませんので、これは村民の皆さんの御協力が不可欠であるというふうに思っております。この辺は周知をこれからもしていきたいというふうに思います。ただ、今、本当に忙しい世の中になってまいりましたの

で、なかなかみんな、総出で除雪をするということは困難でありますし、またことしのような大雪につきましては、手で作業というのは本当に大変な作業となります。したがって、除雪ボランティア、今年度つくったばかりでありますので、これから、その問題や反省点を踏まえ、さらに充実をさせていきたいというふうを考えておるところであります。

村内の建設業者をはじめ、あらゆる業者につきましては、連絡体制等々も整えてありますし、協力もお願いしてありますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

記録的な大雪になりますと、行政での対応というのは限界があります。その中で、どう乗り切っていくか、このことはこれからの検討課題だなというふうに思います。

また、後で除雪も必要だというお話がありましたけれども、それは順次やっておりますので、その辺も御理解をお願いしたいというふうに思います。

特別な手当のお話もございましたけれども、ことしは初年度ということですので、1,000円と1,500円という1時間の規定の中でそれぞれお支払いをしていくということになっておりますので、その辺は考えていないところあります。この辺もまた、それぞれ皆さんの御意見をお聞きしながらというふうには考えておりますけれども、あくまでも有償除雪ボランティアということですので、1時間1,000円、1時間1,500円、機械を持っている方ですか、その単価が適正かどうかというのは、これはいろんな御意見があろうかと思っておりますけれども、私はその額でお願いをしていきたいというふうに思っております。

地域、地域のいろんな状況があります。各区の区長さんの御配慮や御努力、こういったことによりまして、本当に苦情が少なかったということだけは事実でございますので、この除雪ボランティア組織が大きな効果があったと、私自身は思っておりますのでございます。

各市町村の一般質問も始まって、いろんな問題、この大雪に関する質問も出ておりますけれども、区に対する、そういった部分はどうかなんていう御質問が出ております。それは各地区でというような、そんな答弁になっておる面もありますけれども、そういったことを考えれば、うちの除雪ボランティア組織というのは先進的な組織ではないのかなという思いがしておるところであります。さらに充実していくようには検討してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 他地区に先駆けたすばらしい組織ができたということで、ますますの充実を希望するところありますし、昨日の話の中でも、きょう、区長会があるということでございますので、地域において陣頭指揮をとった実務の区長さんからは、それぞれのまた御意見が出るかと思っておりますので、その辺の意見を酌んだ中で、また今後の対応、課題としていただければ幸いです。

続きまして、ふるさと納税について質問をいたします。

ふるさと納税が話題になっておりまして、先日、テレビで放映されたのを私は見たところでございますが、1万の納税で2,000円相当の郷土の特産品をお礼として送られるというようなことを見ておりました。しかし、それも今、大変エスカレートして、3,000円、4,000円、最高では5,000円相当の特産品を送るというような話も出ておりました。

本村においては、ふるさと納税が何件ぐらいで、またそれに対するお礼と申しますか、納税謝礼をどんなものを幾らくらいで送っているかというようなことをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税につきましてもの御質問でございます。

この制度につきましては、平成20年度から始まりまして。今までの実績で申し上げますと、平成20年度から24年度までですが、寄附していただいた方の人数は年によってばらつきがあります。少ない年で7人、多い年で21人となっております。金額では、少ない年が12万円、多い年は41万円ほどとなっております。これは過去の実績ということでございます。また、村から他町村への寄附をされた方が、震災の関係もありますので、これはかなり多くなってきております。多い年では30人の方が240万円ほどの寄附をされております。

過去にも御質問をいただきまして、内容を充実すべきではないかというような御意見をいただいております。平成25年度であります。ことしの1月から寄附をされた方へお礼としてお送りする特産品について、見本写真をホームページに掲載し、寄附をされた方が特産品を選択できるようにさせていただきました。これはリニューアルをして、そういうふうな制度としてしたところであります。また、申込方法につきましても、今までは申込書を郵送やファクスでお願いしておりましたけれども、ホームページから直接申し込みができるよう簡素化を図ったところであります。したがって、それから2カ月余りでありますけれども、2月だけでも6人から寄附をいただいたところでございます。平成25年度は、2月末までで24人から92万円の寄附をいただいた結果となっております。結果を見ましても、ホームページの内容をリニューアルした効果が出てきているのかなというふうに思っております。

お礼の特産品の額等につきましては、財務課長のほうから答弁申し上げます。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、お礼の品等のことについてであります。金額的には今までも同じですが、1万円相当で3,000円から3,500円程度のお礼をさせていただいております。それから、今村長のほうからも答弁ありましたけれども、今回、写真でホームページに載せたということで、その中でも、1万円で9種類ぐらいの特産品を載せてありますが、3,000円から3,500円程度のものをお礼としてお

返しするということ、それからそれ以上になりますと、その中から2点を選べるとか、そういう方法で掲載をしております。現在、そういう方法でやっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明もありましたように、村外で活躍してる方、またホームページを見られた方、特産品を希望する方に納税していただくことは金額の問題ではなく、本村とのつながりを大切に、本村をアピールしていくことが大切と思いますが、今後の取り組みについて伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税制度につきましては、賛否両論があるところでもあります。これは、加藤議員に御指摘をいただいたとおりであります。近年では、自治体が特産品の豪華さを競い、それにより特典目的の寄附がふえるなど、地域を応援する制度の趣旨から少し外れているんじゃないかなというような面も見受けられるところでもあります。しかし、制度は制度としてありますので、村もこの1月からリニューアルをしながら、いろんな取り組みをしておるところでありますので、当分はちょっと様子を見ていきたいと考えておるところであります。

ふるさと納税につきましては、ふるさとを応援したいという、私はこのことが本来の趣旨であるというふうに思っております。本村の場合には、ここをふるさととする皆さんよりも、違うところをふるさととしている皆さんの人口のほうが圧倒的に多いわけでございます。6,000人対9,000人、このぐらいの割合になるのかなと。南箕輪村をふるさととしている皆さん、この40年間では6,000人ぐらいであります。転入した皆さんが9,000人ということでありますので、そういったことを考えれば、なかなか本村の場合は難しいのかなという面もあります。しかし、制度としてありますので、内容を充実しながら、できる限り村をPRできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 南箕輪にも、お米をはじめ、農産物それぞれのすばらしい特産品がありますので、そこらも紹介を兼ねて、今後やっていっていただければありがたいところがございます。

続きまして、中学校の朝練原則廃止の対応ということで質問いたしますが、前日の同僚議員からの質問があり、教育委員長からの本村の方針がわかりました。一部わかったところがございます。ですので、あとお聞きしたい点について質問をいたします。

今回の県教委からの早朝練習原則廃止の提示があつてから、生徒にはどのような反応があつたのか、どのように考えているのか、生徒の意見を聞いたかお聞きしたいところがございます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議席番号5番、加藤泰久議員から、中学校の朝練原則廃止の対応、また生徒の考え等についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

もう新聞紙上で御存じのことと思います。24年の12月の信毎等々でも生徒の声とか、指導者の声とか、保護者の声等々が載せてありました。

南箕輪中学校におきましては、朝の部活動につきまして、生徒全員にアンケートをとったわけではございませんが、顧問の先生を通じて、また担任の先生を通じて、無作為に意見を出していただいた結果でございますけれども、朝の部活動はあったほうが良いとする意見が大部分でありました。その中で、朝の部活動はあったほうが良いけれども、配慮もあったほうが良いと、そういう意見も一部にありました。よって、否定的な意見というものは全くありませんでした。あったほうが良いとする意見の中では、短時間ではあるけれども、基礎練習を行うこともできるし、体力もつくというふうに考えている。朝の部活動をすることで、一日が始まるという気持ちになり、やる気が出てくる。放課後の部活動でできない冬期間、これは朝の練習が必要である。朝早く起きることが習慣化されている。また、一日の生活のリズムと意識が持てる。こういう意見がありました。配慮があったほうが良いとする意見としては、朝の部活動は自主練習としたほうが良いのではないかという意見とか、勉強時間が減って、学力が低下するようであれば、やらないほうが良いと、こんな意見も出されております。これらの意見を聞き、学校内では、部活動プロジェクト会議というものを開き、検討を重ねてきております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） ただいまもありましたように、新聞等で県教委の意見が出されて、学力向上に向けて、授業に差しさわりがあるような朝練の廃止をするようにというふうに書いてあるように私は受け取りました。ただいま行われております朝練、また部活動が、県教委によっては軽視されているのではないかというようなふうを受け取れました。学力向上授業の点数制度を重視するような、ただいまの方針の中で、部活は生徒自身が選択し、自分の希望する部活動をすることで、生徒の自主性を育て、仲間づくりや友達づくり、授業以外の重要な時間と考えております。廃止とちょっと違ってきますが、この部活によって、体力、精神力、また文化、音楽等の個人の個性を育てる大切な時間であると思われまます。指導者の責任問題や指導時間等の問題はあるかと思いますが、部活動に十分な時間を使うことを希望するところでございます。廃止とちょっと違ってきますが、部活動を充実してほしいという希望も込めてのお話でありますので、ちょっとその答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今の御質問に対してお答えになるかどうか、ちょっと疑問ではございますけれども、中学校の部活動については昨日もお話ししましたように、朝につきましては7時半から7時55分までの25分間であるということ。この練習につきましては、一日の練習時間も近隣の学校と比べて少ない状況であるということはお話ししました。

中学校では、部活動プロジェクト会議で検討を重ねてきた結果、次のように教育委員会のほうに報告がありました。朝の部活動は今までどおりとし、活動内容に関しては各部単位に任せる。朝、開始時間を7時半とすると、これも言いました、昨日。そんなようなことがありまして、教育委員会を2月27日に開催した、その中におきましては、中学校で検討してきた最終報告を尊重するというようにしております。

私個人的には、今の議員さんがおっしゃったことのようなふうに考えておりますが、朝練習を全体的に制限することは、果たしていかがなものかなど。県から決められた方針に従ってやるよりも、私は個人的には、自分たちで考えて、選んでいくということのほうが、教育的な意義が大きいのではないかなと思います。そんなことで、できる範囲のことで、南箕輪中学校の部活動に対しては、今までどおりに進めていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 教育委員長もそのように言っていただいて、安心したところでございます。ますます中学校でも、生徒個人の個性を伸ばすような教育を心がけていていただきたい、うれしいかと思っております。

続きまして、大芝プールの跡地利用について質問をいたします。

大芝プールが老朽化で取り壊しが決定しましたが、このスペースをどのように活用していくのかということでございます。

大芝には、野球場、陸上競技場、テニス場等のスポーツ施設は大変充実しております。また、高齢者にマレット、ゲートボール場等の施設があり、近隣の地域や村民の方々の多くが利用されております。この現在のプールの跡地横には、幼児用のプールがあり、夏には多くの親子でにぎわうところでございます。この跡地に、幼児用遊具等を用意し、親子で楽しめるゾーンにしてはいかがかと思うところであります。まだまだ先のことでありますが、多くの村民の提案や希望を聞き、大芝の活性化を望むところでございますが、御意見をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝高原のプールの跡地利用の御質問でございます。

50メートルプール廃止ということで、去年から使っていないところであります。その跡地を幼児用プール、さらに充実をしてはという御質問だというふうに思います。

大芝高原全体の計画といいますか、リニューアルにつきましては、平成26年度当

初予算にも事業費1,100万をお願いして、国の補助事業で、さまざまな施設をリニューアルできればということで、計画づくりの予算化をお願いしたところであります。大芝高原内には、プールのほかに屋内運動場やテニスコートや野球場やトイレ、さまざまな施設がありますので、更新や修繕などの整備が今必要となってきました。平成26年度に公園の長寿命化計画を策定し、平成27年度から、その補助事業を活用しながら、計画的に修繕や更新を実施してまいりたいというふうに考えております。幼児用のプール、あるいはプールの管理棟等につきましても、機能強化をしていく必要もあるというふうに考えておりますので、そういった中で、あわせて検討ができればというふうに思います。

ただ、50メートルプールにつきましては、駐車場用地にしていくということで、以前からお話を申し上げてきたところであります。大芝公園につきましては、各種団体のスポーツ大会やイベントが数多く開催され、駐車場が不足しておるという状況にあるわけでありまして、大会がありますと、味工房前の駐車所が満杯となりまして、あそこに来たお客様からかなりの苦情をいただいております。したがって、駐車場スペースをできるだけ広くとってまいりたいというふうに考えておるところであります。50メートルプールにつきましては、駐車場として利用していきたいという考え方であります。

この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、公園の長寿命化計画の中で、補助事業として27年度に実施ができればというふうに考えておるところであります。それとは別に、さまざまな今施設のリニューアルもしていかなければなりません。例えば、屋内運動場もかなり古くなってきております。テニスコートにつきましても芝というような要望もかなりあるところであります。野球場も古くなってきております。また、トイレにつきましても、公共下水道へのつなぎ込みというのが必要になってきております。そういった面、さまざまなことを検討しながら、この公園の計画をつくっていきたくて思っております。その中で幼児用プールをどうするのか、こういったことも補助事業で充実ができれば、本当に理想的でありますし、いいなというふうに思っております。その中で、十分検討はしてまいります。また、大芝高原には、数多くの遊具等もあるわけでありまして、アスレチックをはじめ。そういったことも、こういった事業の中で充実ができていけば一番いいわけありますので、その辺も踏まえて、全体的な計画をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、そんな御理解をお願いいたします。

ただ、プールにつきましては、費用対効果を考えますと、本当に難しい事業であります。お金がかかりますけれども、なかなかその収益というのは期待できないところがございます。しかし、村民や、あるいは集客といいますか、交流の場としては必要な施設でありますので、幼児用プールにつきましてはその時点でまた考えていきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 幼児から高齢者まで、みんなに楽しんでいただける大芝高原で、ますます活性化されるように努力することを希望して、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまより10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時45分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

その前に、先ほどの6番、丸山議員の質問に対して、建設水道課長から特例措置の関係について答弁があるそうですので、先にお聞きください。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 先ほどの丸山議員の質問の中でありました特例措置の該当件数ということで聞かれまして、ちょっとこちらのほうで返事ができませんでしたので、ここで改めてお答えしたいと思います。

まず、特例措置の関係ですけれども、実は伊那建設事務所のほうへ問い合わせまして、上伊那の状況ということでお聞きしました。この特例措置につきましては、そもそも2月1日現在を基準にしました契約が対象ということで、その前後において、人件費等の単価が相違する場合について、市町村等から相違する分について特例措置によってスライドすることを希望しますかということをお業者に通知して、業者が応じれば対象とするということの内容のようですが、この対応をしているのが国から県へ通知、県は当然しなさいということのようです。市町村については、市町村の判断にお任せをしますということの中で、上伊那の状況につきましては、これを適応している市町村はないですよということでもあります。これは、あくまでも2月1日基準での話で、今後、もしくは現在もありますけれども、物価等のスライドにより、契約について変更が必要な場合については、契約約款に基づく物価スライドを適応して対応するというところ取り扱ってよいということでもありますので、先ほど質問のありました件につきましては、現在、契約のもの、工事で動いているもの、十数件ほどありますけれども、この対象となったものは1件もございませんということでお答えしたいと思います。お願いします。

議長（原 悟郎） はい、そういうことで、また細かい質問がありましたら、担当課のほうでお聞きください。

それでは一般質問を続けます。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。

今回の私からの一般質問の目的を述べます。

現在、村役場では、端的に言えば、気を病んで休職している職員がいて、職場と

しても苦慮しているようであります。このことは、非常にナーバスな問題ですが、私と執行部のやりとりを通して、できることなら悩みの渦中にある人たちを、優しく言えば気遣いたい、またはっきり申せば勇気づけたい、これが目的です。また、あえてつけ加えるなら、現在さまざま場面で悩みを抱えておられる村民一人一人の方々にとっても、この質問から何らかの気づきを得てもらえることを願って質問を始めます。

質問項目としまして、村職員が、明るく、積極的に働ける職場づくりを求めてと題しました。

村長は、この3月定例会挨拶、特に平成26年度予算編成の説明に当たり、村長の3期目は、特に積極的な行政を目指すと宣言されました。これは、ひとえに村の全職員が積極的に職務に励めてこそなし得るものだろうと思います。

そこで、まず1番、(1)の①としてお尋ねいたします。村職員の受験者数と採用人数をお聞きします。参考経過としまして、平成元年ごろのバブル期、また10年ほど前、そしてここ3年ほどの受験者、村職員を受験する方、そして採用人数をお尋ねします。

議長(原 悟郎) 答弁を求めます。

唐木村長。

村長(唐木 一直) 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、村職員の受験者数と採用人数の御質問であります。

初めに、年代ごとの職員の受験者数と採用人員であります。バブル期、昭和61年12月から平成3年2月までの最盛期の平成元年は、事務職の受験者数は6名に対して4名、また保健師は1名に対し1名を、調理師では2名に対し1名を採用しております。次に、10年前の平成15年度では、事務職の受験者数は17名に対して5名を、また保育士では8名に対して1名を、調理師では3名に対して1名を採用しております。続きまして、この3年間の状況であります。平成24年度は、事務職の受験者数は54名に対して5名を、また保育士では41名に対して6名を、栄養士では5名に対して2名を、作業療法士では2名に対して1名を採用しております。続いて、平成25年度では、事務職の受験者数は48名に対して1名を、また保育士では33名に対して3名を採用しております。また、26年度採用であります。事務職の受験者数は51名に対して6名を、保育士では36名に対して4名を採用する予定であります。

このように、バブル期のころは、職業を募集してもなかなか受験者数が集まらない状況でありましたが、リーマンショック以降の平成20年を過ぎたころから、受験者数が急増しております。景気の良いときは民間に、不景気になれば公務員といった傾向がはっきりとこの数値からもあらわれているというふうに思っております。

以上です。

議長(原 悟郎) 4番、小坂議員。

4番(小坂 泰夫) ここで、再質問をさせていただきますが、今の村長の答

弁ですと、バブルのころ、25年から30年ほど前だと思います。10名ほどの職員が受けられ、またここ最近では、一般職や保育士さん、合わせて100名近くの方が受けられていると。採用人数は、またその年々の退職者数とか、そういったところに関係するんだと思いますが、それほど狭き門をこの現代は村役場職員を目指して入られた方々、落ちた方々を考えれば、本当に有能な方々が採用されたんだと思いたいところですが。

先ほどの村長、ほかの同僚議員からの質問で答弁されていた、やはり30年ほど前、人口が1万人にも満たないときには、職員定数は120人ほど、現在1万5,000人になっても定数は139人ということで、正規の職員だけ見ると、本当に大変な職務の量が正職員にかかっているだと思います。

当時の30年ほど前の決算カードを見ますと、職員の平均給与が19万6,000円、現在の村の人口の平均年齢は41歳ぐらいなんですけれど、多分、当時ももう少し年上だったのか、そのぐらいの年齢だったのか、40歳ぐらいの平均年齢で19万6,000円だったんじゃないかなと。現在は、職員の平均年齢が41歳に対して、職員の給料は29万円です。これが高いのか、安いのかはわかりませんが。

村長も長い役場の経験もございまして、その30年ほど前と、そして現在と比べて、職員、正規職員に職務の精神的な、心理的な負担というのはどのように変わっているか、お気持ちがあればお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 30年前と今現在で、職員の精神的な受ける状況は変わっているのかどうかという御質問であります。

これは、大変、個々の問題、受けとめ方がありますので難しいというふうには思います。私が感じている範囲であります。南箕輪村は御承知のように、人口がふえてきております。30年前と比べると5,000人ぐらいはふえているのかな。ここに統計的には昭和52年ですから、40年弱ぐらい前の部分があります。そのときは8,100人という時代でありました。そういったことからすると、人口がふえてくるということは、いろんなニーズを持った、いろんな考え方をを持った村民の皆さんがふえてきておるといふことでもあります。そういうことを考えれば、職員の精神的な負担というものも当然多くなってきているんだろうなというふうには感じておるところであります。

私も、役場生活、職員生活が長いわけでありましてけれども、私の若いころというのは、本当に村民、村の中が職員と村民の関係といえ、本当に和気あいあいとしたといいますか、そんな状況の時代でありましたので、そういった精神的なストレスというのは余り感じなかったところでもあります。むしろ、上司からのストレスのほうが感じたかなと、こんな思いも今しておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4 番（小坂 泰夫） では、2番目の質問に入っていきたいと思いますが、そこで、残念ながら心元気に働いている職員ばかりではないのが今の村の役場、村職員の実情かなど。そして、身体的にはともかくとして、心元気でない理由と申しますか、それは個人的事情だったり、またあるいは職場の人間関係、村長も今答弁ありましたけれど職場の人間関係、上下関係でしょうか、そういったものもあるかとも思われます。

私、今回の質問をするに当たりまして、駒ヶ根にあります長野県看護大学の先生方、5人の先生方からお話を聞いてきまして、特に心のケアと申しますか、あと職場の問題、そういったことを看護大学さんとしては先駆的に活動されておりますので、聞いてきました。基本的には、生徒向けの対応ではありますが、看護大学では、悩みを抱える当人が、臨床心理士や、また精神看護専門看護師といった看護大独自のポジションのようなんですけれど、そういった悩みを聞くための配置をされており、また職場の人間関係の調整を図るために、これはまた後でちょっと説明します。資料1としまして、例えばハラスメント防止委員会というのを、資料1のハラスメント防止委員会そのものはちょっと説明はあえてここにわかるようには載っていませんけれど、そのハラスメント防止委員会を設けたりして、悩みや人間関係の調整を看護大学さんでは図っておられます。

そこで質問ですけれど、村の職場内でのそういった職員が抱える悩みや、また人間関係への対応、また機関というのがあれば、どうなっているかお尋ねします。また、例えばですが、この長野県看護大学でも、村でそういったことに苦慮されているようなら、ぜひ連携、協力したいというようなお声も聞いてきております。内部だけで対応するのが難しければ、ぜひ外部にも頼ってよいんじゃないかと思えます。そのあたりをお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 御質問の前に、若干だけお話をしたいという部分があります。先の質問でお答えできなかったところがあります。これは、村民向けに一つお答えをしておきたいなと思っておりますのでお願いしたいと思えます。

職員数の問題であります。

平成17年度に集中改革プランというのを作成しまして、22年度までの5年間に職員数を13人減らしてきております。人口はふえてきて、地方分権が進んできて、職員数は減らしてきてまいりました。こういったことが、職員の負担ということにもつながっているのかなというふうに感じておるところであります。当時の職員1人当たりの受け持ち人口は70人から90人台、現在では110名ということですので、職員1人当たりが抱える村民人口というのはかなりふえてきておるという実態があるわけでありまして。そんなことも若干職員のストレスに影響してきておるとかなというところであり、そういったことを解消するために、あるいはさまざまもう少し住民サービスを充実するために、またきょうも質問が出ておりましたけれど

も、いろんな分野を充実するために採用人数をふやしてきておるところであります。定数も増加を認めていただいたところでもあります。これからは、効率化も追求してまいります。住民サービス等を勘案しながら採用をしていきたいというふうに思います。これは（１）の質問で言い落とした面であります。

職場内の関係であります。

本当に、いわゆる悩みを抱える職員がふえてきております。この辺は本当に心配をしておるところでもあります。これは、本村だけの問題、公務員だけの問題ではなくて、どこの職場もそういう方がふえてきている、増加傾向にあるというお話はお聞きしておるところであります。

職場での対応の部分であります。

ハラスメント関係でいきますと、男女が対等な、平等な関係で、快適に働くことのできる職場環境を実現することを目的といたしまして、職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱を定めております。この要綱では、相談等の窓口を設け、実施することになっておりますが、実際には相談されたケースはありません。

しかし、心の健康問題により休職している職員がおります。この職員につきましては、ハラスメントというよりもメンタルヘルスが起因であります。従来から、このメンタルヘルスに関する研修会の実施や、また長野県村町職員互助会が実施しておりますメンタルヘルス相談会の情報も提供し、予防に努めてきたところでもあります。残念ながら、心の健康問題で休職される方もあるところでもあります。

村の対応でございますが、休職者としての対応では、全員ではありませんが、原則として休職者の了解をいただく中で、担当課、衛生委員会というのもありますので、この衛生委員会を含め、これは保健師であります。一緒に主治医と相談するようにしておるところであります。これは従来から改めまして、そういうふうにしておるところであります。また、職場復帰につきましても、主治医の指導のもとで、休職中から段階的にならし勤務を始めておるところであります。このことは必要であるというふうに思っております。職場の受け入れ側でも、休職者の対応につきまして学習していく必要がありますので、先ほども申し上げましたが、県の町村職員互助会が実施しておりますメンタルヘルス相談会に参加してまいりたいと考えております。今月開催されます相談会にも出席をする予定であります。

26年度の当初予算で、職員の健康管理委託費を計上させていただいております。心の問題を未然に防ぐには、まず自己診断が必要であるとの観点から、職員のストレス診断を実施することとしております。職員のストレス状態を把握して、あわせて診断後のカウンセリングなどの相談もしていきたいというふうに考えておるところであります。初めての試みでありますので、どの程度効果があるかわかりませんが、この結果を踏まえて、次のステップを考えていきたいと思っております。

3点目といたしましては、地方公務員法や労働安全衛生法に基づきまして、職員の健康管理につきましては職員健康管理規定を定めております。この産業医の規定

もしておるところであります。従来は、全てを含めまして1名の方に産業医としてお願いをしておりますが、26年度からは外科、内科的な面で1名、精神的な面で1名、この2名体制にしていきたいと、そんな予算も計上させていただいております。さまざまな相談体制をとりながら対応してまいります。

そして、今議員から提案もありました。看護大学との連携につきましては、外部の相談窓口として設置ができれば一番いいことであると思いますので、そんな点、検討をさせていただきたいと思っております。そういう提案でありますので、すぐに設置するかということではなくて、検討してまいりたい。でき得れば、本当にこれは大変な、深刻なそういう問題にもつながってまいりますので、設置をしていければいいなというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） ありがとうございます。

それでは、(3)としまして、ここでは、まず村長、理事者、また管理職や職員、それぞれの職務に対する自身の姿勢を聞くと書きました。先ほど自己診断という言葉もありましたけれど、私としましては、村長が、また管理職の皆さんが、職員皆さんが、それぞれ御自分が職務にどのように向き合っているだろうかということの評価、自覚してもらおうということで、資料2をもとにいろいろお話をしていきたいと思っております。資料2につきましては、看護大の先生からも学んできた、ここは心理学と言え部分でありますけれど、御紹介しつつ、村長に幾つかいろいろ質問を繰り返していきたいと思っております。

まず、この資料2としましては、全ての人の悩みは対人関係である。全ての人の悩みは対人関係だけであると言ったのがアドラー心理学、アルフレッド・アドラーなんですけれど、これはフロイトやユングと並ぶ心理学の三大巨頭と世界的には言われていまして、日本でもフロイトやユングの名前はよく聞かれるかと思っておりますけれど、アドラーのことは私もつい最近しりました。単純に言いますと、フロイトやユングは原因論を訴え、アドラーは目的論を訴えました。原因論というのは、私は過去こういうことで傷ついたので、だから今気持ちがなえているんだとか、目的論については後ほど述べます。

では、ここで、例えば役場のお話ですけど、今村長もどんな職場でもとおっしゃいました。また、心の問題でもあることにも通じますので、まずAと書きました。全ての人の人生、あるいは仕事の目的、これは行動面であられる部分ですけど、1番は自立すること、そして2番は社会と調和して暮らせること、これがアドラーが捉える全ての人の人生、仕事もそうだと思います。自立すること、社会と調和して暮らせること、これが仕事の目的であります。その行動面を支える心理的な面、適切な信念としまして、自立することには、後ろ盾となるのは私には能力があるという心理面、社会と調和して暮らせることを支える心理面は、人々は私の仲間であ

る。私には能力があり、人々は私の仲間である。これが自立して、また社会と調和して暮らせる心理的な後ろ盾となると言っております。

Bになりました、ここから村長と何度も質問を繰り返していきたいと思っております。いろいろ述べますと切りがありませんので、まずここで村長にお尋ねしたいと思います。私一議員なんですけれど、10人のうちの議員として、1人の代表としまして、私は村長にいろんな提言をしてきているつもりですけれど、村長としましては、私の提言はどの程度聞いてくださっていると思われませんか。心理学的な話でもありますので、本音でお答えいただければありがたいです。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 答えにくい部分もありますけれども、心理学ということでもありますので、答えられる範囲でできるだけ答えていきたいというふうに思います。

小坂議員の質問や提言をどの程度聞いているのかという質問であります。

全ての議員さんもそうでありますけれども、本当に村民のためになる、村のためになるということであれば、積極的に提言は受け入れていくと、そういう御理解をお願いいたします。いろんな御意見や御提言がありますけれども、可能な部分と不可能な部分がございます。可能な部分につきましては、今申し上げましたように、私は村、村民を常に視点に置いていますので、それに対して、本当にいいことなのか、そういう判断ができれば取り入れているということ御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） それでは、村長に、まず村長としての職務を果たされている自己評価をお尋ねしたいために聞いていきます。

まず、この資料にあります自己受容、自己肯定ができて全てが始まるということなんですけれど、村長は御自身、村長としての御自分を認めておられますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大変難しい質問といたしますか、答えにくい質問であります。私自身が村長としての肯定をしているかどうかという御質問だと思いますけれども、村長職というのはいろんな面がございます、難しいなという思いはありますけれども、これは自分で立候補して、村民から選ばれておりますので、肯定をしながら前に進んでおるといふことしか答えようがございませんけれども、そんな点でお許しをいただきたいなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） それでは、村長が自分を認めておられるかどうか、今の御答弁どおりだと思います。

続きまして、他者を信頼しているかが次に大事になるとアドラーは言っておるんですけれど、村長は住民の皆さんを、また役場の職員を信頼されておりますか、お

尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 信頼をするということは大切なことだというふうに思います。村民にしろ、職員を信頼する。このことは根本的な問題で、私は信頼しております。しかし、なかなかそうならない面もありますので、その辺はそんな御理解もお願いいたします。基本的には信頼しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） あくまでも村長、唐木一直さんがどのように思われているかをお尋ねしているので、それでありがたいんですけど。

3番目としまして、村長は他者に、この場合は住民だと思いますけれども、貢献されていると御自身で思われておられますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民から信頼をされているかどうかということでもいいわけですか。

4番（小坂 泰夫） はい。村民に貢献しているか。

村長（唐木 一直） 貢献しているかどうかね。

その評価はさまざまだと思います。選挙に当選して、今現在、村長職を続けているということは、貢献ができて、認められている部分があると思っております。全く貢献がなくて、評価されていなければ、この席にはいないんだろうなということじゃないかと思えます。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） これを聞いておられる皆さんが、何を聞きたいんだと思われていることだと思いますけれど、まず、私は、唐木一直村長御自身を私なりに見させていただいて、私が評価する立場ではありません。でも、私自身が申し上げれば、村長はしっかり自分を持っておられて、そして他者を信頼し、他者に貢献できている方だと、これは私が言うことではありませんけれども、そういうふうには私は思っております。

そこで、これはもう項目には書きましたけれど、お答えはいただけるのかな、管理職の皆さんや職員の皆さんも、御自分を受容され、御自身の考えをまずは認め、自分の能力を認め、そして他者を信頼し、他者に貢献できているか、そこをお尋ねしたかったんですけど、しつこくなりますのでちょっと飛ばさせていただきます。

これが、私たち議員でもありますし、村長もまた選挙で選ばれる人間、これは本当に非常に難しい立場であるんですけど、ここに書きました。承認欲求、他者からの評価ありきでは自滅するというふうに書いてあります。例えば、これは公務員の皆さん、お仕事をされている公務員という立場は、本当に全ての住民になるべく貢献しなさいという皆さんの信念や、また他者からの言われることもあるかと思

ますけれど、これが下にありますが、他者からの承認、他者から認めてもらうことばかりに気をとられると、他者から悪評をされると、2番の他者には信頼でなく、他者を敵と感じ、そして自分自身を劣等感、劣等コンプレックスに陥ると、そしてまた他者に貢献できないという、こういう悪循環が働くというのがアドラーの考え方であります。

そこでお尋ねします。これは、私は、今日は特に村長としかまず議論できませんので、あえて村長にお尋ねするんですけど、村長は今、議員に対して、全村民に役に立つことなら聞いていくよというふうなお答えをいただきました。議員に比べて、この質問はちょっと痛いかもしれませんけれど、議員と比べて、村長は職員の皆さんからの進言や提案をどの程度聞いておられると思いますか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員の提言をどの程度聞いているかという質問であります。

基本的には、それは聞いているというふうに私は思っております。ただ、いろんな意見の食い違い等は当然あります。したがって、議論をしながら進めていくことがいいだろうなというふうに思いますけれど、ただ私も私としての考え方があります。それが全て正しいかどうかというのはわかりませんが、そういう部分を議論しながら、職員のほうになるほどなということがあれば聞いていくという、このことが基本的な姿勢であります。しかし、なかなかトップダウンということも必要なときがありますので、そんな点は、必要なときはそういう面も出てまいります。そうしていかないと、なかなかうまくいかないという面もありますので、その辺は両面で考えていく必要が私はあるんだろうなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 村長、お答えいただいていること、私にはとても腑に落ちしております。

村長は、御自身をもって、この村を引っ張っていらっしゃるんだと思います。また、先ほど最初にお尋ねしました、多くの中から選ばれた村職員として採用された方々も、御自身の能力、御自身の人格というか、人柄というか、全ていろいろ吟味された上で役場の職員に採用されたんだと私は思います。ですから、村職員、ここにおられる管理職の皆さんももちろんですけど、でき得るなら、村長と同じように、まず御自身をしっかり持って、そして他者を信頼し、他者に貢献できる、そういった働きをしていただきたいと思うんですが、ここは、私は今回の質問は、あくまでも悩みを抱えている皆さんは個人的な悩み、御自身の悩みが中心だとは思っておりますけれど、あくまで役場という職場の働きやすさや、御自分たちが元気に、心健康に働けるような職場を目指すためにも、ちょっと心の問題として、また人間

関係としてお尋ねするんですけど、資料1につけました。1番左の下の部分です。

3行読みます。これは、職場の問題であります。「無視やうわさ話など、言葉や態度により、繰り返し相手の人格や尊厳を傷つけ、精神的、身体的苦痛を与え、職場の環境を悪くさせる。」、これはモラルハラスメントと言うけれど、こういったことが職場の中では、ある職場もあると。また、右のほうに行きまして、ハラスメントを起こさないためには、一番最後のところですよ。ここは、特に村長とか、私議員とか、そういった立場として、お互い気をつけるべきじゃないかなと思うので、あえて申させていただきますが、ハラスメントで気をつけなければいけないパワーハラスメントです、特に。「社会的地位や権限を持つ相手に対しては、拒否できないこともあります。明確な意思表示がないからといって、それを合意と勘違いしないようにしましょう。」というふうに書いてあります。

私自身の自戒もあるんですけど、ここでお尋ねします。村長は、村長職を、職務を進める中で、心理学的なことですのであえてお尋ねしますが、意見が食い違うことも多々あるかと思えます。そういった中で、村長として怒ることはありますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 怒ることがないと言えようそになります。それは怒ることもあります。怒らざるを得ないときがあるということでもあります。しかし、私自身、自分の性格を考えると、顔はおっかない顔をしていますけれども、余りそういったことでけんかをするとか、怒るとか、そういうことがないというふうに自分自身は判断しております。そのことは、私の一つの欠点かなと、こういう自戒も持っております。口では厳しいことを言うときもありますけれども、全ては村のためということでもありますし、私は働きやすい職場というのは常に目指していきたいなと、職員が本当に健康で、いきいきと働ける職場になってもらいたいということは願っておりますし、それぞれ心の病ばかりではなくて、さまざまな病気をすることもあります。本当にしっかりして、また職場復帰をしてもらいたいというのが私の真の願いであります。いろんなことは言われますけれども、本当にまだまだ先のある若い皆さんでありますので、しっかりと体を治していただいて、寄与してもらいたいという、これが本当の気持ちであります。また、役場全体、職員全体もそういうふうにしていかなければいけないだろうというふうに思っております。したがって、怒ることはありますけれども、怒る回数というのは非常に少ないと。ただ、管理職には厳しいことは言います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 今の村長の答弁、私は、今回最後に村長にぜひお聞きしたいなと思ったことをおっしゃってしまいました。ですが、私としましては、なぜ怒るかなんていうことをお聞きしたわけですけど、これはちょっと心理学的に、

皆さんにぜひ、余り普及していない考え方ですので、理解していただきたいためにお尋ねするんですけど、村長はなぜ、たまにだと思えますけれど、怒ってしまうんだと思えますか。なぜ自分が怒ってしまうと思えますか。怒ってしまった瞬間、なぜ怒ってしまったんだと思えますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 怒ってしまった瞬間、なぜ、それはめったに怒りません。本当に、言われたことを何回言ってもやらないときは怒ります。これは、職員としてもっと成長してもらいたいという気持ちがありますので、そういうときもあるということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） まさしく、村長に御答弁いただいたことなんですけれど、村長は二つの面をお答えいただいたと思います。まず、原因論と目的論、ここで出てくるんですけど、人はなぜ怒ってしまうか、村長が怒ってしまった原因というのは、多分自分が気に食わなかったから、特には自分の言うことを、今おっしゃいましたけれども、自分が望む方針と何度言っても違うことをするからというような、これを原因論と言います。しかし、村長が今怒ったのも、実は役場の職員にしっかりしてほしいからだ、これは目的論という、先のことを考えた目的論になります。ただし、ここで気をつけなければいけないのは、先ほどハラスメントのところで、右側の真ん中を読ませていただきました。社会的地位・権限を持つ相手から何か言われた場合、特に怒られたような場合には、果たしてその村長のしっかりしろよという気持ちが通じるのか。これが、私の今回、人間関係における原因論と目的論で、皆さんがまだ余り普及していない考え方だと思えますので、あえて言わせてもらったんですけど、怒ってしまうよりも、ほかの方法はあるかと思うんです。ただ、やはりこれだけ激務で、また村職員全員が抱えている仕事が多い中で、怒るとするのは、なるべく端的に、早く、相手に理解してもらい、悪く言えば簡単な逃げたやり方だそうなんです。ですので、できれば村長には、御自身の性格と思われているところもあるかと思えますけれど、怒りはあくまでも村長としてはパワーハラスメントになってしまいますので、その点を怒りというツールを使わずに、違った伝達方法をお願いしたいと思います。

これは、あえて今は怒りのことだけ言いましたけれど、人の悩みも原因論で考える場合が大方なんですけれど、目的論に照らしてみてもいいと、私としてはこままでとりあえず言うておきます。悩みが原因論で終わってしまうのか、目的論に考えなおせばどうなるのかということをお願いしたいと思います。

村長から職員の皆さんに、村役場の職員としての職務を遂行するため、どうあってほしいというのが、もう先ほど答弁にありました。ただ、気をつけてほしいのは、私が今考えているのは、自分の心の問題で役場の職務を休んでおられる方がおられ

るとしたら、原因論にはまってしまっているのではないのかなと。目的論としましては、役場の職務を果たすための自立と調和、自己受容、他者信頼、他者貢献だと思えます。

村長から、最後にもう一度繰り返しのなってしまうかもしれませんが、村長が思われる役場の職員に、住民に対してどのように働いてほしいか、村長の思いをもう一度お聞かせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大変難しい質問といたしますか、デリケートな質問でございます。1点だけ申し上げておきたいのは、私はめったに怒りません。私が怒ったときはよっぽどだというふうに捉えていただければというふうに思っています。ただ、パワハラの問題もあります。権力がある人が怒るということはパワハラの問題もあります。その辺は気をつけてやっていかなければならないだろうなというふうには、戒めていかなければならないというふうに思っています。

私は職員の部分、どういう職員にという御質問でありますけれども、職員、それはさまざまなタイプがあります、本当に。能力差も、それは事実としてないということではありません。したがって、職員個々の部分におきましては、本当に生活のこともあります。これは一番根本にすえていただかなければなりません。自分で生活をしていけるということを基本にしながら、村民や住民サービスに徹していただきたいなど。言うべきことはきちんと言う。そして、村の発展や住民サービスにつながるような仕事をしていただければというふうには思っております。しかし、それは本当に難しいことでありますし、またさまざまなタイプ、能力差もあるわけです。しかし、そこは全体で補っていかなければならないというふうには私を感じております。お互いに、どうやったらそういったものを補完することができるのか、職員として職員同士でどうやったら認め合うことができるのだろうか、私はそのことも大切なことだなというふうに思っております。お互いに認め合って、補完し合って、そして村のため、住民のために働けるような職員、職場環境をつくっていったら、これが一番私は理想的かなというふうに思っております。そういった職場に近づけるように、私自身も努力をしていかなければならないだろうなというふうに感じておるところであります。くどいようですけれども、さまざまなタイプがありますので、その辺は実態を見ながら、またいろんなお話もさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

パワハラとか、セクハラというのは、本当に気をつけなければいけないなというふうには感じておるところであります。特に、パワハラにつきましては、今議員おっしゃったように、受けとめる相手に対しては、私が言うと本当にそう感じるのかなと、そんな点も感じながら、またこれから対応をしていければというふうに思っています。セクハラにつきましては、村長が一番危ないと言われておりますので、気をつけていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 以上で質問は終わりますが、私、自分の職務柄、ちょっと自閉症を持っている彼らと交流しております。その中で、自閉症の人には特に気をつけなければいけないのが、怒ってはいけないということなんです。それで、それを優しくしなさいという意味ではなくて、怒るという感情表現、激しい感情表現は、彼らにとっては不適切行為、やってはいけない行動をより怒られた印象が自分に残りまして、さらに悪化する性質があるから怒ってはいけない。彼らと交流していますと、本当に、普通の人間がどういうふうにお互いにかかわり合うべきかなということをつくづく感じさせていただくことがあります。村長が今お答えいただいたように、役場の職員の皆さんが、健康に、心健康に働けることを祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

通告のありました全議員の一般質問は終わりました。

なお、あす14日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前11時33分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 6 年 3 月 1 4 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第 2 発議第 1 号～発議第 2 号 提
案～採決

第 3 議案第 1 号～議案第 10 号・議案第 12 号・議案第 14 号 討
論～採決

第 4 議案第 17 号～議案第 22 号 (委員会の審査報告) 委員長報
告・質疑

第 5 議案第 17 号～議案第 22 号 討
論～採決

第 6 議案第 24 号～議案第 28 号 討
論～採決

第 7 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成26年3月14日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告いたします。

意見書案2件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、意見書案2件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは、今議会において、請願2本、陳情1本が提出されまして、総務経済常任委員会に付託をされました。その審査についての結果を報告いたします。

この3件とも、3月3日、3月10日の2回に分けて、総務経済常任委員会を開催して、審議をしてきたところであります。

請願第1号の「長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願」につきましては、この長野県、非常に大きなところで、長野の地方裁判所のみで労働審判ができるという現状のところでは、特に南信のところからの審判の問題が起きたときに、非常に遠距離であり、なかなか大変というようなことで、長野県の弁護士会から出されていたものであります。この担当区域の弁護士さん等も電話連絡等いろいろ説明を受ける中で、労働審判がこのごろ多くなっているという現状を鑑みて、各支部でもできるように、とりわけ中信の松本支部で早急に審判ができるようなことで、ということ、意見を採択して、審査結果は採択ということになりました。

請願第2号につきましては、「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する請願」であります。これは、日本労働組合総連合会の長野県連合会会長から

請願が出されてきているところでもあります。紹介議員の唐澤議員からの説明も受けながら、とりわけこの労働法制が非常にこのごろ変わりつつある中で、労働者の保護も求めるためということで、説明を受けながら重要なことだということで、委員会としては採択ということになりました。

陳情第9号につきまして、「最低制限価格の設定に関する陳情書」につきましては、同様の陳情が平成25年のところにも出されております。本村では、この後、最低制限価格の制度が設定をされております。そういうことからして、この陳情の内容については理解はできるということで、趣旨採択ということに委員会としては決定いたしましたので御報告します。

以上です。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する請願第1号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。意見書については賛成です。ただ、ちょっとその審査のときに、どんな審査をなされたか、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

労働審判手続自体は、本庁でしか、支部の本庁でしか扱っていないということが全国的な流れです。その中で、各支部までというのは大切な動きなんだろうと私も思います。その中で、労働審判の手続の許可代理人という制度があるんですが、許可代理人が弁護士以外認められていないという事実がありまして、ただし書きの中で、認めた場合は許可代理人を認めるという文言があるんですが、全国的には3件しか今まで認められていないという中で、なぜこの質問をするかということなんですが、弁護士費用が非常にかかるものですから、労働審判の申し立てをしても、費用倒れをしちゃうということがあるそうです。その中で、許可代理人についても幅を広げていただきたいということもつけ加えていただければありがたいんですが、その点については審議なさったかどうか教えていただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） この請願につきましては、全国でも各支部で、普通は各県1カ所ということできているようであります。とりわけ、全国でほかのところというのは多少の事例があるそうですが、長野県は特に広いということの中で出てきたものであります。許可代理人につきましては、特に弁護士さんからの説明に来ていただくことができなかつたわけで、さらに深い話までは聞くことができなかつたわけなんです、その点についての論議は尽くされてはおりませんが、結果的に、この趣旨には採択をしていくということになりましたので、御承知おきを申し上げます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、請願第1号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

委員長報告に対する請願第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

済みません。ちょっと、私はこの採択について反対です。というのは、この審議の中で、どういう審議をされたかというのをまたちょっと質問したいんですが、政府内の一部の会議体の論議というのが、恐らく政府の内閣府の中の規制改革会議のことを指しているんだろうなと思うんですが、規制改革会議自体は、改革する内容をかなりの多くの項目を検討しながら、各省庁に設けられている、ここで言っている労働政策審議会というところにおろしてから法整備がなされていくという流れになっているみたいですが、ここで言われている中では、やはりそこら辺も言っていますんで、ちょっとこの意見書自体に私は矛盾があるんじゃないかなという思いがあったりするものですから、雇用問題については改革していかなければいけない、派遣の労働者の安定した法整備というのは求められているわけです。ただ、その中で、今国会に出される予定になっているという審議の内容で、キャリア支援だとか、雇用安定措置というものも、これから出されてくるわけなんですけど、そこら辺の審議については、どんな審議をされて、こういうふうな意見書になってきたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） こういう論議がされてきているということの中で、確かに、労働の自由度を高めていくというような部分等が、中にはそういうことを希望する働く人もおるということは現実おりますし、派遣制度の中で、ずっと仕事をしていくというところもあるわけで、全てこれということではありませんけ

れども、現実の中では、この日本の働く人の社会が雇用社会ということの従来からのものであります。こういうものが大きく変わっていくという部分で、この連合会から出された請願については、新しく変わってくる部分はこれから論議していくとして、とりあえず性急な改悪をしないように、これから政府にももっと国民の意見を聞く姿勢を持って伝えてほしいということで、現段階の中では、この請願に対して理解ができるということで、委員会として採択をしてきたところでありますのでお願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対意見の方、1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 私は、1、2、3あるんですが、この中の1については今決定もされていない内容だと思います。先ほど言ったように、内閣府の中の規制改革会議で項目として上がっている部分です。解雇の金銭解決制度というのも事後型なのか、事前型で全然変わってくるわけで、その中で、どちらかというのがまだ決まっていません。そういうちょっと時期尚早なのかなという思いがあります。3については、労働政策審議会で必ず審議をされて、法案になってくるとい流れなんで、ここで言っていることはちょっと違うということで、私はちょっと反対意見です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 労働者を保護する法律やルールを改悪しようということで、派遣法ができていますけれど、さらにまだそれを見直そうということで、限定正社員という、店長とか、見かけだけの店長、そんなことが正社員をふやすのではなくて、低賃金の派遣ばかりになる派遣法の改正を許さないということなんですけれども、残業代はゼロ、首切り自由、裁判に訴えてもお金さえ払えば、もう首にできるというような、本当に改悪の法律が通ろうとしていて、労働政策審議会でしっかりルールを決めた中でやってもらいたいと。残業代ゼロ制度の導入等、本当に悪法ですので、これは絶対反対して、意見書を上げていくべきであると思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

委員長報告に対する平成25年陳情第9号「最低制限価格の設定に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

平成25年陳情第9号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

平成25年陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この平成25年陳情第9号を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、平成25年陳情第9号「最低制限価格の設定に関する陳情書」は、趣旨採択とすることに決定しました。

ここで意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について趣旨説明を求めます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それでは趣旨説明を行います。

意見書を朗読しまして、説明といたします。

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を裁判所において迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申し立て件数は増加しており、労働問題解決の必要性が高まっている。

しかし、長野県においては、労働審判事件を取り扱える裁判所は、長野地方裁判所のみのため、中南信地域の住民が労働審判事件の申し立てを行うには、長野市まで出向かなければならない。広大な面積を有する本県においては、時間的、経済的

な負担が強いられることになり、申し立てを諦めざるを得ない事態が生じることも懸念される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、審判を受ける権利を実質的に保護するには、地方裁判所の支部においても取り扱うことができる必要がある。

よって、国において、地域における司法の充実のため、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記。

1、長野地方裁判所各支部において、労働審判事件の取り扱いを開始すること。とりわけ、長野地方裁判所松本支部においては、早急に取り扱いを開始すること。

2、取扱事件の拡大に伴う必要な裁判官及び裁判所職員の増員、並びに施設整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月14日。上伊那郡南箕輪村議会議長、原悟朗。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 全員起立多数です。

したがって、発議第1号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 意見書案を読みまして、趣旨説明といたします。よろしくお願ひします。

労働者保護のための法整備を求める意見書。

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」であり、安定的な雇用と公正な処遇のもとで、安心して働くことができる環境を整備することが、デフレ脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要である。

政府内に設置された一部の会議体では、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招く恐れのある労働者派遣法の見直しなどといった、不安定雇用が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは、政府が掲げる「経済の好循環」とは逆の動きであると言える。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されているが、こうした提言は国際標準から逸脱したものである。雇用・労働政策は、国民や労働者の声を聞くことが必要であるため、ILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において議論すべきである。

よって、国に対して、下記の事項を強く要望する。

記。

一つ、不当な解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働や過労死を誘発する恐れのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは行うべきではないこと。

二つ、低賃金や低処遇のまま派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

三つ、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則に基づき、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上の趣旨に、皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

先ほども申しましたが、この意見書の中のやはり1番については、議会として出す内容なのかなという、僕は思いがあります。まだ決定もされていない内容です。

マスコミ報道で先走って報道はされている内容なんだと思いますが、この解雇の金銭解決制度についても、それがなければ、やはり金銭解決ができないという方もおります。メリット、デメリットがあると思います。ホワイトカラー・イグゼンプションについても、アンケート的には半数以上、6割近くの方が賛成している内容なんです、実際は。長時間労働については、やはりブラック企業という問題が多くあると思います。ですから、意見書とすれば、そういうところをやはり焦点を当てて出すべき内容なんだろうなと思います。

2については、やはり先ほども申しましたが、労働政策審議会において、今回改革案が出されてきます。ただ、それが絶対だとは言いませんので、この内容については、やはり派遣労働者の関係の改革は進めていかなければいけない内容だと思います。

3についてなんですが、これは政府では労働政策審議会を通して法整備はされてくる内容ですので、議会としてこれを出すべきなのかなという思いがあります。

したがって、そういうことで、私は、全体的なワークライフバランスというものを考えていく上で、やはりしっかりと考えて意見書は出していくべきなんだろうということで、今回の意見書については反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 派遣法ができたときが小泉内閣のときでありまして、派遣によって賃金を安くして、経済を本当に低価格というか、低賃金で安上がりな労働者をつくってきたと思います。日雇い派遣というようなものが、つい5年前に禁止になったんですけれども、それも解禁すべきというような、本当に若い子供たちというか、労働者、若い労働者が未来を築くことのできない、本当に労働者に対する派遣法のルールが守られていない、処遇改善が図られないというようなことで、断固反対していきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪保育園設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「南箕輪村印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村研修センター設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村研修センター設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「南箕輪村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「南箕輪村文化財資料保管倉庫設置条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第12号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第14号「平成25年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号から議案第22号までは、総務経済常任委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは総務経済常任委員長報告をいたします。

総務経済常任委員会に付託されました議案第17号から議案第22号までの6議案につきましては、二つの常任委員会で3月6日、7日の2日間にわたり、理事者、管理職の出席もいただき、連合審査で行いました。

会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第17号「平成26年度南箕輪村一般会計予算」につきましては、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。保留という意見もありましたが、その後、撤回されていますので御承知おきください。

議案第18号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「平成26年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、数多く出された意見、要望等があります。今後の予算執行に十分反映し、適切な行財政運営を図られるよう望みます。また、予算書作成に関して出された指摘事項につきましても、改善されるようお願いいたします。

以上で、総務経済常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

引き続き、議案に対する討論、採決を行います。

議案第17号「平成26年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号「平成26年度南箕輪村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第18号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第19号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第20号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成26年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第21号「平成26年度南箕輪村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第22号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第24号「南箕輪村村道路線の認定」についての討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第24号「南箕輪村村道路線の認定」については、原案のとおり可決されました。

議案第25号「南箕輪村社会福祉施設等の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第25号「南箕輪村社会福祉施設等の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「南箕輪村大芝公園等関連施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第26号「南箕輪村大芝公園等関連施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第27号「南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「南箕輪村村営住宅使用料の支払いと村営住宅退去を求める訴えの提起について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第28号「南箕輪村村営住宅使用料の支払いと村営住宅退去を求める訴えの提起について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、閉会中の委員会所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、長い間、村行政発展のために御尽力いただきました中尾由美子会計管理者、並びに清水麻男住民福祉課長が、今月をもって退職されますので、退職に当たっての挨拶をお願いしたいと思います。

先に御紹介を申し上げます。中尾由美子会計管理者は、昭和49年4月1日、村職員として採用されまして、農林課、生活課、農業委員会、議会事務局等を経て、平成5年5月、生活課保健衛生係長に就任し、5部署、五つの部署で係長を務めた後、

議会事務局次長を経て、23年3月1日、会計管理者に昇任いたしました。平成26年3月31日に、このたび定年により退職ということになります。

清水麻男住民福祉課長は、昭和53年4月1日、村職員に採用されました。生活課、総務課、税務課等を経て、平成3年4月、産業課商工観光係長に就任し、やはり5カ所で係長を経て、平成20年4月、住民福祉課長に就任され、現在に至り、26年3月31日、定年前であります。都合により退職ということになります。

それでは、最初に中尾会計管理者に、壇上にて一言御挨拶をお願いいたします。会計管理者（中尾由美子） 本日は議会の終わりに当たり、私のためにこのような時間を設けていただきましてありがとうございます。

このたび、3月31日をもちまして、南箕輪村職員を定年退職することとなりました。昭和49年に南箕輪村職員としてお世話になりはじめてから40年間、私にしては山あり、谷ありの人生でしたけれども、こうして無事、職を全うし、退職を迎えることができました。退職後は、一南箕輪村村民として、村の職員であったことに恥じることはないように、また笑いのある楽しい日々が過ごせるよう努力していこうと思っております。これからも、皆様にはお世話になることがあろうかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

40年前就職した当時は、定年退職をするなどとは思っていませんでしたが、こうして勤められてこられたのも、理事者をはじめ、議員の皆様、諸先輩や職員の皆様方が支えてくださったおかげと、心より感謝申し上げます。皆様におかれましては、忙しい日々連続で、大変なことと思いますが、今後もますます御健勝で、御活躍されることを祈念いたしまして、簡単ではございますが、退職に当たりお礼の御挨拶をさせていただきます。本当にありがとうございます。お世話になりました。

議長（原 悟郎） 続いて、清水住民福祉課長、お願いいたします。

住民福祉課長（清水 麻男） 3月定例議会、お疲れさまでございました。また、議場におきまして、このような機会を設けていただきまして、大変恐縮でございます。

私ごとでありますけれども、定年まで2年を残しまして、今月末で退職させていただくことになりました。役場職員といたしまして、36年間お世話になりました。中でも、課長職として6年間、議員の皆様には大変お世話になり、またいろいろふできな私を議員の皆様、擁護をしていただきまして、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

4月からは、一村民として、36年間役場で学んできたことを地域活動に生かせる人間でありたいなというふうに思っておる次第であります。

議員各位におかれましては、地方自治発展のために御健勝にて、またますます御活躍されることを祈念申し上げます。長い間、本当にありがとうございます。

議長（原 悟郎） お二方につきましては、退職されても、引き続き村政に

御理解と御協力をお願いいたします。長い間、大変御苦労さまでした。お疲れさまでした。

それでは、ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言につきましては、今後の行政執行に活かしてまいります。

平成25年度も半月となってまいりました。事務事業の再点検をしながら、未執行がないよう、また次年度につながるよう指示をしたところであります。

今議会は、新年度予算の御審議をいただき、お認めをいただきました。新年度に向けての準備が整ったところであります。人口増加への対応、子育て、福祉、教育の充実、安心安全面への対応等々、過去最大規模の積極的な予算となりました。その分、職員は仕事量も増加し、大変となります。職員の力を結集し、村民生活を守るため、また村の発展のために努力してまいります。

第4次総合計画も残り2年となってまいりました。行政の指針であります第4次総合計画をしっかりと点検しながら、さらにその着実な推進と村の将来像であります。協働、共助が根つき、住みよい村にするために努力してまいります。

景気は回復基調にあり、大企業や一部企業にとどまらず、指標でも景気回復が実感できる年になることを願っておるところであります。

また、農業につきましては、減反政策の廃止に向け、大転換の年となってまいります。国の動向を注視しながら、厳しさを増す担い手不足に対応するため、村の農地を守るべく、検討をしてまいります。

これからは、日一日と春の訪れを感じずる季節となってまいります。また、活動的な季節となってまいります。県下一若い村の活力と元気を発信しながら、施策の展開を図ってまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、平成26年度が村にとりまして、希望が持てる年になることを願いながら、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これから春に向かって、いろいろ行事が重なるかと思いますが、ますます充実した議会活動をお願いし、これをもちまして平成26年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時03分